

令和 8 年 6 月 3 日（水）

（第 1 日目）

令和8年第3回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和8年第3回苓北町議会定例会は、令和8年6月3日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	田嶋 健司	2 番	山口 利生
3 番	廣田 幸英	4 番	松本 良人
5 番	浜口 雅英	6 番	田崎 稔
7 番	倉田 明	8 番	錦戸 俊春
9 番	高戸 幸雄（副議長）	10 番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 早退議員は、3 番 廣田 幸英。

7. 議会書記

事務局長	稲 尾 浩 二	書 記	岩 崎 えり奈
------	---------	-----	---------

8. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山 崎 秀 典	副 町 長	福 田 誠 一
教 育 長	錦 戸 雅 志	総 務 課 長	宮 崎 良 成
税務住民課長	松 村 保 則	企画政策課長	山 下 晃 弘
教 育 課 長	吉 本 英 明	土木管理課長	松 井 徹 也
農林水産課長	田 尻 悟	商工観光課長	松 本 康 秀
水道環境課長	時 田 健 一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田 尻 康 彦
行革デジタル対策室長	田 中 正 彦	会 計 課 長	伊 藤 雅 彦

9. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

10. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和8年第3回荅北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議会運営委員会では、2番、山口利生君、3番、廣田幸英君を指名する予定としておりましたが、廣田幸英君より本日午後からの早退届が提出されておりますので、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、山口利生君、4番、松本良人君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月5日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月5日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは私から諸般の報告を申し上げます。

4月16日、熊本城ホールで開催されました、熊本地震10年犠牲者合同追悼式に参列し、犠牲となられた方々に追悼の意を表するとともに、熊本県全体で記憶の風化を防ぎ、防災への思いを新たにしていまいりました。

4月21日、熊本県町村議会議長会として、県当局・県議会・自民党県連への要望活動を行い、天草郡としては、天草地域の道路整備促進についての要望を行いました。

5月26日、東京国際フォーラムで開催された、全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会に高戸副議長とともに出席し、地方創生の行き先や、人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践などの研修を受講してまいりました。

翌５月２７日、熊本県町村議会議長会による県関係国会議員への要望活動に、高戸副議長とともに出席し、県議長会第７６回定期総会において採択された要望事項の実現について要望を行ってまいりました。

５月３０日、天草市民センターで開催された、天草市合併２０周年記念式典に出席しました。

苓北町監査委員から、令和７年度２月分、３月分、４月分、令和８年度４月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。

なお、議会運営委員会で協議し、行政報告を印刷したものを事前に配付いただくよう執行部にお願いし、お手元に配付しております。

それでは町長、お願いします。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。６月議会もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは行政報告をさせていただきます。

まず４月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

４月４日（土曜日）に、天草市民センターにおいて天草戦没者追悼式が開催され、私と野崎議長が出席をいたしました。

次に、令和８年度の町内小中学校入学式が４月９日（木曜日）に、それぞれ開催されました。今年度の入学者数は、小学校が坂瀬川小学校７名、志岐小学校８名、富岡小学校５名、都呂々小学校３名の合計２３名。苓北中学校が５２名でありました。

次に４月１２日（日曜日）には、農村運動広場において、苓北町消防団辞令交付式を開催いたしました。今年度の消防団員は、団長以下２２１名でございます。

次に４月１６日（木曜日）には、熊本城ホールにおいて、熊本地震１０年犠牲者合同追悼式が開催され、私と野崎議長が出席をいたしました。

次に４月１７日（金曜日）には、町民総合センターにおいて苓北町戦没者追悼式を、ご遺族の方々をはじめ、町内各機関・団体の代表者の方々のご出席をいただき開催をいたしました。

次に４月２５日（土曜日）には、東京都のスクワール麹町におきまして、東京天草郷

友会総会及び懇親会が開催をされ、出席をいたしました。

次に4月26日（日曜日）には、長崎市の長崎スカイホテルにおきまして、長崎苓北会総会及び懇親会があり、私と野崎議長、倉田議員、森商工会副会長、地域間交流事業推進委員の皆様、町職員を合わせて、苓北町より総勢13名が出席をいたしました。また、長崎県及び長崎市から、平田知事の代理の方、長崎市副市長、市議会議長をはじめ、多くのご来賓の皆様にもご臨席をいただきました。

次に5月2日（土曜日）から5月6日（水曜日）までのゴールデンウィーク期間中、苓北町の5つの窯元、天草市天草町の2つの窯元による天草西海岸春の窯元めぐりが開催されました。町内の5つの窯元には、期間中4,589人の来場者がありました。

次に5月17日（日曜日）には、苓北中学校体育大会が、5月24日（日曜日）には、坂瀬川小学校と富岡小学校の運動会が、5月31日（日曜日）には、志岐小学校の運動会がそれぞれ開催をされました。

次に5月22日（金曜日）には、八代市のホワイトパレスにおいて、八代・天草シーライン建設促進期成会総会が開催をされ、出席をいたしました。

次に5月28日（木曜日）には、天草広域連合事務所において、島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会が、また、天草市民センターにおいて、熊本天草間幹線道路整備促進期成会総会が開催をされ、それぞれ出席をいたしました。

次に5月30日（土曜日）には、天草れいほく観光協会主催によるOPPAIROCKマルシェ&ふれあい動物園が西川内漁港一帯で開催をされ、32店に出店をいただいたほか、今回は海業推進に向けた取り組みの一環として、櫓漕ぎ体験会も実施をされました。なお、当日は1,395名の多くの皆様にご来場をいただきました。

次に5月30日（土曜日）と31日（日曜日）の両日、兵庫県相生市において、2026相生ペーロン祭が開催をされ、副町長、商工観光課長、天草れいほくペーロン協会役員の方々の出席のほか、苓北町代表チームを派遣し、相生市の皆様と交流を深めてまいりました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

6月6日（土曜日）には、富岡海水浴場において、海水浴場、白岩崎キャンプ場、ペーロン船利用者並びにペーロン大会の安全祈願祭を開催をいたします。また、安全祈願祭後には、体験型マリンスポーツの普及を目的に、富岡海水浴場でSUP体験会 in Tomioka 2026が、天草れいほく観光協会主催により開催をされます。

次に6月7日（日曜日）には、都呂々小学校の運動会が、地区住民との合同開催による、都呂々地区ふれあい運動会として開催をされます。

次に6月11日（木曜日）午後1時30分から志岐集会所において、町が現在取り組んでおります公民連携事業の一環として活動していただいている地域おこし協力隊と地

域活性化起業人の活動報告会を開催をいたします。

次に、苓北さわやかクリーン作戦を6月14日（日曜日）午前7時から8時まで実施をいたします。なお、当日悪天候の場合は中止となります。中止の場合は、防災行政無線並びにれいほくよかナビにてお知らせをいたします。

次に、苓北町の夏の一大イベントである苓北じゃつと祭を、7月18日（土曜日）と19日（日曜日）の両日開催をいたします。1日目は花火大会を、2日目はペーロン大会を開催をいたしますので、議員皆様におかれましても、ご観覧のほどお願いを申し上げます。

次に学校関係では、1学期の終業式が7月17日（金曜日）、夏休みが7月21日から8月28日まで、2学期の始業式が8月31日（金曜日）となっております。

次に、8月8日（土曜日）と9日（日曜日）の両日、苓北町長杯ジュニアサッカー大会を開催をいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

通告1番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） おはようございます。8番議員、通告1番、錦戸俊春です。先に通告いたしました2件について、質問を行います。

まず初めに、人口減少対策についてです。

日本の人口は平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少を続けています。厚生労働省の推計では、2060年に8,674万人、2100年には4,959万人と、5,000万人を下回る見込みとなっているようです。歴史的にも極めて急激な減少であり、1000年単位で見ても前例のないとされております。

さらに、2050年までに全国の2割の地域が無居住化し、自治体サービスの維持が困難になる恐れがあるとされ、こうした地域は「消滅可能性自治体」と呼ばれ、全国的な課題となっており、苓北町も例外ではない気がいたします。

人口減少の主な要因としては、出生率の低下と晩婚化、高齢化による自然減少、若年層の都市部流出などが挙げられています。

人口減少は、地域社会にとって抽象的な課題ではなく、自治体の運営そのものに直結する課題であるとは言うまでもありません。

苓北町の出生数は、２００４年～２０１３年の１０年平均で５８．６人から、２０１４年～２０２３年の１０年平均３３．８人と減少しており、２０２３年では最少の１１人となっております。

一方、死亡者数については、２００４年～２０１３年の１０年平均で１１７．６人から、２０１４年～２０２３年の１０年平均で１２９人と増加しており、２０２２年では最多の１４４人となっています。出生数から死亡者数を差し引いた数を「自然増減数」と呼び、自然減少の傾向は以前から見られていますが、出生数の減少、死亡者数の増加により、減少幅が大きくなっています。

直近５年（２０１９年～２０２４年）のうち、４年で１００人を超える自然減となっております。

苓北町の近年の人口減少が著しく、令和８年（２０２６年）の４月で５，９５１人（うち外国人が１０７人）、日本人だけでは５，８４４人となっており、今後、人口の増加は考えられない状況であり、むしろ急激な減少が予測されるのではないかと思います。

このままでは、消滅自治体になるのではないかと思います。

人口減少が自治体に与える具体的な影響と課題は、「税収減少」「財政悪化による行政サービスの低下」「労働力の不足」「地域経済の停滞」などが生じると思います。

人口減少の具体策としては、自治体に取り組む主要施策は、結婚・出産・子育て支援による出生率の向上。移住者への支援金・住宅補助で定住促進。ＤＸ・行政サービス効率化で住みやすさの向上。サテライトオフィス誘致と起業支援で地域雇用を創出。空き家バンク活用とリノベ支援による移住促進。などがあり、苓北町でも積極的に進められておりますが、人口減少に歯止めがかからないのは現実のようです。

もう少し踏み込んでの施策が必要ではないかと思います。

町の活性化に向けた、町民と地域おこし協力隊及び天草れいほく観光協会の積極的な連携活動、これは町にある資源、文化などを活用した施策、観光による交流人口の増加などが私は思い浮かびます。

それと山地農業・山地酪農などの推進、これは町が事業者への活性化を支援するなどの施策を思っております。それに外国人が非常に多い。１００、現在で１０５名ですかね、で、日本語教室の実施。これは苓北町が協力支援し、外国の方が苓北町に興味を持ち、就労の増加及び永住できるようにつなげる施策がとれないものかと思います。

次に町内新規就労者への就職支度金の支給。空き家バンクを活用し、購入者及びリフォーム者などへの条件付き補助金制度の充実。就学者の地元企業への就学、実習、体験

学習の強化などを思い起こします。

今後の施策についてどのように考えておられるのか質問をいたします。

次に、高校入学者への入学準備金の助成についてです。

令和9年度から、国・県の施策により、高校入学者については支援策が拡充されたことに伴い、天草拓心高校マリン校舎入学者への入学準備資金廃止条例が提案され、可決されました。したがって、令和9年から支給されないことになります。

私は以前より、子育て支援の観点から、高校入学者全員に苓北町独自の施策として助成することをお願いしてまいりました。町の支援施策が衰退しているような気がしております。

子育て支援を充実させることで、町民また次世代を担うお子様方は、町に対する思いをなお一層深めると私は思っているところでございます。

今後、町独自の施策として、高校入学者への入学準備金の助成することができないか、お伺いをいたします。

答弁後、自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、人口減少対策についてでございますが、議員のご質問にありますとおり、苓北町のみならず、日本全国において少子高齢化と人口減少が進んでおり、その影響は議員もおっしゃるとおり、地域経済の停滞など多方面にわたります。

このように、日本全体で人口が減少する中で、苓北町の人口を増やすためには、子どもの出生数を増やすこと、住民の皆様にも長生きしていただくこと、そしてほかの自治体からの転入促進を図る必要がございますが、先程申しましたとおり、日本全国で人口が減り続けている状況の中では、大変厳しい状況でございます。

とは申しましても、苓北町といたしましても、手をこまねているわけにはいきませんので、人口減少を少しでも抑制すべく、様々な施策を行ってきておりますが、議員のおっしゃるとおり、人口減少に歯止めがかからない状況であるのが現実でございます。

錦戸議員の説明にもございましたが、苓北町の人口は、今からちょうど40年前、昭和60年12月末現在で1万660人でしたが、20年前の平成17年12月末現在では8,775人と、20年間で1,885人、年平均94人減少をしておりました。そして令和7年12月末現在では6,044人と、この20年間で2,731人、年平均136人ずつ減少しております。特に最近の5年間では、毎年平均して170人あまりの方が減少しておりまして、むしろ人口減少が加速している状況でございます。

このような状況の中、今後の施策についてどのように考えているかのご質問でございますが、町といたしましては、本年度の予算編成に際してもご説明をいたしましたと

おり、5つの重点取り組み事項を掲げさせていただいております。

このうち1つ目の、子育て支援並びに高齢者福祉の充実及び健康づくりの推進に係る施策、2つ目の、地域を支える人材確保と基盤産業の振興に係る施策、そして3つ目の、「苓北町」の知名度向上と関係人口・交流人口の創出・拡大につながる施策、の3つの重点取り組み事項は、直接人口減少対策につながるものであり、特に昨年度から取り組んでおります「苓北町」の知名度を向上させる取り組みにつきましては、人口減少対策だけではなく、関係人口・交流人口拡大や、ふるさと納税を含む物産振興など、多くの分野での効果が期待できるものと考えております。

残りの2つの重点取り組み事項であります4つ目の、町民を守るための安心・安全につながる防災・減災並びに国土強靱化施策や、5つ目の、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策も、安全・安心の住みよいまちとすることで、町の住みやすさをアピールするポイントともなり、人口減少対策につながるものと考えております。

具体策を申し上げますと、議員が思い起こされる踏み込んだ施策のうち、1つ目の町の活性化に向けた町民と地域おこし協力隊及び天草れいほく観光協会の積極的な連携活動（町にある資源、文化など活用した施策、観光による交流人口の増加など）につきましては、一昨年から熊本県の補助金を使って進めております、文学の宝発掘事業や、メタバースを活用した交流人口拡大事業などが、これに当たると考えております。

これらの事業はまさに、地域おこし協力隊や地域活性化起業人、観光協会などと連携して、町内の資源や文化などを活用して交流人口拡大につながるための施策で、このほかにも、東京大学みかん愛好会と連携したふるさとミライカレッジ事業や、苓北町の知名度向上のための、れいほくプロモーションプロジェクトなどにも取り組んでおります。

そのほか、議員が思い起こされておられる数々の施策につきましても、既に取り組んでいるものもございますが、さらに効果が高められるよう、今後の施策を進めていく上での参考にさせていただきながら、それぞれの担当部署において内容の充実・強化を図りながら取り組んでまいります。

また併せまして、令和7年3月に改訂をしました、苓北町人口ビジョン並びに、第3期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況の確認と時点評価を行うとともに、国の新たな施策や急激な社会・経済情勢の変化に応じて、随時本総合戦略の修正・見直しを行いながら、計画の実現に向け、取り組みを続けてまいります。

次に2項目目の、入学準備資金の助成について、子育て支援の観点から、高校入学者全員に、苓北町独自の施策として入学準備資金助成をすることができないかについて、ご質問がございました。

このことにつきましては、令和7年12月議会の一般質問において、錦戸議員から苓北町就学支援金制度の充実について、同様のご質問をいただきました。

この中で、高校入学準備補助金の在り方については、その助成金支給の目的並びに財源の見通し等も考慮しながら、子育て支援施策を含め、引き続き、総合的に支援メニューを検討してまいる時期にあると考えている旨、お答えをさせていただきました。

高校生への子育て支援の現状は、令和6年10月から児童手当が拡充されたことに加え、令和8年度からは、高等学校等就学支援金制度も拡充をされております。

また、授業料以外の教育費支援としましては、県立高校では、熊本県教育委員会において、生活保護世帯又は非課税世帯を対象に、返還不要の、熊本県奨学のための給付金制度がございます。加えて私立高校には、特待生制度や奨学金制度などを設けている高校もございます。

このようなことから、高校への入学や就学に伴う教育費負担は、以前と比べ、大幅に軽減されていると判断をしております。

このような状況下において、子育て支援とともに、義務教育9年間を通じて、基礎的部分の学びと資質を身につけた子どもたちが、進学や就職を機に、一度苓北町を離れても、将来は故郷に戻ってきてもらえるよう、郷土愛を育む人づくりが、今後は特に大事なのではないかと考えております。

その取り組みの一環として、現在、義務教育学校開校準備や、天草拓心高校マリン校舎などの県立高校との連携強化を図り、町内の教育資源を最大限活用しながら、苓北ならではの魅力あふれる教育を目指しているところでございます。

このような取り組みを進めていく中で、マリン校舎への入学につながっていければと考えているところでもあります。

高校は社会の在り方や、自分の将来の生き方について考え、判断力や行動力を身につけることができる場であり、その中で、自分自身が人生観や価値観を築いていくところでもあります。

夢と希望を持って進学される皆さんが、幅広い学びや経験を通して、1人でも多く自分の夢を実現してほしいと心から願っております。高校生への子育て支援の在り方については、引き続きその助成金支給の目的、並びに財源の見通し等も考慮をしながら、子育て支援策の総合的な支援メニューの検討を行ってまいりたいと考えております。以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それでは再質問を行います。

まず初めに、人口減少対策について質問をいたします。

答弁の中に、5つの重点取り組み事項が挙げられておりました。1つ目の子育て支援並びに高齢者福祉充実、及び健康増進に係る施策、2つ目に地域を支える人材確保と基盤産業の振興に係る施策では、これについてはですね、苓北町地域づくり協同組合を設

立され、4月からスタートされているようでございます。3つ目の苓北町知名度向上や関係人口・交流人口の創出・拡大につながる施策では、移住・定住や観光、保育園留学など、来町を呼びかけ、積極的に進められているようでもございます。4つ目の町民を守るために、安心・安全につながる防災・減災及び国土強靱化の施策、5つ目にはゼロカーボンシティの現実に向けた施策などを挙げられ、積極的に取り組んでおられますが、この近年の人口が著しく減少をしているような、先程も言いましたけれども、そういうような気がいたしているところでございます。

4月では5,951、先程言いましたけれども5,951人で、うち外国人が107人、5月末で、先月末では5,930人で、うち外国人が105人となっており、日本人のみでは5,825人となっているところでございます。また、5月末で高齢化率が46.8%となっており、また、5月末の人口で見ると、令和5年5月です、5月末で、5月末でちょっと見てみました。6,470人。令和6年5月末で6,306人。前年に対して164人の減少。令和7年5月で6,109人で、197人の減少。令和8年5月で5,930人で、179人の減少となっており、このように減少傾向が進むと、私の推計では、今の減少で推計すると、令和13年5月では、いわゆる5年後では5,030人となるような気がいたしているところでございます。これはあくまでも私の推測ですのでご理解、の数字でございます。

また、生産者人口を見ると、2000年、これ平成12年には5,440人、約5,440人でしたが、2020年、令和2年には約3,300人に減少をしているようでございます。

日本全国的に見ても人口が著しく減少していますが、我が苓北町はここ近年、例外のように思っているところでもございます。人口を増やす対策よりも人口が減らない対策が必要な気がいたしているところです。町の活性化に向けた、町民と地域おこし協力隊、町民てのは全体的にですね、の皆様方と、地域おこし協力隊及び天草れいほく観光協会の積極的な連携をとりながらやはり進めていくべきじゃなかろうかと思っております。その中には町にある資源、文化など活用した施策、観光による交流施策、これ現在進められておりますけれども、なお一層やはり努力をする必要があるんじゃないかなと思っているところでございます。

それと急傾斜地があつたり、耕作面積が狭かつたり、色々こう難しい面もあると思いますが、山地農業、いわゆる山地酪農などの推進など、町が事業者となって活性化を支援するなどはいかがかと思っているところでございます。

今後あの、あと5年10年するとですね、遊休農地も相当出てくるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺をやはりどのように対策を考えていく、いかれると思っておられるのか、もしよかったら伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 錦戸議員おっしゃるとおり、人口減少に伴って様々な課題が出てまいります。その中でやはり産業の部分については、特に厳しい状況であります。

そういった中で農業者の担い手不足、高齢化に伴いまして、今申されたとおり遊休農地、耕作放棄地が増え続けております。そういった中で、6年・7年に地域計画の策定を行いました。これは町内を9つのブロックに分けて、10年後の農地等の在り方について検討をしていただいたところではありますが、その中でも全国的にもそうなんですけれども、残念ながら約3割の農地の活用しかいまだ埋まっておりません。そのほかの約7割は、なかなか10年後の担い手が見つからないという状況でございます。

そういった中で町としてどうするかということで、昨年と今年につきましては、ある程度将来的な見通し、具体的な事業等が上がった地区をまず優先してですね、やろうということで、取り組みを始めているところでございます。

そういった中で錦戸議員おっしゃりますとおり、耕作放棄地の解消対策等も当然必要になります。小さな部分でいきますと水路の問題でありますとか、農地への進入路の関係、そういった部分もございます。この点につきましては国の方も、5年間の重点施策の中で農業の転換事業をですね、5年間で2兆5,000億円ほど組んでいるという状況でありますので、こういった国の施策も活用しながら、そういった施設の改良も含めた整備ができれば、将来的に、10年後の農地に向けてですね、農地、耕作放棄地の解消に向けて、担い手を探すことも可能ではないかということで考えているところでございまして、昨年今年とですね、地区を絞りながら勉強会を重ねているところでございます。今後も頑張って取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） なかなかですね、急傾斜地があつたり、耕地面積が狭かったり、難しい面も、国の制度から見ると、何かちょっと難しい面もあるかと思いますが、でも、やはりこれを全国あたりにPRしてですね、そして苓北町はこういうふうな、来てしまえばいいところと思うとですよ、苓北町は。確かにですね、温暖であるし、住みよいまちであると思います。だからそういうのをどんどんPRして、そして全国的に広げていただいて、そしてやはり荒廃地あたりはもう、何て言うかな、ある程度整備をして、そして国の制度で乗ればいいですけど、乗れないならばやはり町の施策として、やはりもしそういう方がいらっしゃれば手助けをするというような方向でいくべきじゃないかなと思っております。

今までもなかなかですね、私も大分自分でやったことあつとですけども、なかなか補助金がなかつです。なかったんですよ。私がするときはですね。で、そういうふうなことで、もしできないならば町が積極的に、まあ今、まあちょっと整備されて、なつて

いるような気がいたしますけれども、やはりそういうのを積極的にやはりそん、するということであればですね、そこら辺ちょっと、今までなかった、今度あるってなれば難しい面もあるかもしれませんが、そうせんとですね、私は進まんと思うとですよ、もう。で、そういうふうなことで、もうぜひこう取り組んでいただければなと思います。

それとあの、苓北町には外国人が先程言いましたけれども、5月末で105名いらっしゃるわけですね。難しい面もあると思いますが、日本語教室の実施などはしたらいかがかなと思っております。それもですね日本、あの、苓北町、町が協力して外国人が苓北町に興味を持って、日本語を勉強できてですね、そして就労もできるということで、就労者の増加及び永住につながる施策ができないものかなと思っております。

これですね、ちょっとテレビで見たんですけど、ある地域でですね、日本語教室が開かれて、外国人が非常に喜ばれておるといような地域があったようでございます。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 外国人につきましてもですね、農業、それから福祉関係ですね、多くの外国人に町内にも就労をしていただいております。そういった中で、外国人の皆様の対策として、今は天草市の事業者に委託をしまして外国人の相談事業を実施しております。また、定期的にですね、例えばごみの出し方でありますとか、日本の警察の在り方とか、そういった部分についてですね、勉強会等も開催をさせていただいているところであります。引き続きこういった部分を活かしながらですね、外国人の方が暮らしやすく、それから働きやすい環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） やはり外国人の方それぞれですね、外国人の方同士では外国語で喋って、色々会話、コミュニケーションをとっていかれると思いますけれども、やはり日本語教室を開いてするならば、参加されるかどうか分かりませんがですよ。もしそういうようなことが町独自でされてですね、当然学校の先生を退職された方とかなんかを専門的に町の方でお願いして、日本語の勉強をするならば、だんだん私は興味を持ってこられるんじゃないかなんかと思っているところですけどですね。これあの、接客サービスの事業所とかなんかは多分興味を持たれると思うとですよ。ただ、色んな職種によっては興味を持ったり持たれなかったり、もう一時的に就労に来て、帰られるとかなんかもあるかと思いますが、やはり何ていうかな、日本語を勉強して、勉強するならば損はしないわけですのでですね、そして無料で、苓北町が主体となって日本語教育、教育じゃなか、教えるならですね、やはりこの町に対して、町もそれだけ力を入れてるんだという姿勢が見えるんじゃないかなんかと思うわけですよ。そういうふうな制度を

ぜひこの実現できないものかなと思って一応提案をしたところで。

それと町内の新規就労者へのこの就職支度金の支給、これは先程言いましたけれども、人口減少に伴い生産者人口もですね、今後はますます人口減少が進むのではないかと考えております。人口の流出と人口減少の歯止めの施策として、また、町の活性化施策として支度金制度はいかがなものでしょうかと考えているところでございます。

財源としてはですね、町内で就労するならば、自主財源いわゆる町民税とかなんかも当然課税されますので、そこで財源が、就職支度金であれば一時金ですのですよね、その財源、要するに住民税とかなんかで財源はその方が納める財源で、一遍には無理だと思いますけれども、いわゆる苓北町に在住していただく、そしてそれだけの住民税の課税も当然出てくるわけですので、その財源で私は十分賄えるんじゃないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 各産業における就労の支援というのはですね、それぞれの産業の中でいろんな制度等もございます。例えば農業の場合は、新規就農者の支援等がございまして、これも国の方が今回拡充をしまして、今までは50歳未満ということで制限されていたものを、65歳未満まで拡大をされたということでもありますし、支援金の金額につきましても、年間で15万ほど上限をアップされたということもお聞きしております。そのほかの産業でもですね、国の産業における担い手が不足する中で就労の支援金制度も拡充、充実をしてまいってきてる状況でございますので、中身等も十分に検証しながら、取り組める部分はさらに取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ぜひこういうふうな制度ができろばなと思って。そしたらあの、まあこればしたから残られるってのは限りないと思いますけれども、やはり苓北町に残って仕事をしていくということであればですね、そういう人たちに対する支援の施策もあっていいんじゃないかなと思ってるところです。

それとあの移住、もし移住があった場合ですね、移住者には空き家バンクとかなんか活用して、購入者及びリフォーム者などへある程度の期間を在住しておれば条件付補助制度とかですね、合わせたこん定住促進が図られないかなと考えているところで。

よそのですね、町を見てみますと、酷かところは何百万で出しととですよ、そんな定住促進で。これ財源があつての話だと思いますけれども、そういうところもあります。そしてただこれからというのは非常に、今までなかったのに作るというのも難しい面もあるかと思いますが、これだけやはり人口が減少していく中で、そして生産者人口がこれだけ減っていく中でですね、何らかの大きな施策を打たないと、もう本当に何

て言うんですかね、危ぶまれていく自治体になってくるんじゃないかなって気がするわけですね。で、やはり今からどうしていくべきかということを具体的に対策を練って取り組むべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今言われた移住・定住対策につきましても既にですね、町としても制度化をしております、空き家の活用についてはですね、貸される方、貸すためにやはり仏壇があったり、片づけが必要だったりということもありますので、そういった、伴う費用の支援、それから借られる方については、リフォームについてリフォームの支援、これも行っております。予算の枠はございますけども、こういったことで活用が増えてくればですね、町としてもここはやはり拡充をしながら、移住・定住を進めていくべきだろうというふうに考えておりますので、引き続き、取り組みを強化をしてまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 制度あるのは分かってますけれども、やはりそこを確認してですね、拡大して、やはりちょっとあの、何ていうかな、移住できる方々のですね、やはりメリットちゅうたらなんですけども、もう本当良くしていただく苓北町はっていうようなやはり印象付けが必要じゃないかなと思うわけですね。で、よそがやってるからその金額をやりますということじゃなくて、やはりちょっとですね、積極的な取り組みというのが私は必要じゃないかなと思います。

よそにないような制度というのはですね、これは何百万で出しとるところはですね、それは実際、まあ苓北町はそれだけは出しきらないと思いますけれどもですね、ただ、それだけ財源が豊かであるところだと思いますけれども、それはですね、やはりなんていうかな、あの、ふるさと納税寄附金とかですね、そういうのを充当されたりなんかというところが多いようでございます。そういうような制度をやはりどんどん活用して、やはり本当に積極的にせんと、先程も言いましたように、もう人口減少というのはもう著しい、今後ですね、あと5年間では著しい減少が出てくる。5年間に限らず、今後はですね、著しい減少が出てくると思います。ぜひこの検討していただければと思います。

それとあの、これは引率の問題とか事故の問題、難しい面もあると思いますが、現在も取り組まれていると思いますが、学生、いわゆる就学者のですね、実習体験、これあの学校の夏休みとか冬休み、春休みなどを利用して、就学者の地元企業への就労実習体験、学習の強化などをもっと取り入れろばいかなかなと思っておりますけども。そうずっと地元の産業に対する思いとか、その内容あたりもそれぞれですね、子どもさんたちも理解されて、そして将来はこういうふうな仕事に就いてみるとかなんかという方向にもっとつながっていくんじゃないかなと思いますけれども、ここら辺の強化ももうちょ

っとさせて、していただければなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 子どもたちの職場体験学習につきましてはですね、主に中学校2年生がですね、職場体験学習を実施をしているわけですが、これにつきましては、小学校からですね、そういった取り組みは必要だろうというふうに思っております。

そういった中で、今は土地改良区等の協力もあって農業体験をですね、ずっと続けていただいておりますけども、こういった体験もですね、将来的に農業を担う担い手を見つけるためにも大変大切な取り組みだと思いますし、拓心高校マリン校舎の魅力化事業の中でも、昨年から小学校、全小学校・全中学校に向けてですね、マリン校舎の学科等も含めてですね、紹介等も含めた中で、交流体験学習を行っております。

こういったところでも、やはり水産、地元にある高校の魅力化にもつながってまいりますし、そういった意味からしますと、小学校段階からですね、そういった職業体験をさせるというのは大変貴重な体験でもあり、本人にとっても将来有益なことだと思いますので、これにつきましても、継続して実施をしていければと思いますし、熊本県においても、今年度から特にその農業体験については、小学校の体験活動もやっていくということでこの前木村知事もおっしゃってたみたいですので、県とも連携をとりながら取り組みをしていければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ぜひ、まあ現在もやっておられますけれども、ぜひお願いをいたしたいところでございます。色々挙げましたけれども、やはり実際取り組んでおられますけれど、もっとやはり私は積極的に本当に取り組む必要があるんじゃないかなと思っていますところでございます。積極的に今取り組んでおられますけれどもですね、もっとやはり踏み込んだところで考えていただければと思っていますところで、ぜひよろしくお願いいたします。

次に入学準備金の助成について質問をいたします。この件については、以前2回質問した経緯がございます。今回また質問したのは、私は、町の子育て支援施策が衰退して、先程も言いましたけれども、衰退しているような気がいたしているところです。

答弁の中に、進学や就職を機に、一度苓北町を離れても将来は故郷に戻って来てもらえるよう、郷土愛を育む人づくりが今後も特に大事なことはないかと考えているとありました。これはそのとおりでございます。ただですね、一度離れたならば、なかなか故郷であってもですね、仕事の関係などで難しい面が私はあるのではないかと思っているところです。

また、高校は社会の在り方や、自分の将来の生き方について考え、判断力や行動力を

身につけることができる場であり、その中で自分自身が人生観や価値観を築いていくところですよ、とあります。そのとおりであると私も思います。そのようなことから、自分の将来を見据えてそれぞれの道を選択し、それぞれの高校に進んで進学をされるわけでございます。

そういうことで、以前から天草拓心高校マリン校舎のみに入学準備金を助成することではなくて、公正・公平性に私は欠けるのではないかと感じていたところでございます。

先程も言いましたけれども、くどいようでございますけれどもですね、子育て支援施策には、町の支援施策が衰退しているような気がいたしているところです。子育て支援施策を充実させることが、町民皆さんはもちろん、また次代を担うお子様方は町に対する思いをなお一層深めるものと思っております。全高校、就学生の入学準備金の助成をするべきであると思ひ、またこん再度、もう再々度質問をいたしたところです。町長・教育長の英断で、ぜひ入学準備金の助成をお願いしたいと思ひますが、これいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その件につきましてはですね、幾度となくご質問をいただいておりますけれども、まずはマリン校舎の入学準備金につきましては、町といたしましては、マリン校舎への入学推進という形でございましたので、マリン校舎に限った形で助成をさせていただいてきたところであります。そういった中で、やはりここ数年、過去から比べますと、やはりマリン校舎、特に普通科への地元中学校からの入学者が減ってきている状況という中で、この、これまで行ってきましたマリン校舎への町の入学準備金、準備金の支援、この制度についてもですね、やはり、効果が薄れてきているんじゃないかというふうに考えたところでございまして、そういった中で、やはりここは全体的にですね、子育て支援の施策の中でですね、やはりもう一度検討し直す必要があるだろうということで見直しを行ったところであります。

これと併せて、先程の説明でも申しましたように、現在は公立高校の学校の無償化に加えて私立につきましても、その制限が解除されまして、逆に私立が解除されたことによって、地元の公立高校から私立高校へ生徒が流れるんじゃないかという危惧も持っているところでございますので、そういったところではやはり地元の公立高校に入学、そして就学していけるようにですね、子育て支援の対策として、高等学校の支援も強化をしていきたい、その子育て支援の一環としてですね、高校につきましてもその取り組みをさらに強化をしていきたいということで、今回の決断をしたところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 私あの、マリン校舎はですね、県立高校ですよ。やはり県立

高校に町が支援する、これは県がするべきだと思います。ただ、地元で高校がなくなると町全体の活気というのも薄れてくるのは事実だと思います。ただ、そんな支援はそれは私は必要だと思います。ただ子どもに、いわゆる就学者に対して就学、入学祝金については別個に考えていくべきじゃないかなと私はもう常々こう思ってきたところですよ。もうこれ以上言うとかどくなりますので言いませんけれども、やはり今後の考え方として、もう私とこの並行線をずっと辿ってきてますけれども、やはり私は、入学準備金は子育て支援の観点から、やはりしていかれていいんじゃないかな、町の独自の施策としてしていかれていいんじゃないかなという気がいたすわけですよ。

そこら辺は今後また全体的に考えて見直していくということでもございますが、ぜひ、そういうことで今後考えていただければと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで錦戸俊春君の一般質問を終わります。

通告2番、田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） こんにちは。通告2番、8番議員、田崎です。

私は通告いたしました2点について質問をいたします。

第1点の農業政策について。農地利用効率化支援交付金事業についてお尋ねいたします。

令和7年2月3日付で、熊本県から令和7年度農地利用効率化等支援事業の要望調査があり、令和7年2月14日まで回答するよう、苓北町担い手育成協議会から送付されました。

本事業は、地域計画の早期実現に向けて、地域の担い手が経営改善に取り組む場合、必要な農業機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上などに取り組む場合の支援を充実する事業であるとのことですが、実際にその要望はあったのかどうか、また、今まで行われてきたポイント制の事業との関連はどうなっているのか、町長にお尋ねいたします。

2点目の、町長のまちづくりに対する考え方についてお尋ねいたします。

町長は、町の事業政策を進めていく上で、国・県の動向を見ながら進めていきたいと、かねがね言われております。

去る令和8年3月定例会において提案された議案第11号、苓北町誕生祝金給付条例の一部を改正する条例（案）について、第3条中、「第1子1万円・第2子3万円・第3子5万円」を、当初の議案では「1人当たり1万円」に改めるということでした。

審議の経過を踏まえ、最終的には「1人当たり3万円」に改めることで、訂正可決となったところです。

また、議案第14号、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例を廃

止する条例については、令和6年10月、児童手当が拡充されたことに加え、令和8年度から高等学校支援金が拡充されるなど、高校生年代まで教育費負担が大幅に軽減されることを受け、諸助成制度の見直しを行ったことに伴い、本条例を廃止するとのことで提案され、審議の結果可決をされ、廃止されることになりました。

町長の説明では、国・県の制度が充実してきたからというのがその理由のようでしたが、その2件とも、町が少子化に対する政策、天草拓心高校マリン校舎に対する思いであったと考えますが、今後もそのような考えで町の政策を進めていかれるのか、町長にお尋ねいたします。

以上で1回目の質問は終わりますが、答弁を聞いて、再質問については自席について行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、農業政策についての農地利用効率化支援交付金事業についてでございますが、令和7年度の農地利用効率化支援交付金事業は、地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械、施設の導入を支援する事業で、地域農業構造転換支援タイプと融資主体支援タイプ等の事業種類が設けられておりまして、どちらも事業費の10分の3の補助率での助成額となっております。

1点目のご質問の、令和7年2月3日付の本事業の要望調査において、実際に農業者から要望があったのかにつきましては、融資主体支援タイプへの1件の要望がございました。熊本県に申請をいたしました。この申請は残念ながら採択いただくことはできませんでした。

しかしながら、令和7年5月に新たに熊本県から募集調査があり、町においては、れいほくよかなビも活用し周知を図ったところ、地域農業構造転換支援タイプでの1件の申請がございました。

本件の要望は申請の結果、採択を受けましたので、令和7年の苓北町議会9月定例会での補正予算可決後、事業申請を行い、事業を既に実施をしたところでございます。

2点目の、今までのポイント制の事業との関連はどうなっているのかにつきましては、以前の制度と同様に、限られた予算の中で、全国の希望者の中で、ポイントが高い順に採択される仕組みは変わっておりませんが、今回の制度では評価される内容の比重が変化をしてきております。

以前の制度は、地域の「人・農地プラン」に中心的な担い手として位置づけられていること、又は、農地中間管理機構から農地を借り受けていることが主な加点要件でございましたが、現在の制度は、法改正に伴い、市町村が策定する地域計画の目標地図に位

置つけられていることが必須要件となり、単に「自分が規模拡大したい」という目標だけでなく、「地域の農地を引き受ける存在であるか」が評価の土台として見られる制度となっております。

具体的には、認定農業者等への農地集積率が80%以上である地区については、地区申請者の平均にポイント加算されるなどの配分基準があり、令和8年4月現在の苓北町で作成している9つの地域計画のうち、農地集積が進んでいる志岐地区及び富岡地区の2地区が地区配分ポイント加算の対象地区となり、どちらかの地区の地域計画に位置づけられている農業者は、地域計画の作成により、農地引き受け力の評価が高く加算をされ、他の地区に比べ採択が受けやすい状況となっております。

次に2項目目の、私のまちづくりに対する考え方についてご質問をいただきました。

まず1点目の少子化対策についてでございますが、これまで苓北町の子育て支援対策として、「少子化は国を滅ぼす」との前田嶋町長の施政方針のもと、平成5年4月から苓北町内における子どもの出産を支援し、乳児の健全な育成を図るため、誕生祝金の給付を開始をいたしました。

また平成19年4月からは、児童の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健衛生の増進と健全な育成を図るため、子育て支援医療費補助を実施をまいりました。さらに令和6年度からは、子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じられる地域づくりを推進するため、保育料を完全無償化し、子育てに係る経済的負担を軽減しているところでございます。

このように、本来は国が行うべき子育て支援対策に対して、強い危機感の中で町独自の単独の施策として、早くから苓北町は子育て支援に力を入れてまいりました。

近年ようやく国においては、子育て支援対策として、児童手当に関しましては、以前までは3歳未満は一律で月額1万5,000円、3歳以上小学校修了前のうち、第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は1人につき月額1万5,000円、中学生は月額1万円でありましたが、令和6年10月からは高校3年生相当までの児童を対象として拡大をし、3歳未満の第1子・第2子1人につき月額1万5,000円、3歳以上の第1子・第2子1人につき月額1万円、第3子以降年齢を問わず、1人につき月額3万円に児童手当が拡充されたほか、令和6年度には出産・子育て応援交付金が、母子手帳発行時と出産時に5万円ずつ、それぞれ支給が開始をされました。

そして令和7年度からは、出産・子育て応援交付金に代わり、妊婦のための支援給付制度が制定をされまして、現在は妊娠届出時に妊婦に対して5万円、妊娠8か月以降に胎児1人当たり5万円が支給されている状況でございます。

先程も申しましたように、「少子化は国を滅ぼす」との強い思いの中で、苓北町では早い時期から子育て支援対策に力を入れてまいりました。

そのようなことから、今後も国県の支援策も見た上で、全国一律の基準だけではカバーできない、地域ならではの子育てに係る課題もございますので、総合的な観点から子育て支援対策を行ってまいりたいと考えてございます。

次に２点目の、天草拓心高校マリン校舎対策につきましては、マリン校舎への入学の奨励と、保護者負担の軽減を目的に、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例が平成５年４月１日に施行され、令和８年度の入学生まで助成をしてまいりました。先程の錦戸議員のご質問にあった事案でございます。

このうち、町内中学校統廃合後の平成２７年度以降のマリン校舎への進学状況は、卒業生総数６６４名のうち、９８名の生徒が進学をしております。平成３０年度までは卒業生の約２５％、１５名程度が進学をしておりましたが、令和元年度以降、進学者は減少傾向にあり、令和６年度町内中学校の卒業生では１名でございました。

県立高校に関しましては、平成１９年の県立高等学校再編整備等基本計画に基づき県立高校の再編整備等が実施をされ、現在の５０校、３学区に至っております。マリン校舎は当時の苓明高校、河浦高校（園芸科学科）、苓洋高校を再編・統合し、新設高校として設置された経緯がございます。また、令和３年の「県立高等学校のあり方検討会」の提言に基づき、県立高校で学ぶ全ての高校生が夢に挑戦できる、魅力ある学校づくりが進められてきたところであります。

しかしながら、再編整備等基本計画の策定時より約８,０００人高校進学者が減少する見込みであり、現状でも既に５０校のうち、８割の県立高校が定員割れしている現状と課題を踏まえて、今後の県立高校の在り方及び取り組みの方向性を検討することを目的に、「県立高等学校あり方検討会」が令和６年７月に再度設置をされ、令和７年９月に、「今後の県立高等学校のあり方について～「熊本ならではの」学校モデル創造～」の提言がなされております。こういったことも少子化に伴う大きな課題であります。

「県立高等学校あり方検討会」の設置に当たり、県教育委員会は、今後の県立高等学校のあり方に関しまして、令和５年７月、関係市町に対して意見照会を実施をされております。苓北町では、私及び教育委員会、苓北中学校・五和中学校・天草中学校の３中学校長、そして天草拓心高等学校長を交えて、マリン校舎に関する情報交換会を開催をし、現状や地域における役割、魅力化への取り組みなどを取りまとめを行いました。

その後８月に、県教育庁県立学校教育局長並びに高校魅力化推進室長が来町され、私と教育長と意見照会の回答をもとにした意見交換を実施をしております。

町では、県教育委員会が今後更なる学級減を伴う学科改編や、各学校の在り方について検討を進めていかれる中で、マリン校舎と町や地域との連携強化は、高校生にとりましては、実践的な学びを通してコミュニケーション能力の向上や地元への愛着を醸成すること、また、地域社会にとっては、若者と地域の接点が生まれることによる地域の課

題解決や活性化、高校の魅力向上、将来的な地元定着・Ｕターン人材の増加が期待されることなど、双方に大きなメリットを生み出すことから、令和６年度からマリン校舎とのこれまでの連携・協力関係をさらに発展をさせた、天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業を開始をしたところであります。

事業内容は主に、小中学校と連携した地域での教育活動の推進、マリン校舎の魅力づくりや情報発信、そして県外を含む入学生の確保に関する事業に取り組み、令和８年度、今年度の選抜入試では、マリン校舎の学校説明のご努力もございまして、海洋科学（海洋航海コース）で前期選抜２．２９倍、後期選抜２．６７倍と、前年度から共に大きく倍率が伸びております。

また、マリン校舎への入学者数は、令和７年度２９名、令和８年度３８名であり、うち苓北中学校からは、令和７年度１名、令和８年度４名で、共に僅かではありますが増加をしております。また令和８年度は、東京から２名、福岡から２名、鹿児島から１名と、県外からの入学者も増加をしております、マリン校舎魅力化推進事業で取り組んでおります、東京で開催されます「地域みらい留学」への出展効果もあっていると考えているところであります。

また、令和７年５月２０日には、マリン校舎魅力化推進事業を継続的・安定的な関係を構築した中で推進していくために、天草拓心高校と包括連携協定を締結をしたところでもあります。

なお令和８年度からは、いわゆる高校無償化が、年収にかかわらず高等学校等に通う日本人などの生徒を対象に拡充をされました。このことは、子育て世帯の教育費負担を大幅に軽減する一方で、公立高校の定員割れや地域格差、学校間の競争激化など、教育環境全体に大きな影響を与えておりまして、特に地域の公立高校の存続が課題となっております。

公立・私立を問わず、各校にはこれまで以上に「選ばれるための特色づくり」が求められております。

町では、マリン校舎魅力化推進事業の取り組みを、これまでの官学連携から、地域の皆様や産業団体とも連携を一層深め、発展させながら展開していくこととしておりまして、そのための推進母体となる天草拓心高校マリン校舎魅力化推進協議会を立ち上げ、第１回会議を来週６月８日に開催することとしておりまして、魅力化推進の取り組みの充実をさらに図っていきたいと考えております。

高校の存在は、地域の活力の源であります。地元自治体として地域との連携・協働体制をより強固に構築をし、更なるマリン校舎の魅力化により、町内のみならず、町外、県外からの入学者増につなげていきたいと考えております。

以上のことから、今後の少子化対策としましては、かねてから申しておりますように、

出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、教育と一連の子育て環境の整備充実を通して、少子化に少しでも歯止めをかけてまいりたいと考えているところであります。

併せまして、二地域居住に関する関係人口・交流人口の拡大を通じて、町の子育て対策の魅力についても発信を行い、子育て世帯の来町から移住、そして、定住につなげていければと考えているところであります。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで11時ちょうどまで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございました。

第1点の農業政策について再質問いたします。

令和7年度は、農業者からの要望は2点あったが、1点だけ採択された、そして事業を行ったこととありますが、内容は分かりますか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） まず採択いただけなかった分の申請については、乗用の半自動レタス植栽機、乗用の半自動野菜植栽機の導入の申請でした。あと、令和7年5月に採択をいただいた分については、そのレタスカ野菜乗用機と、ほか4点の事業を実施、事業の機械の導入を行っていただいております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） そうすると、第1点で不採択になった人はそんな、2回目にはかたっとられんとですかね。その点どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 不採択をいただいた方におかれましては、もうチャレンジをされておられませんっていう状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 分かりました。この事業はですね、やっぱ農家にとっては、やはりすばらしい事業であると思います。以前は私も含め多くの農家がもう希望を持って申込みをしておりました。しかしなかなかですね、採択条件が難しいのか、その条件に

合わないのか、私たちの苓北町ですね、農家の基準が、なかなか申込みも採択されず、申込みの意欲もなくなり、現在の状態になったものと考えます。令和8年度の申込みはどうだったんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 令和8年度の申込みにつきましては、昨年10月に予算計上の際によかなびで募集をしましたところ、1件の申込みがございまして、現在その申込みの準備中でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） まだまだ採択までいっとらんちゅうことですね。はい、ありがとうございます。

やはりあの、このポイント制度ですね、見直しをやはり農家の方から色々ですね、頻繁にお願いを、変えていただきたいというお願いをされてきましたが、なかなか難しいようですが、やはり今後もですね、そういった苓北町の農家の事情を鑑みながらですね、要望を続けていっていただきたいと思いますと思いますが、どうですか町長。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 状況としましてはですね、田崎議員からのご質問いただいたとおり、以前はですね、農協の取りまとめによりまして、たくさんレタスの包装機等ですね、導入をいただいたところでございますけども、面積の拡大等がですね、ちょっと厳格地形態上ではですね、限界等に近づきながら、また高齢化等もありましてですね、縮小規模の事業体の方が大きくなって、なかなかチャレンジしにくい事業になっているのかなというふうに思っております。ただ、この要望を重ねながらですね、制度は変わっておりますので、地域計画等の条件がつくことをですね、まだ町はそれに対してしっかりと取り組んでいながらですね、補助採択をされやすいようなですね、条件を整備しながら、農業者と共にですね、そういった支援、力を入れてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） はい、ありがとうございます。そういったことでですね、常に要望をしながら、変えながらですね、検討をしていただきたいと思います。

重なりますが、ポイント制については、市町村が策定する地域計画、目標地図に位置づけられていることは必須条件であり、町では9つですね、9地区の地域計画のうち、農地集積が進んでいる志岐地区、富岡地区の2地区が地区配分のポイント加算の対象地区になっているとのことですが、ほかの地区はどうか、そして、どのぐらいの加算がされるのか、分かっていたらお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 地区の配分ポイント加算につきましてはですね、事業要望地区内においてですね、認定農業者等における農地の集積率が80%である必要がありますので、地区の配分ポイント加算はなく、経営体の取り組みのポイントによることになっております。

ほかの地区は以前のままか、との質問でございますけれども、町長が答弁されましたとおりですね、各経営体の取り組みにおいても、地域の引き受ける存在であるかが評価のポイント制度となっておりますので、農作業を受託されているか、農業者の雇用改善、労働保険の加入などのですね、取り組みが評価ポイントがありますので、そういったことを取り組んでいるほかの地区についてもですね、加算等がありますっていうところで、以前とちょっとは変わっているのかなというふうに考えているところです。

あと、そのポイント加算ということで、地域計画を80%、農地集積率が80%ある地区においてのポイント加算についてはですね、約2ポイントの加算がございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） そういったですね、他地区は対象地区になってないということで、以前と変わらないということですね。そして志岐地区、富岡地区においては、その2ポイントの加算ができるということで、そういった有利なですね、点があるならばやっぱ周知っちゃうか、宣伝をして、こういうことがありますよというような徹底、宣伝っちゃうかですね、周知をしていただきたいと思います。やはりこういった地区においてこういった恩恵がありますということでですね、よろしくお願いいたします。

そして町当局のですね、今まで努力により今まで出ておりますけども、地域計画、目標地図ができ、これからが本当の私は正念場だと思っております。いかに経営体体別にですね、経営体別に集積できるか、大きな課題だと思います。それに対し、本事業を含め、今後の計画、町の考えがあればお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 令和6年度に作成しました地域計画をですね、令和7年度は6回の勉強会を開催しまして、補助金の制度、説明、あとブラッシュアップという、磨き上げの話し合い作業を行ったところでございますけども、1か所当たりの参加者がですね、約、平均8.5人というですね、ちょっとですね、ちょっと少ない計画の中で、地域の具体的な取り組みの話し合いまでできなかったというのが反省点にありますので、今後先程町長の答弁でありましたとおり、基盤整備や用排水路の改修、あとは中山間地域直接支払制度の取り組みなどですね、そういった課題がある地区にですね、作付の品種であるとか、そういった基盤整備であるとかというところですね、課題を持って、参加者に興味を示されるようなですね、勉強会を開催していきたいと考えてい

るところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） まだまだ途中だということでございますが、私はですね、町も主体となって事業を進めていただければと思っております。農家の意見を聞きながら、それは当然なんですけども、先程町長が答弁されました、5年間で2兆5,000億の農業予算の別枠予算があります。それはなかなか、こういった狭い地域には当てはまらないという考え方もありますが、やはりこの集積をするには、やっぱり不利な条件の農地の改良を行い、やはり集積しやすい環境を作るためには、みんなでですね、研究をして、そして、そういった生産基盤の整備をですね、町も主体となってやっていただけないかと思いますが、どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程につきましてはですね、やはりその農地っていうのは個人の土地部分もありますので、地域のまず醸成を図った上で、そういう基盤整備を進めていく必要がございます。当然町がリーダーシップをとりながら実施することは可能かと思うんですけども、まずはそういった地域に出向きながら、農業者の望む形でですね、基盤整備等にできていければと思っておりますので、これは持続的にですね、こういった話し合いを続けていきながら、この地域計画の目標実現に努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 前向きな答弁ありがとうございます。やはりですね、土地を替えるちゅうことは、なかなか自分のかつてる土地に愛着がありですね、やはり自分の今作ってる土地よりも不利な、不利ちゅうかですね、低い生産性のあるところは、なかなかこう集積しにくいと思うんですよ。そういったところをですね、色々話し合いをしながら、全体的に町がですね、事業をしていただければと思ってます。1例を挙げますと、排水の悪い水田、畑地ですね、そして畦畔などの除去、そして明渠・暗渠排水の整備など農地等の改良を行い、生産基盤の整備を考えていつていただきたいと思います。

本当にこれは真剣に考えていただいて、そして進めていただきたいと思います。そうしないと、計画は作った、目標地図を作ったといっても、やはり最終的な経営体の集積はなかなか厳しいものになっていきます。なかなか厳しいと思いますが、やはりそれをやらなければ今後のですね、農家が成り立っていかない状況にもなってくるんじゃないかと思しますので、その点は町長、どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程から申しますように、高齢化、それから担い手不足の中でですね、また生産コストの上昇など、経営を取り巻く環境は本当に厳しい状況でありま

す。このままですと、農業にとってもですね、なかなかこの将来的にどうなのかというような不安もあります。そういった中でやはり生産者の方々が希望を持って農業に取り組んでいかれるようにですね、経営基盤の安定化に向けた支援は当然町として必要だと思っております。

そういった中で、先程申しましたように国の方も、5年間を農業構造の転換重点期間というようなことの中でですね、予算も特別枠の配分をやるということでもあります。その中でも、都市部の大規模農地だけではなくて、地方はほとんど中山間地域ですので、この中山間地域の、先程申しました設備の構造改善、こういった部分もこの事業の中に当てはまるということをお聞きしておりますので、そういった部分を吉て捉えながら、やはり地域の方々のご意見を聞きながら、その地域の意向も聞きながら、農地の集積ができる部分は集積をし、耕作放棄地を解消できる部分は解消しながら、農地の確保に努めて、農業が将来的に夢と希望あふれる産業に継続してできるようにですね、頑張りたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。今後ですね、苓北町の農家がやっぱさっき言われるように、生きれる、生き残れる政策ですね、そういったことをやはり積極的にですね、やっぱ政策を勉強しながらですね、取り組んでいていただきたいと思います。これはもう予算は決まっておりますので、増えるかもしれませんが、やはり早いものが勝ちじゃないですけど、やはりぶんどってくるような形の中で進めていていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次2点目です。第2点目のですね、町長のまちづくりに対する考え方について、再質問いたします。

町長言われるとおり、国が行うべき子育て支援対策に対して、本当に強い危機感を持ってですね、少子化は国を滅ぼすというような危機感を持って、全職員、町長を筆頭にですね、全職員、苓北町としての町単独の施策を早くから取り組んでこられたことは周知の事実でございます。それはもう本当に素晴らしいことだと思います。それだけに私はですね、今度町長の、国の制度が良くなってきたからといって、町の特徴あるですね、政策の後退はしてはいけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） そこはですね、先程もお答えしましたように、町の政策を後退させるというつもりではございません。やはり、全国一律の国の子育て支援対策の中でも、やはり地方ならではの課題もあります。そういったところに目を向けながら、町としてはそういった部分についてですね、特に子育て支援の対策として強化をしてまいりたいと、そういった意味での子育て支援対策の見直しという形で考えているところでご

ざいます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 町長の言われることが理解はできますが、やはりですね、私は今度の本制度はですね、少子化対策の根源の1つだと考えます。ほかの自治体にはない魅力ある制度を活かしていくべきだと思います。本制度は今後も継続してもらいたいと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） それぞれですね、議員の皆様お考えがあらわれるかと思いますが、繰り返しになりますけども、私としてはですね、やはり地元ならではの課題もありますので、そういったところで取り組みをしていきたいという思いであります。

その1つの例がマリン校舎の魅力化事業であります。県下唯一の水産系の学校があり、あの熊本丸という大きな財産もあります。これをいかに活かしていくかというのも必要ですし、将来的にこの海洋、海に囲まれた日本を支える海運業も含めてですね、これは将来にわたって継続していかなければならない産業でありますので、そういった部分もぜひ苓北町の子どもたちに担っていただく必要もあろうかと思います。そういった意味で、小学生のときからですね、マリン校舎の魅力化事業についても推進をしていくという考えでありますので、そういう取り組みをまずは進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 私が今ですね、お願いしたいのは、誕生祝金をですね、今後も続けていつただけますか、ということです。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 誕生祝金につきましては、先般訂正で可決をしていただきましたけれども、1人当たり3万円と支給は続けてまいります。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次にマリン校舎の入学準備資金助成の関する条例に対してお伺いします。

町長言われるとおりですね、高校の存在は地域の活力の源であると思います。マリン校舎の存続に対しましては、町長が今、答弁の中で熱弁されたように、本当に町、県をはじめ、それぞれの関係の立場の人たちが努力をされて、非常にすばらしい学校になるような形に進んでおります。それは本当にありがたいことです。しかしまたいろんなですね、今後のマリン校舎の在り方についても色々な提案がなされているようでございます。

そんな中での、本条例の廃止の提案がなされまして、それが可決されました。私は残

念で仕方ありません。最初の質問の中にありますけれども、やはりマリン校舎に対する町の思いですね、それがこの条例の入学準備金の中にですね、あるんじゃないかと思っております。そのいろんな高校に対する対策は本当に頑張っておられます。そして、今日のような結果となっております。しかし、やっぱりそういったことで、この条例の先程ですね、町長言われましたけれども、答弁の中で、地元の中学生の入学者も増えていると。それと、マリン校舎への町の思いとしてですね、本条例のですね、復活を望みますがどうですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 入学準備金の条例の件につきましては先程もお答えしたとおりでありますけれども、入学準備金の条例を施行して年数が経ちまして、その中では先程申しましたように、経過としては、やはり地元からマリン校舎へ入学する生徒数が減ってきたという状況でございまして、やっぱりこのままの施策を続けていっても、なかなかマリン校舎の入学者を増やすことは難しいという状況もございまして。特に少子化の中で、また高校の授業料等が無償化される中で、マリン校舎を選んでいただけるというのも大変厳しい状況があると思います。そういった中で、やはりここはちょっと見方を変えてですね、やはりマリン校舎の魅力化を前面に打ち出していくべきだろうというふうに考えたところであります。

そういった中で、先程も申しましたように、県内唯一の水産系の学科を持つ高校でありますので、この利点をですね、大いに活かし、前面に出しながら、マリン校舎への入学を進めていければというふうなところでございまして、その点でですね、これまでは地元の小学校に対しても、同じ地区にある富岡小学校の子どもたちは、早くからマリン校舎との連携を行ってございましたけれども、そのほかの小学校についてはほとんどできていなかったという状況もございまして。これは町としても大いに反省をしなければならぬというふうに考えておりまして、そういった中で、昨年度からですね、全小学校、そして苓北中学校も一緒になって、マリン校舎の魅力化に努めておりますし、併せて町内にあります九州大学の生徒さんたちとの連携を取りながらマリン校舎の魅力化事業をしているところであります。

そのほか、福岡大学や企業等も連携をしてですね、今後も魅力化を進めていきたいというところで、先程申しましたように、6月8日には協議会も立ち上げてですね、さらに魅力化の推進を図っていきたいということで考えております。

そういったところから、マリン校舎への町内の入学者増も含めてですね、町内以外の、県外も含めて入学者を確保していければというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） マリン校舎のですね、魅力化推進事業、これは本当にどんどん

進めていってもらいたいと思います。しかし私が言ってるのは、それとまた違う観点からですね、やはり先程町長は、小学校にも中学校にもやって、どんどん地元からマリン校舎に行ってもらいたいという気持ちもあるというようなこと言われますけども、やはりそういった中で、この入学準備金、祝金をですね、廃止するということは、町がどういう考えでされるのか私もよく分かりませんが、ぜひですね、やはりこれはある程度、今、1から4ですね、来年がどうなるか分かりませんが、これはゼロになってもですね、長くゼロになればですけど、ゼロになってもやっぱりこの条例は残すべきだと私は思いますが、どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 繰り返しになりますけども、子育て支援対策の一環としてですね、またマリン校舎への入学推奨の一環としてこれまで実施をしてきましたけども、やはり総体的にですね、総括的に考えた中で、やはりマリン校舎への入学を推進していくということからですね、まずは魅力化事業にですね、力を入れさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 分かりました。いつまでいっても平行線だと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで田崎稔君の一般質問を終わります。

通告3番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こんにちは。令和8年第3回定例会、通告3番、5番議員の浜口雅英です。

活き活きと暮らせるまちづくりについて、町長の考えをお尋ねいたします。

まず人口減少社会への対策です。

日本は世界の中でも有数の長寿国として知られていますが、その一方で、子どもの数が減少し続けています。今後、これまで以上の高齢社会を迎えることになっていきますが、どのような対応や政策が必要なのでしょうか。

そもそも、高齢者という言葉に明確な定義はなく、何歳から高齢者に当たるのかは、世の中の変化や個人の価値観によって変わると言われています。日本では、戦後から高度経済成長期を経て社会が安定化してきたこともあり、徐々に平均寿命が伸びてきました。このような社会情勢の変化から、現在では政府や公的機関は65歳以上を高齢者と定義するようになったのです。

内閣府が公表している令和4年版高齢社会白書によると、令和3年10月時点において、65歳以上の人口は3,621万人で、総人口に占める割合は28.9%に達していることが分かっています。戦後間もない1950年代には、僅か5%未満であった高齢

者の比率ですが、1990年代に入ると14%、そして2010年代からは21%を超えるようになりました。

日本は世界の中でも稀に見るほどの高齢者社会との国といえます。なぜ、戦後から現代に至るまでの期間で、高齢者社会となったのか。高齢者社会の現状と、日本が高齢者社会になったと思われる原因、高齢者社会の問題点や課題など、幾つかを検証してみると、次のような事案が考えられてくるのではないのでしょうか。

日本では、国民皆保険制度や年金制度が比較的整備され、老後に安心して暮らせる社会づくりが進められてきました。子どもから大人まで、原則として医療費の自己負担額は3割に抑えられ、病気やけがのリスクが高まる高齢者ともなれば、1割又は2割の自己負担額で治療が受けられます。また、年金制度により老後も一定の収入を得られるため、ある程度の医療制度、生活保障制度が確保されています。

高齢者社会の直接的な原因をあえて一言で表すとすれば、国民の平均寿命が伸びていることが挙げられるのではないのでしょうか。健康志向の高まりにより、いつまでも元気で豊かな人生を送りたいと願うのは当然のことであり、そのために健康に気を使う人は少なくありません。バランスの取れた食生活や適度な運動など、健康志向が高まっていることも高齢者社会の一因と言えるでしょう。

平均寿命が伸びても、新たに生まれる子どもの数が多ければ人口構成比は均衡が取れ、高齢者社会になることはありません。

高齢者の生活を支えるために必要な施策の1つが年金制度でしょう。年金とは過去に自分が納めた保険料によって賄われるのではなく、主として現役世代が納めた保険料を原資として支給されています。そのために、少子化によって原資が不足し、高齢者の割合が増えると原資が不足し、年金の支給額も減っていき、社会保障制度の崩壊の可能性が高くなると思われます。

経済成長の鈍化、日本は戦後の焼け野原から高度経済成長期を経て奇跡的な復活を遂げ、世界の中でトップクラスに入るほどの経済大国となりました。しかし、現役世代が減少し、高齢者の割合が増えていくと、経済活動を支える人材が不足し、経済成長が鈍化する可能性が高いと思われます。その結果、これまでのような豊かな生活が維持できるとは限らず、高齢者を中心に多くの国民が貧困化していくリスクがあるのではないのでしょうか。

高齢者社会のメリットとして考えられるのは、医療や介護分野における経済活性化ではないのでしょうか。現在の産業構造や働き方のままでは、人材不足に陥るリスクがあることから、それらを解消するためいろんな方策の活用が求められるようになります。人の手だけでなく、新たな医療・介護産業の構造へ変化していくと、福祉や介護に関わる人材不足の解消と経済成長を同時に実現できる可能性が出てきます。

高齢者社会によって寿命が伸びていくと、新たな雇用・働き方の創出として、従来のように60歳や65歳で現役を引退するという働き方ではなく、70歳や80歳になっても働ける健康な人が増えてくるでしょう。現役世代並みの生産性を維持することは難しくても、高齢者だからこそ持っている経験や技術、技能を活かし、若年層の指導や教育に貢献できる可能性も出てくるのではないのでしょうか。

高齢者社会を考える上で話題に上がることが多いのが、「2025年問題」と呼ばれるものです。これは2025年に日本人の5人に1人が75歳以上の後期高齢者になり、これまで提起してきた様々な社会問題が深刻化するという問題です。特に福祉・介護の分野では、25万人から38万人もの人材不足が推計されており、人材確保は当面の課題とされています。高齢者社会は深刻な社会問題でもあります。日本では今後どのような政策や対策を進めていくべきでしょうか。

就業や雇用の分野では、従来の定年制の見直しが重点的な対策として挙げられますが、実際に定年制度を廃止したり、従来の60歳から65歳あるいは70歳へと定年を引き上げている企業も少なくないようです。

福祉や介護、医療の分野、人材確保の分野では、人材確保の促進や介護保険制度を持続的に運用できるような政策が求められます。また、現役世代が介護と仕事を両立できるよう、介護休暇等の充実等も進められているようです。しかし、先日町内のひまわりの会という組織が解散されました。このことによる関係者への影響はないのでしょうか。

生活環境の面で、地域社会の治安維持や犯罪の防止、交通安全対策などが求められます。特に高齢者を狙った詐欺行為が社会問題化していることから、このような被害から身を守るための政策や防犯対策が求められているようです。

このような地方自治体の躍進には人口の確保は特に重要なものと考えられます。2024年10月1日現在、総務省統計局人口推計では、総人口1億2,000万人で、前年比0.7%の減少となっているようです。人口減少が推計されていく中で、これらの具体的な対策を考慮すべきです。

苓北町の振興のため具体的な手段として考えられるのは、企業の誘致ではないのでしょうか。これまでも、先の議会で提起しましたように、令和8年2月6日付熊本日日新聞の1ページに、半導体、訂正します。「先端半導体国内初生産へTSMC」との見出しが桁違いの大きな文字で報道されていました。同社の第1工場では24年12月に量産が始まったとのことで、第2工場が27年12月に稼働する予定とのことでした。この進出企業体TSMC台湾積体電路製造は、半導体受託生産世界最大手の企業です。

繰り返しになりますが、こんな大企業が同じ県内に存在しているのに見過ごすべきではありません。そしてこれも先の議会の中で提起しましたが、熊本天草高規格道路の早期完成にもっともっと積極的に取り組むべきです。更には、先の臨時議会で提起しまし

たが、天草エアラインへも一層の協力支援を惜しむべきです。仮に機体の数が足りないということであるならば、その購入に協力し、更なる充実へ努力すべきです。基幹路線の整備は躊躇してはなりません。

このように複数の交通手段が整備されれば、幾種類もの産業振興が期待できます。

質問要旨（二）。過疎化自治体からの脱却。

近年の社会情勢は、人口減少と高齢化による若年労働者の減少という厳しい社会現象が見られます。

このことが地方自治体の人口減少につながり、過疎化、消滅自治体と呼ばれることになるのではないのでしょうか。

平成7年12月には、九州電力苓北発電所1号機が営業運転を開始し、平成15年には2号機が運転を開始しております。発電能力は70万キロワットで1号機2号機の2基で140万キロワットに達し、熊本県の電気エネルギー需要量の実に3分の2を供給することが可能とされています。

これも先の議会一般質問で提起しましたが、熊本空港そばの自治体菊陽町に、投資額1兆2,900億円でTSMCが2024年2月24日に開所式を行いました。国も県も万全の対応をされることでしょうか。このことにより、福岡から鹿児島までの陸路の交通インフラの高速化等が期待できます。これを機に富岡港と茂木港間のフェリー就航を復活し、観光産業の充実も図るべきです。

熊本市と天草を結ぶ、熊本天草幹線道路の早期完成が求められているのです。8月の記録的大雨で、上天草市の2号橋から3号橋間や、宇土半島の国道57号、266号が一時通行止めになったことから、天草は完全に孤立したとの声上がり、能登半島災害を思い起こしました。さらに、天草広域消防本部には陸路が寸断され、救助活動が難航したとの記録も残されているようです。

このような中で、国は1994年に熊本天草幹線道路を地域高規格道路の計画路線に指定されましたが、計画延長70キロのうち、これまで18キロメートルが開通したにとどまっています。住民の生活の安寧のために、直ちにこの高速道路を完成させるべきです。

過疎化自治体からの脱却を目指す手段は、人口減少の抑止力と思われます。

このため、町単独ではなく、隣接する自治体、そして国県を巻き込んだ大胆な施策と予算の確保によって、苓北町を、天草地域を過疎化自治体から脱却させるべきです。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員の質問に答えさせていただきます。

ご質問の1項目目で、人口減少社会への対策ということで、高齢化等に伴う対策等に

ついて中心にご説明をいただきました。

その中で1点目に、ひまわりの家の解散による関係者への影響についてご質問がございました。まず、ひまわりの会発足から解散に至った経緯について説明をした上で、お答えをさせていただきます。

苓北町ひまわりの会は、平成11年5月29日に、障害を持つ子どもたちの親同士、互いに手を取り合って悩みや将来について話し合い、励まし合う場として発足をされました。

保護者の会であるひまわりの会では、これまで障害を持つ子どもたちと一緒に研修旅行やクリスマス会など年間を通じて様々な活動を行ってこられております。

また、苓北町ひまわりの家は、苓北町地域活動支援センターとして、平成16年4月1日に発足をし、平成18年2月1日にNPO法人苓北町ひまわりの家として法人化をなされました。

これまで障害をお持ちの利用者の方々が楽しく1日を過ごし、一人ひとりの能力に合った活動の中で、ゆっくり焦らず一歩ずつ自立に向けて援助する目的で、絵手紙教室、野外活動、年末の大掃除、初詣など、日中活動を行ってこられました。

しかし、ひまわりの会の保護者と、ひまわりの家の利用者が年齢を重ね、思うような活動ができなくなったこと、ひまわりの家の利用者全てにおいて、新たな今後の生活拠点が見つかったことなどの理由から、令和8年3月31日をもって解散をされました。

これまで、ひまわりの家に委託をして実施してきました、苓北町地域活動支援センターとしての活動は、今年度から行っておりませんが、苓北町内にはほかに障害を持つ子どもから大人までを受け入れ、日中活動を実施する障害福祉施設が充実していることから、その後の対応等について問題等は生じておりませんので、障害を持つ子どもの保護者や関係者等への影響はないものと考えております。

次に2点目の、高齢者の方を狙った詐欺行為が社会問題化していることから、このような被害から身を守るための政策や防犯対策が求められていることにつきまして、ご意見、ご質問をいただきました。近年、高齢化の進行や、デジタル化の進展などに伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪徳商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にございます。

このような中、苓北町では、町民の皆様の消費生活の安心と安全を図るため、広報紙やよかナビなどを使った消費生活に関する啓発活動や、事案発生についての情報提供と注意喚起などを行っております。そのほか相談につきましては、広域連携を行っております天草市消費生活センターのご協力をいただきながら、随時対応をしているところでございます。

今後も関係機関と連携をし、消費生活に関する啓発活動、情報提供や注意喚起などを

行うとともに相談体制の強化を図り、消費者トラブルの未然防止と、発生後の適切な対応に努めてまいります。

次に３点目の、苓北町振興のための具体的な手段としての企業の誘致についてであります。

この件につきましては、本年３月議会での浜口議員からの質問に対する答弁でもお答えをさせていただいておりますが、まずＴＳＭＣ関連企業の誘致につきましては、やはり熊本市内から遠隔地にあることから、天草地域への進出相談は今のところない状況だと、ほかの２市からも伺っているところでありまして、苓北町においても現在までは残念ながらございません。

議員のご質問にある半導体関連工場を誘致することは、現状においては難しいと考えてはおりますが、風光明媚な自然環境や、おいしい農産物・水産物が豊かな天草地域におきましては、企業の従業員の方々や、そのご家族をターゲットにした旅行や、癒やしの旅を提供することができるのではないかと考えておりまして、町内宿泊施設の事業継続や、新たな宿泊施設の誘致を進めていきたいと考えているところであります。

また現在、宇城市並びに天草地域２市１町におきまして、ナショナルサイクルルートへの指定に向け、国への申請を行うとともに、認定に向けて道路環境の整備を随時進めております。認定されますと、九州初のコースとなり、今後、ＴＳＭＣ関連の事業関係者を含め、全国そして国外からの誘客にもつながることが期待されるところであります。天草地域においても、今後重点的に要望活動も引き続き行っていく計画でございます。

次に、熊本天草幹線道路の早期完成についてでございますが、本件につきましても、本年３月議会でもご質問がありお答えをしたところでありますが、本年度の動きも含めまして、改めてお答えをさせていただきます。熊本都市圏と天草地域を９０分で結ぶ９０分構想の実現に向けて整備が進められています熊本天草幹線道路は、熊本県内の高速交通ネットワークを形成し、円滑な物流や人流、災害時における道路ネットワークの充実はもとより、産業や観光振興など、地域経済の発展に大きく寄与する極めて重要な道路でありまして、国及び熊本県においても、引き続き、重点的に取り組んでいただいております。令和５年２月に開通をした天草未来大橋においても、慢性的に発生していた天草瀬戸大橋周辺の渋滞が解消されるなど、大きな効果が確認されたところであります。現在国においては、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路を。熊本県においては、大矢野道路の整備に加え、令和５年度には、本渡道路Ⅱ期が新たに事業化されるなど、着実に整備を進めていただいております。

しかしながら、現在までの進捗状況は、計画延長約７０キロのうち、供用区間は松島有料道路と松島有明道路、三角大矢野道路に本渡道路を加えましても１８．３キロで、全体での進捗率は２６．１％でございます。また、過去５年間に於ける国からの予算配

分は、全路線の事業予算額で、令和3年度が40億9,800万円、令和4年度が66億7,900万円、令和5年度が84億9,200万円、令和6年度が95億3,000万円、令和7年度が92億2,800万円となっております。また、令和8年度の当初予算は、77億円が現在予算配分をされているところであります。

町といたしましても、この熊本天草幹線道路の整備促進につきましては、関係自治体である熊本市、宇土市、宇城市、上天草市、天草市と苓北町が連携をし、熊本天草間幹線道路整備促進期成会を成立をしております、早期の全線開通に向け、国土交通省や財務省、そして熊本県選出の国会議員などへの要望活動に積極的に取り組んでおります。

本年度も、期成会においては8月19日に熊本河川国道事務所、自民党熊本県支部、公明党熊本県本部及び九州地方整備局へ要望を行うこととしております。また翌20日には、国土交通省並びに財務省、熊本県選出関係国会議員へそれぞれ要望活動を実施することといたしております。

また、苓北町としましても、毎年行っております町と町議会との県選出国会議員への要望活動、今年も8月上旬に計画をしておりますけれども、この要望活動におきましても、重点事項として熊本天草幹線道路の早期完成へ向けて訴えてまいる計画でございます。現在金子議員が国土交通大臣でございますので、この機を捉えてですね、要望活動を進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもご協力をよろしくお願いをいたします。

加えて、行政だけでなく地域を挙げての機運を盛り上げるため、毎年10月に、熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会を実施をしております、本年度も10月17日（土曜日）に、9回目となる天草島民集会を開催予定でございます。

議員のおっしゃるとおり、熊本天草間の幹線道路の早期完成や、天草エアラインなどの経営安定化は、関係人口や交流人口の拡大にもつながり、人口減少を抑え、企業誘致を進めるための非常に重要な要素の1つでもあります。

今後も熊本県とも連携をしながら、予算確保へ向け、国への要望活動をさらに強化してまいりますので、議員の皆様の引き続きのご協力を重ねてお願いをいたします。

次に、ご質問の2項目目、過疎化自治体からの脱却についてであります、1点目の富岡～茂木航路のフェリー復活についてのご質問ですが、この件につきましては、これまでも浜口議員をはじめ議員の皆様方に高い関心を持っていただいております、昨年9月議会と12月議会でも浜口議員の質問に答えさせていただきましたが、改めてお答えをさせていただきます。

フェリー復活につきましては、令和6年2月に長崎市長をはじめ、一部の長崎市議会議員の皆様方とも意見交換をさせていただき、今後さらに長崎市と苓北町を含む天草地域全体で取り組む広域的な観光の推進と、同年元旦に発生をしました能登半島地震を教

訓として、防災や物流、海上輸送に関する対応の面からも必要であることを確認するとともに、フェリー復活に向けては、現在の航路の利用状況からも、まずは両市町間の交流をさらに活性化していくことで、利用者の増加につなげ、機運を高めていかなければならないことなど、意見交換をさせていただきました。

また、天草市議会での天草市長の答弁においても、長崎市及び苓北町の取り組みに連携して協力していきたい旨の答弁がなされているところであります。

このような状況の中、苓北町としましては、昨年度から地域間交流推進委員の体制を強化するとともに、茂木地区を中心に長崎市と様々な交流を続けております。

最近の動きとしましては、本年1月21日に天草市の地域振興部長や観光文化部長とともに長崎市を訪問し、天草市と連携した長崎市との広域観光について打ち合わせを行い、誘客について相互に情報交換を行いながら進めていくことを確認をいたしました。

その後、5月21日には、長崎市、天草市の観光部門、交通部門と第2回目の意見交換を行い、お互いのイベント情報の交換と周知、そしてイベントに参加してのPR活動について打ち合わせを行っております。

また行政報告にもありましたとおり、4月26日には、長崎市で長崎苓北会総会が開催をされ、私のほか、野崎議長、倉田議員、森商工会副会長、地域間交流推進委員の皆様で参加をしましてまいりましたが、その折には、長崎県の平田知事の代理の方、長崎市の副市長、市議会より議長、副議長、そしてお1人の議員にもご臨席をいただき、交流をさせていただいたところでもございます。

なおまた、本年1月25日に志岐集会所で開催をされたニューイヤーコンサートには、長崎市からコーラスグループの長崎居留地男声合唱団の皆様にもご来町をいただき、町民の皆様方とともに文化交流も行っていました。

そのほか、長崎市との交流につきましては、本年度も引き続き、地域間交流推進委員の皆様のお力も借りながら進めてまいります。

苓北町は地理的に熊本よりも長崎に近く、富岡港が長崎方面からの重要な海の玄関口となっておりますので、以前から旅行や買い物の行き先として、また多くの方々に認識をしていただいておりますが、コロナ禍により利用が大きく落ち込んだまま、なかなか回復をしておりません。

このことから、長崎・天草双方の住民の皆様には、旅行や買い物の行き先として改めて認識していただき、富岡～茂木航路を多くの方に利用していただき、それが観光産業の充実にもつながるよう、引き続き長崎市、そして天草市とも連携をしながら取り組むことで、フェリー復活に向けた機運醸成を図ってまいります。

併せまして、今も町内の病院の医師の方が、この航路を利用しておいでをいただいておりますので、そういった部分でも大切な航路であると考えているところであります。

次に2点目のですね、熊本天草幹線道路の早期完成についてでありますけれども、この件につきましては、1項目目のご質問でもお答えをいたしましたので、省略をさせていただきます。

浜口議員のおっしゃるとおり、過疎化自治体から脱却する手段は、人口減少を抑えていくことであります。そのため現在、交流人口・関係人口の拡大に向けた、ソフト・ハード両面の事業を進めているところであります。この事業につきましては、熊本県も特定地域居住計画、二地域居住の計画を、まず天草地域から推進していくということで、実証のですね、実験を今年度からさせていただくこととなっております。フェリー復活も熊本天草幹線道路も、過疎化からの脱却へ向けて必要かつ重要なインフラと考えておりますので、そのために各種全国大会や協議会へ出席しての実情の報告や、議員の皆様と一緒に関係国会議員、各関係省庁への要望活動を行っております。

繰り返しになりますけれども、引き続き議員の皆様のご助力をいただきながら取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時ちょうどまで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時52分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので、午前に引き続き、一般質問を再開いたします。再質問は。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） このひまわりの家の件ですね、当初、町長答弁の中では、苓北町内には障害を持つ子どもから大人まで受け入れ、日中活動を実施する障害福祉施設が充実していることから、その後の対応等についての問題は生じておりませんので、障害を持つ子どもの保護者や関係者等への影響はないものと考えております。

何か非常にこうですね、寂しいというか、これまで山崎町長は、福祉施設が充実しているので併せて優しいまちづくりのために頑張っていきたいということは、これ町長の口癖じゃなかったですか。からすれば、この答弁の内容は、ちょっと首を傾げたくなるような回答だというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 只今のひまわりの会に関するご質問でございますが、ひまわりの会は、これは保護者の会になりますが、ここを利用する、障害をお持ちの方

の障害につきましては、知的障害になります。

知的障害については、知的障害についてはですね、これまで受け入れる施設がなかったことから、ひまわりの会の発足になったわけでございまして、今はもう3障害、身体、知的、精神、全ての障害において、施設の方の受け入れが可能となったことから、施設が充実してまいったという回答の内容でございますので、利用者の方々に対しましては、利用する施設が拡充されたというようなことから、このひまわりの会自体の解散という形で、私どももですね、ここの代表者の方とお話をさせていただいて、残念でなりませんというところを申し上げ、これまでのご苦勞に対しお礼を申し上げたところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私は町長にお尋ねしたんですけども、まあ課長さんからそういう回答がありました。

ほで、ひまわりの、町長答弁の中ではひまわりの家というふうになっていますが、今、課長さんの答えの中では、ひまわりの会になっていますけども、これ家、ひまわりの家とひまわりの会が2つあるんですか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程も申し上げましたとおり、ひまわりの会は、利用者の障害を持つ子どもさん方の保護者の会。ひまわりの家につきましては、地域活動支援センターとしての日中活動を実施する場となりまして、保護者の会ではなくて利用者の方が利用するのがひまわりの家。会というのは保護者が運営する部分でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） なかなか難しかですね。これやっぱそういうふうにしてですね、似たような感じで、同じようなことをする名称を同じような形で作ったがいい、よかったんでしょうか。それとも、そこら辺は統一してひまわりの家なのかひまわりの会なのかをしたほうが、行政としては取り組みやすかったんじゃないかというふうに思います。

まあいずれにしましても、山崎町長は優しいまちづくりちゅうことを常々口にされておりますので、そういうことですね、障害を持たれた方、また、身体障がい者の位置づけちゅうのも非常にこう大変だろうというふうに思いますが、いずれにしましてもそういう形でまちづくりのため、やさしいまちづくりのために、身体障がい者の方も差別することなく対応してもらいたいと思います。

それから企業誘致についてですが、関連しての道路の改良は、今はまあ確かに熊本から遠いのでなかなか取っつきにくいという話をされましたが、今が町長、チャンスじゃなかですか。高市さんのところに金子さんに木原さんですか。ほいからもう1人おらつとやかですか。3人か4人ぐらい高市内閣ん中入とつでしよう。うんにや、入と

るっちゅか、入っとらすでしよ。これやっば選挙んときにもそうにや山崎町長よろしく
お願いしますってそうにや来とらっとですけんが、そんな時の何か恩返しは山崎町長行く
べきですよ。

ほいけんぜひですね、そういうことは利用、利用って言い方おかしいわけですが、利
用、利用して早く完成するように何かやってもらえと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） T S M C 関連の企業に誘致についてはですね、やはりご承知の
とおり、苓北町は電気の供給自治体ということで、県下の中でもですね、お示しをして
いるところでありまして、特にこういった半導体企業は電気をなくしてはできないよう
な企業でございますので、その電気のふるさとしての強みをですね、活かしていくべ
く、これは熊本県に対しても要望を常日頃から行っているところでありまして、木村知
事ともお話をさせていただいているところでございます。機会を捉えて、改めて要望し
ながら、ぜひ企業誘致が進むように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口議員。

○5番（浜口雅英君） この台湾の企業がですね、やっば熊本に、熊本からどっかに移
動する前に、何とか前向きなお答えを引き出して、ほいから、どうもご苦労さんでした、
よそで頑張っけえなというような形に持って行ってほしいと思います。

ぜひこの企業誘致には、実現するような形での取り組みをしてほしいと思います。終
わります。

○議長（野崎幸洋君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

通告4番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 議員ナンバー1番、通告4番の田嶋健司が一般質問をしたいと
思います。

まず2点について質問したいと思います。

まず1点目、富岡港の新しい活用についての提案。

熊本市と天草市を結ぶ高規格道路「熊本天草幹線道路」は、1994年（平成6年）
12月に計画路線の指定を受け、熊本都市圏と天草地域を90分で結ぶことを目標に、
事業が本格しました。全長約70キロのうち、松島有料道路など、一部区間は開通して
いますが、まだ未開通区間もあり、順次工事は進められていますが、全線開通までの目
途が正確にはついていません。

天草を訪れるには、1号橋から5号橋までの国道266号を必ず通らなければならず、
年末年始やゴールデンウィーク等の連休日には、多くの観光客や帰省者の車で渋滞が頻
発しています。また、昨年8月10日から11日にかけて発生した記録的な大雨によ
る土砂崩れや道路の浸水により通行止めが起こり、一時的に天草の下島は孤立化しまし

た。

自動車以外の交通手段としては、熊本港と天草の本渡港を結ぶ高速旅客船マリンビューが1997年から2009年3月31日まで、約12年間に及び運航されていましたが、運休となりました。その代替航路として、「天草宝島ライン」が、三角港と本渡港を結ぶ航路で運航されていましたが、現在は三角港から松島までしか運行されていません。

そのような中で、熊本県は本年度、都市部との2拠点生活者を増やして、地方の活性化を目指す「広域活性化計画（二地域居住）」を初めて策定し、天草市・上天草市・苓北町を重点地区に指定し、モニターツアーなどの実証事業を検討されていると聞いています。また、木村県知事も「3市町と連携し、持続的で活力ある地域をつくり上げる」と発言されており、県は国に補助事業を申請されているそうです。

さて、現在の富岡港は、「苓北観光汽船」によって、高速船で天草と長崎を僅か45分で結ぶ航路の重要な玄関口です。長崎との交流人口の増加に向けた取り組みを、観光協会や商工観光課で行っていますが、なかなか利用者数が伸びず苦戦しています。また、「苓北観光汽船」は、サンセットクルーズやイルカウォッチングで使用するために、高速艇を2艇所有していると聞いています。

そこで、長崎航路で使用していない船を熊本からの玄関口にもするべく、熊本港と天草を結ぶ航路の復活を富岡港からスタートする航路を開設し、運行することはできないのでしょうか。例えば、週末限定で朝夕2往復、富岡港～二江港～本渡港～湯島～熊本港というルートはどうでしょうか。町単独で行うのは困難ですが、3市町で協力し、熊本県まで巻き込めば、可能性があるのではないのでしょうか。先程述べた、災害や渋滞に強い交通インフラとして、また、二地域居住者の交通手段として、需要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。山崎町長のお考えをお伺いします。

次に2点目、天草拓心高校マリン校舎の魅力化推進についての提案。

熊本県立高の将来像を議論する「県立高等学校在り方検討会」は、全ての高校を対象に、計画的な学級削減を求めつつ、定員割れの続く小規模校については、学級減や統廃合の検討基準を設ける一方で、存続のために、地域から必要な支援や評価が得られている学校は「地域魅力化特例校」として基準の適用を除外する、とあります。

そのような中で、苓北町と天草拓心高校は、2025年5月20日に、まちづくりを担う人材育成や地域振興等を狙い、包括連携協定を結んでいます。天草拓心高校マリン校舎は、苓北町になくてはならない高校です。また、今年は、内航船員養成の取り組みが注目され、海洋学科の倍率が前期選抜で2倍以上の高い倍率になっています。

文部科学省は、2026年2月13日に、高校教育改革に関する基本方針を発表されています。基本方針では、少子化や地方の過疎化が深刻になることを指摘し、AIに代

替されない能力の伸長、地域の経済や社会を支える人材育成、全国どこにでも受けられる質の高い教育機関の確保の視点で改革に取り組むとしている。また、専門高校の機能強化・高度化も掲げて、地域産業や社会の問題を解決できる人材や、地域発のイノベーションを興すことができる人材の育成に力を入れている、とあります。

そこで、マリン校舎の海洋学科のような専門性が高く、ここでしか学べないという学科を創ることはできないでしょうか。例えば、魚の目利きや調理の技術を学べる鮮魚科や、水族館の飼育員を目指せる飼育員科など、他にはない、それぞれの分野のスペシャリストを育てる学科をぜひマリン校舎に、と要望・提案してみたいでしょうか。

熊本県として、令和8年5月15日に高校教育改革を先導するモデル校としての候補を、菊池農業高校・天草工業高校・人吉高校・熊本高校の4校とする、とありました。モデル校に選ばれると、基金から支援を受けることができ、施設・設備の導入や改修費も支援対象になるとのことです。熊本県に、県下唯一の水産系学校としてのマリン校舎をモデル校候補として要望・提案することはできないのでしょうか。モデル校に選ばれると、その基金から支援を受け、新しい学科を設置しやすくなるのではないのでしょうか。山崎町長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わります。回答の後に自席にて再質問をしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、富岡港の新しい活用についてのご提案でございますが、議員のご質問にありますとおり、熊本方面から天草に入る陸上ルートとしましては、天草五橋を含む国道266号のみであり、特に年末年始やゴールデンウィークなどの連休中には、2号橋から5号橋までの区間で頻繁に渋滞が発生をしております。

また、昨年8月の豪雨では、2号橋付近での法面崩壊により、長時間の通行止めが発生をいたしました。

その解消手段の1つとして、八代・天草シーラインなどの構想も現在ございますが、まだ期成会を結成して推進に取り組んでいる段階でございます。残念ながら、すぐに実現するものではございません。

そのほかにも、天草エアラインが天草・熊本空港間で1日1往復運行しておりますが、議員がおっしゃるとおり、熊本方面からの陸上ルートは国道266号の1本しかないのが現状でございます。

また、議員のご質問にある二地域居住の推進につきましては、昨年の県知事との地域みらい創造会議で木村知事へもお願いをし、また町単独でも、県知事への要望書の提出を行ったところでありますが、熊本県において今年度、二地域居住により地方の活性化を目指す「熊本県広域活性化計画（二地域居住）」の計画を策定をされまして、天草

市、上天草市とともに、天草地域でまず実証事業を進めていただくことになりました。

苓北町におきましても、県の計画と併せ、本年３月に「苓北町特定居住促進計画」を策定をし、苓北町における住まいや生業、交流拠点などの二地域居住を推進していくために必要な整備を今後進めていくことといたしております。

田嶋議員の、長崎航路で使用していない船を熊本港と富岡港を結ぶ航路として開設、運行することはできないかのご提案でございました。

現在の富岡・茂木航路は、国の準離島航路として補助航路に指定されており、費用から収益を差し引いた純損失額に対して、国や熊本県、そして長崎市から補助をいただき、残りを苓北町で負担をしております。町の負担額につきましては、国の補助航路ということで、その８割が特別交付税で措置をされておりますので、町の負担は実質的には１割の負担ということになっております。

ここで、国の補助航路となるには、厳しい要件がございます。まず１つ目に、離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域にある航路であること。２つ目に、本土と離島や準離島、又はそれ同士を結ぶ航路であり、かつ、ほかの交通機関がないか、又はほかの交通機関によることが著しく不便となること。３つ目に、陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有することなどがあり、富岡港と熊本港を結ぶ航路は、まず補助航路として認められることは、難しいのではないかと考えているところであります。

田嶋議員のご提案は、議員もおっしゃるとおり、災害や渋滞に強い交通インフラとして、また町がこれから進めようとしております二地域居住者の交通手段として、非常に面白い、良いアイデアだと考えておりますが、補助航路と認められない限り、採算が取れない場合の負担が大きくなることも見込まれます。

しかしながら一方で、先月には、国際クルーズ船が崎津集落に寄港いたしました。また日本郵船の飛鳥Ⅲが本渡港に寄港などいたしておりますので、長崎方面、熊本方面、そして天草地域内の観光クルーズツアーなど、採算が見込める新たな利活用方法を編み出すことができれば、観光を含む交流人口の拡大にもつながりますので、この点については、苓北観光汽船の考えもお聞きしながら、田嶋議員のご提案を初めとした様々な可能性について、まず検討してまいりたいと考えております。

次に２項目目の、天草拓心高校マリン校舎の魅力化推進についての提案についての１点目、マリン校舎の海洋学科のような専門性が高く、ここでしか学べない学科を創ることとはできないか、他にはない、それぞれの分野のスペシャリストを育てる学科をぜひマリン校舎にと、要望・提案してみてはいかがか、ということでございますけれども、私も田嶋議員の思いは同じでございます。天草拓心高校マリン校舎は、苓北町になくてはならない高校でございます。更なるマリン校舎の魅力化により、町内のみならず、町外・県外からの入学者増につなげていきたいとも考えております。

マリン校舎の現状と課題としましては、天草圏域の苓北町や天草市、熊本県水産研究センターなどの行政機関や地元企業、また、長崎大学、九州大学天草臨海実験所、福岡大学などの学術研究機関など、産学官の連携により、特色ある学びを実現するための専門性の深化と広がりを見せておりまして、さらに、熊本県と苓北町が連携して取り組んでおります、地域みらい留学制度を活用した、県外入学希望者が増加傾向にあります。

一方で、普通科総合コース入学希望者の減少や、栽培・食品コース食品系履修希望生徒の伸び悩みが課題となっております。さらに熊本県内では、これからも少子化の進行や、都市圏への人の流れに歯止めがかからないことに加えまして、高校授業料無償化などによって、公立・私立の垣根がなくなる中で、特に熊本市内以外の高校が、将来危機的な状況になる可能性も十分考えられます。

県立高等学校のあり方検討会が令和7年9月に熊本県教育委員会に提言した内容では、取り組みの基本的方向性として、人口減少を見据えた教育環境の整備に当たっての募集定員の見直しが示され、定員割れによる学級減、統廃合の基準を策定、一定の周知期間を設けた上で、令和10年度以降、適用を開始することが望ましいとされております。

マリン校舎も現状のままではこの影響を受ける可能性が高く、令和8年度からは、その対応を協議する必要があると考えております。なお提言では、「具体的には、地域によって異なる事情や地元自治体の意見等を踏まえながら検討していく必要がある」とされているところであります。

苓北町では、令和6年度から、マリン校舎とのこれまでの連携・協力関係をさらに発展させたマリン校舎魅力化推進事業を開始をし、令和7年5月20日には、天草拓心高校と包括連携協定を締結をし、教育活動や人材育成、地域課題の解決など、地域社会の持続性を高める取り組みを推進してきております。

その取り組みをさらに推進加速させるため、来週6月8日に、天草拓心高校マリン校舎魅力化推進協議会の第1回会議を開催することとしております。この中で、これまでの取り組み状況を踏まえ、立地環境やマリン校舎の特徴、また今回ご提案いただきました学科案も含めまして、多角的な視点から議論を深め、魅力化のための取り組みを推進してまいります。

次に2点目の、熊本県の高校教育改革を先導するモデル校に、県下唯一の水産系学校としてのマリン校舎をモデル候補として、要望・提案することはできないか、についてでございますが、本事業は、いわゆる高校無償化と併せまして公立高校や専門高校などへの支援の拡充を図るため、国が示す高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に沿った緊急性のある取り組みなどについて、都道府県が造成をします基金などにより、先行的に支援をする制度であります。

各都道府県から国への申請は、3類型4拠点が上限とされており、事業期間は、本年

度令和8年度から令和10年度までの3年間となっております。

熊本県では、「県立高校あり方提言」で、主に地方部の高校をイメージして、「県立高校は地域にとって欠かせない存在」との方向性が示されたことから、主に熊本市内以外の高校を対象とし、一定の規模・学科の存在や既存国指定事業との重複回避の観点などを踏まえて、改革先導拠点校として4校が選定をされております。

まず、農業DXを推進できる「戦略的農業人材」育成の拠点校として菊池農業高校、そして協力校として県内の農業関係高校。

次に、実践力を備えた「地域共創型エンジニア」育成の拠点校として天草工業高校、協力校として、天草管内の高校及び県内工業関係高校。

次に、データサイエンスを主とした「新たな理数系人材育成モデル」の開発拠点校として人吉高校、協力校として人吉・球磨管内高校。

最後に、学習機会の制約を超えてつながる多様な学びの拠点校として、これはDXの関係もありますので、熊本市内の熊本高校、協力校として県内の小規模校。

この4校をモデル校の候補として選定をし、県の方から国へ申請をされております。

モデル校にはそれぞれの役割が期待されるところではありますが、熊本県教育委員会では、拠点校4校を中心に、専門高校の機能強化や高度化、普通科改革を通じた高校の特色化や魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保など、全ての県立高校へ展開し、取り組んでいくこととされております。

従いまして、マリン校舎を本事業のモデル校候補として追加することはできませんが、天草管内では、天草工業高校が実践力を備えた「地域共創型エンジニア」育成の拠点校候補となっており、その協力校として天草管内高校及び県内工業関係高校が含まれますので、本事業の取り組みを注視するとともに、天草工業高校を拠点とする天草管内の高校に天草拓心高校も含まれておりますので、連携強化について意見交換を今後行ってまいりたいと考えております。

このほか、天草管内2市1町の教育委員会では、高校授業料無償化や県立高校あり方提言への対応、高校教育改革の動向などを踏まえまして、連携・協働して対応していくことを確認をしております、天草地域県立学校長会とも連携を密にしながら、引き続き、天草拓心高校マリン校舎の魅力化推進に取り組んでまいります。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 回答ありがとうございました。

まず1点目の、富岡港の新しい活用についての提案について質問します。

まずですね、この離島振興対策実施地域、又は準ずる地域に該当するのではないかと若干考えますが、いかがでしょうか。で、私が挙げたルートですね、湯島とかですね、

その辺を経由することによって、補助航路もありますが、県や上天草市・天草市・苓北町と協力すればですね、各負担はそれぞれ少ない負担で済むのではないのでしょうか。

また、その航路認定にはですね、国土交通省の認可が必要と聞いています。現在ですね、そのトップが地元選出議員でもあられる金子衆議院議員でもあります。今、動くべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 只今の田嶋議員のご質問ですけれども、まず補助航路となるための要件をですね、先程町長の答弁の中で3つご紹介をさせていただいております。

その1つがですね、離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域にある航路であること。で、これに該当するのではないかとということで、まずですね、この項目につきましては、天草地域がそれに準ずる地域になりますので、この項目につきましては該当いたします。ただ、先程申し上げました、町長が答弁いたしました3つのうちの2つ目、本土と離島や準離島又はそれ同士を結ぶ航路であり、かつ、ほかの交通機関がないか、又はほかの交通機関によることが著しく不便となること、ていうふうな要件がございまして、例えば富岡から長崎に行く場合、当然すぐ近くにですね、鬼池から口之津への航路もありはするんですけれども、陸上から回ると、熊本を回ってずっと佐賀の方ですね、回ってくるということで、著しく不便になるということで、こちらの航路については該当がしておりますけれども、熊本と富岡を結ぶ、天草市でも一緒なんですけれども、の場合は、陸上の国道266号もすぐ横を通っておりますので、なかなかそういう点では難しいのではないかとということになります。

あと、国の方から離島航路として認められるのかどうかというふうな話ですけれども、この離島航路というものと、あと、その中でも実際に国の方から補助対象になるかどうかというのはまた別の問題でして、例えば牛深と長島を結ぶ航路、あそこはもともと離島航路としては認められておりましたけれども、先般ですね、その中でも補助航路に改めて認められたということで補助対象になっておりますので、離島航路として認められるのは恐らく認められる可能性はありますけれども、果たして補助対象になるかどうか、で、先程町長答弁にありました8割の特別交付税措置というのは、やはり補助航路であるからこそですので、やはりそこがどうしても費用面で非常に負担が発生するのではないかとこのところを恐れておるところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ですからですね、一応湯島経由で国道がですね、離島も含まれての航路をちょっと提案してみたんですけど、なかなか国の認可が下りにくいというのはありますけど、やっぱりですね、本渡熊本間より、我々の汽船ですね、を利用して

富岡港から、一番端からのスタートっていうのがですね、ちょっと我々苓北町からすれば理想というかですね。で、町単独ですとですね、多額のお金がかかりますが、やっぱり本渡港利用、本渡港を経由したりですね、湯島を経由することでですね、ほかの市町村もですね、協力してもらえと思うので、ぜひともですね、1回検討されてみてはいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） ありがとうございます。町長の答弁の中でもですね、やはり採算がとれるような、ツアーも含めてですけれども、田嶋議員がおっしゃった航路も当然おっしゃるとおり町単独でですね、運営するものでもございませんし、ご提案のとおり熊本市とかですね、熊本県とかも巻き込んでいけば採算がどうなるのか、もちろんそこを計算した上で採算がとれそうであれば、当然検討の価値はあるかと思いますので、その辺も含めてですね、調査・研究をさせていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 実際ですね、この度ですね、ナショナルサイクルルートとかもですね、認定を目指しておられますが、そのサイクリングのですね、地点にも富岡港は含まれてますので、例えばですね、熊本から富岡港まで来て帰りは汽船で帰って、そういうルートもですね、検討されれば、利用者がですね、増えていく、もしそのルートが認定されればですね、利用客の増加にもつながる1つになるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） ありがとうございます。確かにですね、ナショナルサイクルルート、先日調査に来られたそうでした、まだこれから認定されるかどうかというところまでは聞いております。これが認定されますとその分天草にですね、いらっしゃる、しかも自転車を持っていらっしゃる方が増えるということになりますので、車に乗せてくるだけではなくてですね、いろんなルートで行きと帰りを変えとか、方法はたくさんあるかと思うので、その辺りも含めましてちょっと検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） またですね、この富岡港をなぜ出発・終点の地点にしたかといいますとですね、今、苓北町はですね、苓北町観光協会の自走化を目標にですね、色々な取り組みがされていますが、その自走化に向けた取り組みの中にですね、やっぱり自分で稼ぐっていうところがやっぱり自走化に向けてメインになってくると思うんですけど、そういう富岡港の利用者が増えればですね、色々な事業計画、取り組み等のですね、案が出やすいのではないかっていう思いでですね、富岡港の利用を増やすためにもです

ね、このルートはぜひともお願いしたいなと思って提案してみましたがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然ながらですね、長崎との交流拡大ということでお伝えしておりますけども、そういった意味ではやはり富岡港は拠点になりますので、利活用はですね、さらに進めていかなければならないと思っておりますし、それがひいてはですね、フェリーの復活ということにもつながってまいりますので、引き続き交流拡大の施策についてもですね、色んな関係機関とも連携を図りながら、取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。そしてですね、この次に、2点目に挙げているですね、学校の県内・県外からのですね、募集を含めての交通手段としてもですね、これは有効な手段ではないか、保護者からしてもそういう交通手段がですね、あればですね、安心して預けれるようなですね、高校として認められるんじゃないかという思いもありますので、その点は検討していただければと思います。また、それと同時にですね。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋議員、マイクをちょっと上げて。

○1番（田嶋健司君） それと同時にですね、二地域居住者のですね、交通手段としてもですね、車を使わずに来て、こちらの方でその後の移動手段をですね、手配することができる観光協会とかですね、手配することができれば、週末は天草で過ごすとかですね、苓北町で過ごすっていう道筋が見えてくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましてもですね、当然、船の利用はもちろんですけども飛行機の利用もですね、そういった考えがあります。

実は昨日、天草エアラインの取締役会がありましたけども、その中で熊本県の計画として、先程申しました二地域居住を天草地域で進めるにあたってですね、エアラインの利活用というとも当然挙げられるということで中期の計画にも上がっておりますので、やはり天草へのいろんな交通手段を通じて天草に来ていただく、そういう手だてをですね、今後広げていきながら、関係人口・交流人口の拡大につながればと思っていますところであります。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 天草エアラインもそうですけど、やっぱりですね、天草エアラインの方はですね、ちょっと風とかですね、天候に左右しがちでちょっと安定したって

いうのにはちょっと不安な面が残るので、やっぱり船の航路はですね、少々あっても通るってところもありますので、これから先ですね、1つの解決法の糸口としてですね、していただければと強く思っています。

続きまして2点目の、マリン校舎のほうに移りたいと思います。

現在ですね、社会はですね、実践力を求めているケースが多くなっています。今までならですね、大学や専門学校に行って知識や技術を学んでいくのが一般的でしたが、今現在はですね、会社等もですね、実践力を求めている状況が見受けられます。学生の方もですね、高い大学や専門学校等のですね、費用を払うよりも、企業に早く働いた方が得ではないかというような考えも見受けられるようになりました。ですから、今回提案したですね、専門的な技術を学ぶ学科をマリン校舎のほうに要望するというのが特にですね、喫緊の課題だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程もお答えしましたけども、まさにそのとおりでございまして、そういった中でですね、特に魅力をさらに推進していくということで、協議会をですね、作りながらやっていきたいということで、6月8日にはその第1回の会議を開きたいと思います。

それから答弁の中でも言いましたように、地元の九州大学の臨海実験所を含めまして、現在も福岡大学とか長崎大学との協力もいただいておりますし、企業につきましても、私も昨年ですね、東洋冷蔵の本社の方にもお邪魔しまして、こういった水産系の会社にもですね、拓心高校マリン校舎魅力化事業についてですね、お話をして、職業講話等にも来ていただくような形でですね、お願いをしてきたところでもあります。そういった部分でやはり学校全体、学校を含めて企業、それからほかの関係団体とも協力しながら、魅力化をさらに進めていければというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まさにですね、県内ではですね、高森高校のマンガ学科とかですね、本当に全国からですね、人気で競争倍率がすごいことになっている学科もあります。で、わがマリン校舎のほうもですね、海洋学科に2倍と、今までにないですね、倍率が出ているのが現実です。普通科は残念ながらですね、1桁台のですね、倍率でなかなかですね、伸び悩んでいるんですが、やっぱりですね、なかなか苓北町から入学してもらいたいのもありますが、もう少子化が進んでですね、なかなか苓北の学校のほうに行きたいって生徒の総数がですね、パイが少なくなっていますので、できれば魅力、来てもらう学校ではなくてですね、本当に自ら行きたいと思える学校を作っていただきたいと思い、この提案をしました。

またですね、同時に県内外から多く募集をするのであればですね、同時にですね、そ

の生徒たちを受け入れる施設等の整備も同時に考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今お話がありましたように、県外からですね、学生を集めるといふ地域みらい留学、これにもいち早く手を挙げまして、熊本県と連携をして地域みらい留学制度をしております、東京に出向いてですね、子どもたちも連れていきまして、PR活動をしております。その成果として、今年度も県外から入学をされた子どもがいたということでございまして、今後もそういった形を進めていきたいと思っておりますし、今度議会のほうでも隠岐島前高校あたりに行かれるということですが、その高校もこのみらい留学を利用してですね、推進をされている町でございまして、そういった取り組みも参考にしながら、私どもも頑張っていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ぜひですね、頑張っていていただいましてですね、県内外から、よそから苓北町に来てもらうとですね、苓北町のファンを作ることにもなりますし、それをきっかけにですね、苓北町を知ってもらって、ふるさと納税とかですね、その辺のPR等にもですね、ゆくゆくは絡んできますので、ぜひともですね、この事業に対しても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、もう1点、学科を新しく作るにはですね、施設等の新設等の予算が必要になります。モデル校の付属ではなくですね、モデル校として強く要請をもう一度ですね、していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然ですね、高校再編がございまして、それをですね、何とかやっぱり地元に残したいという思いの中でやっぱり魅力化を図っていくことが一番大事だということで、学校の方も一生懸命にされておりますし、町の方でも一生懸命支援をさせていただいておりますので、ぜひですね、新たな特色ある学科も含めて研究ができればというふうに思っております。

その点についても、8日に行います推進協議会の中で議題として挙げながら、今後どういった形がいいのか検討を進めてまいりたいと思っておりますし、実は県議会の中でも県民の方からも色んなご提案もあっているようでございますので、そういったところも参考にしながら取り組みを進めていければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ぜひですね、この取り組み、マリン校舎をですね、なくすわけにはいきませんので、苓北町にとって大切な高校ですので、なくさないようですね、取り組みをですね、今後も力強く進めていただければと思います。私の質問は以上です。

○議長（野崎幸洋君） これで田嶋健司君の一般質問を終わります。

次に、通告５番、松本良人君。

○４番（松本良人君） 通告５番、４番議員、松本良人です。

通告に基づき、ご質問をいたします。

１番、国道３８９号の安全対策と石炭灰の有効活用について。

九州電力苓北発電所は、苓北町にとっては宝物であり、１日でも長く苓北町で九州の電力の供給の要として頑張っていたきたいというのが私の願いであります。

国道３８９号の竹の迫地内においては、これまでに大雨のたびに山肌が崩壊、大災害が発生し、全面交通止めが毎年のように行われてきました。幸い人身事故には至りませんでした。都呂々地区は完全に孤立した年もあります。

ここ数年、降水帯が本町上空を避けて通過しており、強い雨による被害はなく、安堵しているのが正直なところです。

私はこれまでに一般質問等において複数回、本箇所の安全対策を求め、特に石炭灰により国道の嵩上げを実施し、安全対策と併せて石炭灰の有効活用が図られないものか、一般質問や委員会においてお願いをしてきましたが、受け入れてもらえず、現在に至っております。

しかしながら今回、あえて再度お願いをいたします。

アメリカのイランへの軍事行動以来、世界中の経済は悪化し、止まるところを知らない状況の中に、ホルムズ海峡封鎖による原油の供給が途絶え、特に油関係の状況は悪化を辿る一途です。

そのために、国内の電力関係にも、当然のことながら影響をもたらし、石炭火力発電である我が町の苓北発電所がフル稼働と予想されてる中に、産業廃棄物である石炭灰が大量に発生し、灰捨て場を埋め尽くす勢いです。

この状況の中で、日本経済を少しでも支えていくための努力が必要ではないでしょうか。

石炭灰は大型車により町外に搬送されているようですが、灰捨て場は日々増加しているように思われます。

石炭灰を活用した国道３８９号の嵩上げ改良工事は、数々のメリットがあります。

１つ、安価な工事費による国道３８９号防災対策。石炭灰の有効活動。２番ですね。３番、エコアッシュのプラントの活用。４つ目、大型車による石炭灰運送に伴う排ガス対策。５、石炭灰飛散対策。６、敷地内の大型車両運転によるＣＯ₂対策その他でございます。

国道３８９号嵩上げには、高さにもよりますが、１０メートルの嵩上げで、私の試算では約２年分の石炭灰の使用が図られ、山の背後には１０メートル以上の空地ができる

ため、崩壊した土でも、危険度はかなり低いものと思われます。

幸い、国土交通大臣は、地元選出の国会議員です。資源エネルギー省、環境省等と連携を図っていただき、国策として事業の推進を図っていただくよう、町として国・県への対応をお願いします。町長のお考えをお尋ねします。

2、都呂々港湾の浚渫について。

都呂々港は、昭和年代まで物質の搬入、搬出入の港として利用がなされていました。砂利、砂、木炭、薪、坑木、石炭等が主な資材だと記憶しています。

しかし現在、河河口である欠点から、上流河川からの土石流、土砂等により港内は埋まり、本来あるべき物揚場の水域は、小漁船すら航行困難です。早急な浚渫を必要とします。新都呂々橋の上流まで土砂が堆積している現在、このまま放置した場合、都呂々側河口一帯に流れて、流れ出している小河川が逆流し、流域一帯を水没する恐れがあります。

特に近年、小河川の災害復旧工事に河川台帳の提示が義務づけられたということで、崩壊したままの河川もあり、瓦礫、土砂は野放しの状況にあります。また、土砂災害を守るべき砂防は、都呂々川、舞子川と共に満杯状況です。早急な対策を求めます。

続きまして、これから質問するカスタマーハラスメント対策については、一般質問一覧表に赤い文字で大きく「不適切な表現について修正依頼中」と掲げられ、また、一般質問一覧の中には、赤文字で色々条件が突きつけられています。私は日本語は非常に難しいと認識しています。当の私には、国語力の力はありませんが、私なりに表現した、私が作成した質問状により質問させていただきます。20ページの修正依頼事項と併せて、ご感想とご指導いただければ幸いですと思っています。

質問に入ります。3番目、カスタマーハラスメント対策について。

令和8年3月30日、苓総第112号により、カスタマーハラスメント対策についての通知が来ました。そしてまた、広報れいほく4月号には、2ページにまたがり大々的に基本方針が掲載してありました。

広報れいほくには、基本的な考え方から定義、対策、対応、対策とあり、最後に4月以降の具体的な職員の対応について掲げてありました。

なぜ、今までどおりで駄目なのか。6,000人を切り5,000人台に入った苓北町において、和気藹々行政ができないものか。特に、職員の配置図の配布廃止は町民サービスに欠けるのではないかと考えます。

顔の見える行政こそ、町長が掲げた「人が輝き、地域が輝くまちづくり」となっていくものと思われます。

また、同じく広報れいほくに、カスタマーハラスメントの定義が3点掲げてあります。町民からの苦情、要望、意見等が細かく書かれておりますが、この中には、――――

。このようなことはないのでしょうか。

また、私ごとですが、——に腹を立てたり、大声を出したりすることがあります。

業務の効率や行政サービスの低下が対策として掲げられていますが、町民も貴重な時間を割いて庁舎に訪れ要件を満たす。——

——かもしれません。逆に我々をカスハラに導くこともあるのではないかと思います。

この点どのようにお考えか、お尋ねをします。

4 番目、学校敷地外の事故対応について。

福島県磐越自動車道で、21 人の高校生が死傷した事故が発生しました。このことは、部活の遠征に行く途中の出来事で、バスの使用はやむを得ないと思われませんが、本来教育は学校敷地内の施設により授業が行われるのが基本と思われま

す。現在、小中学校で施設外での授業が行われるケースはあるのかないか伺います。あ
るとすれば、どのような科目で、学校敷地外で実施しなければ理由をお尋ねをします。
また、事故の責任所在、対応を併せてお尋ねをします。

以上 4 件について質問いたします。回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、只今、松本良人君の発言の中で、「——

——」、次に、「——

——」などの発言がなされましたが、その部分については、相手の立場になって聞いたならば不快感を覚える発言、事実と異なる発言、根拠が不明確な発言に該当すると、議長として考えますので、松本議員にお尋ねします。取り消されてはいかがでしょうか。

松本良人君。

○4 番（松本良人君） 私は語学力がございません。ただ、この質問状を作る上には、特に虚偽については、広辞苑とかその他の辞書を引き、そしていろんな対策を考えて作ってきました。それで私は取り消し、よかったら、この疑義があったら、第三者委員会とか、あるいは別の諮問機関で、議長の単独ではなくて、お諮りいただいて、そして私も入れたところのきれいな、公平なところで審議をしていただき、そうした場合は、その

ように色々あったならば、そのとおりにいたします。

そしてまた、「虚偽の」という言葉に議長相当こだわっておられると思いますが、昨日今日の、昨日一昨日の、あのテレビを見てみますと、防衛大臣あたりは明らかに、中国の問題等に虚偽という言葉が引用されておられます。それで、当然国会議員の方々もそういった言葉は使う可能性は十分あっております。それに対してのNHKとか、あるいはそういった報道関係での、その、何ですかね、いろんな苦情はないように思われます。それで、私は。

○議長（野崎幸洋君） 取り消す意思はありませんね。ありますか。

○4番（松本良人君） ありません。

○議長（野崎幸洋君） ありません。はい、じゃあ座ってください。

今、言われました虚偽、虚偽というのはですね、本当ではないと知りながら、あたかも真実であるかのように答えることを虚偽と言います。

ですから、今まで私が議長として、今まで執行部の皆さんの答弁を聞くと、本当でないと知りながらあたかも真実かのように答えている答弁は一度もないと私は信じておりますし、それなかったと思ってます。

だからそれを、この虚偽に対して、5月21日、議会運営委員会に諮りました。その中で協議した結果は、議運、要するに議会運営委員会の中では不適切の言葉であるというのを認められました。その中で、その日のうちに松本議員のところに出向き、議会運営委員会では認められませんので、ここを修正又は削除してはいかがですかというのをお願いに行きました。それでも受けられなかったので、5月28日には、議長名、私の名前で公文書での修正お願い文面を持っていきました。しかし、完全に受理をされなかったもので、拒否されましたので、受理を。ですから今回、この一般質問の中での修正をこの事前の通告文に、赤文字での修正を再度お願いしておりました。

ですから、今回のことは、再度お伺いしますけども、修正する意思があるのかないのかを再度お尋ねします。

松本良人君。

○4番（松本良人君） ただ1点だけ聞いてください。私は広辞苑なんかを、辞書を、これは日本で一番信頼される辞書です。多分皆さんご存じかと思います。それ、それを見て調べた上で、嘘、間違いというようなことは、多分持ってきておりませんが、また資料を作ったんですけれども、持ってくるべきだったと思いますけれども、広辞苑の中で、今議長がおっしゃっていたようなことは書いてありませんでした。

それをあたかも議運の中で、これはこういうことだとおっしゃって、もし議運の皆さんを納得したならば、議長の職権だと思います。

私はこのことについては強く抗議し、今後あの、問題が発覚したならば、私は出ると

ころまで出て、議員生命も懸けて議長と戦います。

○議長（野崎幸洋君） はいどうぞ。

○4番（松本良人君） そうした場合は議長も、もし議長の見解が間違っただとしていたならば、議長をお辞めくださって、議員も辞めてもらう。そのくらいの根性はあると。

○議長（野崎幸洋君） 訂正するかないかだけお答えください。ないですね。

今、広辞苑と言いましたが、私が調べている中では、法律や公的な場面で事実と異なる不正な情報を指摘するときに使われるのが虚偽なんですよ。

○4番（松本良人君） 事実と異なる・・・。

○議長（野崎幸洋君） そういうことを広辞苑に書いてありますか。

○4番（松本良人君） あったですよ。

○議長（野崎幸洋君） はい。ならそれで、松本議員の持論でそれはいいと思いますけれども、それでは今の一般質問における、先程申し上げた発言は、議会運営委員会の決定事項を無視した発言は、私は許可することできませんので、今回の発言は不穏当の発言と認めますので、地方自治法第129条第1項の規定によって、発言の取り消しを命じます。よろしいですね。

○4番（松本良人君） よろしくありません。

○議長（野崎幸洋君） それでは、私の取り消し命令に従わない場合は、発言の禁止を命じますが、それでもいいですか。

○4番（松本良人君） 何の禁止ですか。

○議長（野崎幸洋君） 発言の禁止です。喋られません、もう。

○4番（松本良人君） そら発言は当然してよかったですよ。

○議長（野崎幸洋君） 今言いました129条によって、私が発言の禁止を命じます。

○4番（松本良人君） お宅は表現の自由もありますのでね。そこら辺も考慮に入れて、これはあの。

○議長（野崎幸洋君） 発言の取り消し命令に従わないので、地方自治法129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで発言を禁止します。

○4番（松本良人君） あの、あの質問もですか。

○議長（野崎幸洋君） もうできません。発言はできません。

○4番（松本良人君） 分かりました、こん次します。

○議長（野崎幸洋君） それでは、今発言禁止命令を言いましたが、答弁、答弁については、質問者である松本良人君は発言禁止となりましたが、一般質問は町民に対する説明責任の場でもあり、質問された議員が発言禁止となられても、執行部側の答弁を示すことが望ましいと考えますので、執行部側の答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、4項目目の学校敷地外の事故対応については、私の答弁の後に教育長より答弁をいたします。

まず1項目目の、国道389号の安全対策と石炭灰の有効活用についてでございます。

議員ご指摘のとおり、国道389号、竹の迫地区におきましては、これまで豪雨などにより法面崩壊や通行止めが繰り返し発生しており、地域住民の皆様の生活や安全確保の面から重要な課題であると認識をしており、特に道路寸断時には、都呂々地域からの物流・人流が大きく制限されることから、防災・減災対策の面でも、早急な対策が必要な箇所でございます。

このことから、当該区間を含む、年柄から萱の木にかけての法面崩壊対策につきましては、平成28年度末から熊本県により全体的な法面調査が実施をされ、その結果に基づき、平成29年度から令和4年度にわたりまして対策工事が施工されております。今後も随時点検を行っていただくとともに、必要な対策工事については、確実に実施をしていただくよう、町からも要望を継続してまいります。

また、議員からご提案のありました、石炭灰を活用した国道389号の嵩上げ改良につきましては、防災機能の向上や石炭灰の有効活用、事業者の輸送負担や排出ガスの軽減など、多面的な効果が期待できる1つの考えであると理解はいたしております。

また、近年は国におきましても、循環型社会形成やカーボンニュートラルの推進、産業副産物の有効利用が求められているところでもございます。

しかしながら、実際の事業化に当たりましては、まずは当然国道管理者である熊本県の考え方及び国との協議が必要となってまいります。

以前にも質問がなされた際、熊本県のその時点での見解は、「今すぐできる防災対策などを中心に重点化して事業を実施している。地質とか地域の特徴である西風が吹くときは雨が降り続いてしまうような地域の特徴を踏まえて、できるだけ最適な防災工事ができるように進めていきたい」とのことでした。

国道389号は広域的な幹線道路であるため、その整備につきましては、国や県の道路整備計画、防災計画との整合性も重要となってまいりますので、町といたしましては、まずは地域住民の安全・安心の確保を最優先に考え、今後も国・県に対し、国道389号の防災対策や道路改良について、必要な要望活動を続けてまいります。

併せまして、石炭灰の処理及び有効活用につきましては、九州電力との協議を含め、国の制度の動向や先進事例、技術的可能性などについて情報収集を行いながら、関係機関とも連携をし、引き続き研究をしてまいります。

次に2項目目の、都呂々港湾の浚渫についてでございますが、都呂々港につきましては、これまで地域の物流を支える重要な港湾として利用されてきた経緯があり、現在、

河川からの土砂流入等により港内の堆積が進み、港湾としての機能が低下をしている状況であることは認識をいたしているところであります。そして現状では、船舶が港湾内を航行するとした場合、安全面及び利便性の観点からも課題があると考えております。

このことから、浚渫の検討に当たりまして、都呂々港の利用を希望される船舶の有無などについて、あらかじめ調査を実施するとともに、港湾の浚渫工事につきましては、多額の事業費を要し、また、河川等の浚渫に活用できる緊急浚渫推進事業の対象となっていないため、財源の確保も大きな課題となっておりまいます。このことからまずは、都呂々港湾の上流に存在する県管理河川や町管理河川などの適正管理も図りながら、都呂々港湾の浚渫につきましては、堆積状況や港湾の利用状況、また、治水・防災上の影響なども踏まえ、浚渫を含む必要な対策について検討を行ってまいります。

次に3項目目の、カスタマーハラスメント対策についてですが、まず、カスタマーハラスメントの定義など、基本的な部分については、広報れいほく4月号にも掲載をし、周知をさせていただきましたので、松本議員ご承知のことと存じますので、説明を省略させていただきます。

1点目の職員配置図の配布廃止についてでございますが、国において、令和7年6月に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正をされ、令和8年10月1日から全ての事業者で従業員をカスタマーハラスメントから守るための包括的な防止措置を講じることが義務化されることとなっております。

このことを受けまして、本町におきましては、職場でのカスタマーハラスメントを予防し、適切に対応することを目的として、苓北町カスタマーハラスメントの予防及び対応に関する要綱を令和8年4月1日付で制定をし、これに基づき、併せて苓北町カスタマーハラスメント対応基本方針を策定をいたしました。

今回の職員配置図の配布廃止につきましては、この要綱に規定する、職員がカスタマーハラスメントの被害に遭わないための必要な措置を講じなければならないという、町長の責務の1つとして実施をしたものでございます。

なお、役場の各部署と業務内容については、町民の方々にお知らせをすることも必要でございましたので、同じく広報れいほく4月号に掲載をし、町民の皆様へ周知をさせていただきましたので、ご利用いただければと思っております。

2点目の、職員の対応の不備により、逆に我々をカスハラに導くこともあるのではないかということについてでございますが、本町におきましては、先程申しました苓北町カスタマーハラスメントの予防及び対応に関する要綱に基づき、苓北町カスタマーハラスメント予防・対応マニュアルも策定をし、カスタマーハラスメントの発生リスクを下げることに取り組んでいるところでございます。

具体的には、適切な接遇マナーを心がける。特に言葉遣いを丁寧にするとともに、できるだけ理解しやすい表現で説明等をする。相手の主張や要求は何なのかを、対話を通じ相互に理解する。感情的な言動を慎む。明らかにこちら側に非があるときはまず謝罪する。などであります。

改めまして職員の接遇向上に取り組むとともに、町民の皆様のご意見やご指摘は行政サービスの改善や向上に重要な役割を果たすものであることを認識した上で、健全な職場環境を確保することと併せ、町民の皆様方へ適正かつ質の高いサービスの提供ができるように、引き続き職員一丸となって努めてまいります。

以上、松本議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） 次に、4項目目の学校敷地外の事故対応についてのご質問に答えさせていただきます。

まず1点目の、現在、小中学校で敷地外での授業が行われているケースはあるのかなのかにつきましては、いわゆる校外学習になりますが、校外学習は学校の教室を離れ、実社会や自然の中で直接見学や体験を行う教育活動です。教科の知識を深めるだけでなく、集団生活のルールや社会性を養うことを目的としています。

校外学習の行き先や内容は、小学校や中学校、学年、目的などに応じて多岐にわたります。

なお、文部科学省の学習指導要領では、単なるレクレーションではなく、集団への所属意識や連帯感を育む重要な特別活動の1つとして位置づけられているところです。

次に2点目の、あるとすればどのような科目で、学校敷地外で実施しなければならない理由についてですが、外部施設等に出かけて学習する科目は、主に生活科、社会科、理科、体育などの授業の一環として、又は特別活動や、総合的な学習の時間の一環として実施されており、1時限から日帰りの短い外出で行われております。

机の上での学習よりも、実際に見学することなどによって理解を深められるとともに、体験的・探求的な学習により、児童生徒の関心を高めることが期待される事象に対して実施されるものです。主な校外学習としまして、小学校1・2年生では、生活科の学習で、学校周辺の校区の特徴や、季節ごとの動植物の採集などが実施されております。

3・4年生になると、社会科・理科・総合学習が始まり、公共施設の調査や環境学習の取り組みも始まり、堆肥センターや下水処理場の見学等が行われております。

5・6年生では、田植えなどの米づくり体験活動をはじめとした生産活動、歴史分野での郷土史跡探訪、地理分野での工場見学などが積極的に行われております。また、熊本県では県内5年生を対象に、水俣病の教訓から環境保全や差別を許さない心を育むことを目的に、水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施しており、町内の5年生において、水俣市

の水俣病資料館や熊本県環境センターでの現地訪問学習が行われています。

中学校では、小学校までの体験的な活動は減少しますが、社会への貢献・参加を目的に、清掃活動や職場体験などの幅広い活動が行われています。

また、町内小中学校の水泳授業は、猛暑や雨天といった天候不良による事故防止や、熱中症対策等の観点から、温泉プールで令和7年度から実施しており、併せて温泉プール職員を学習支援員に委嘱し、質の高い指導と安全な環境を提供し、教員の負担軽減にもつながっております。

最後に3点目の、事故の責任所在、対応についてですが、学校内や部活動などでの事故における法的な損害賠償責任は、学校の設置者に所在します。公立学校の場合、学校の設置者である地方公共団体が賠償責任を負うことになります。

児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定されることから、全ての学校及び教職員は、日頃から事故等の未然防止や事故等発生時における対応に関して、適切な対応を組織的に講じられるようにしておくことが必要であり、教育委員会は年度初めをはじめ日頃から指導・助言を行っているところです。

なお、学校管理下とは、学校が教育計画に基づいて、児童・生徒を指導・監督している時間や空間を指し、授業中や部活動はもちろん、休み時間、通常の経路での登下校もこれに含まれます。

学校管理下で発生したケガや事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の補償が適用され、学校外での授業等が行われているとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中も学校等の管理下と対象となります。

なお、今般、福島県郡山市の磐越自動車道で発生しました、部活動遠征中の生徒が死傷したマイクロバス事故を受けまして、熊本県教育長から、令和8年5月20日付で「部活動の遠征等における安全確保について」の通知が各市町村教育長宛に発出がなされました。

苓北町教育委員会では、県教育委員会の通知と併せ、5月22日付で「部活動及びクラブ活動（地域展開）で遠征等を実施する場合の安全確保のためのガイドライン」を作成しまして、町内全小中学校に本ガイドラインの適切な運用についての通知を行いました。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時10分

令和 8 年 6 月 4 日（木）

（第 2 日 目）

令和8年第3回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和8年第3回苓北町議会定例会は、令和8年6月4日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	田嶋 健司	2 番	山口 利生
3 番	廣田 幸英	4 番	松本 良人
5 番	浜口 雅英	6 番	田崎 稔
7 番	倉田 明	8 番	錦戸 俊春
9 番	高戸 幸雄（副議長）	10 番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	稲 尾 浩 二	書 記	岩 崎 えり奈
------	---------	-----	---------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山 崎 秀 典	副 町 長	福 田 誠 一
教 育 長	錦 戸 雅 志	総 務 課 長	宮 崎 良 成
税務住民課長	松 村 保 則	企画政策課長	山 下 晃 弘
教 育 課 長	吉 本 英 明	土木管理課長	松 井 徹 也
農林水産課長	田 尻 悟	商工観光課長	松 本 康 秀
水道環境課長	時 田 健 一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田 尻 康 彦
行革デジタル対策室長	田 中 正 彦	会 計 課 長	伊 藤 雅 彦

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、倉田明君。

○7番（倉田 明君） おはようございます。通告6番、倉田です。

昨日からの質問で、マリン校舎への支援策、また、高校入学に対する支援策等が挙がっておりますけども、私もそれに関連した質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初、通告2番の最初に、熊本県立天草拓心高校マリン校舎支援についてお尋ねをいたします。

資料等によると、天草拓心高校マリン校舎の前身は、昭和16年6月1日、富岡瑞林寺において熊本県立漁民道場として開設され、修行期間は1年で、開所式には当時の県知事や海軍大佐などが来賓として出席、生徒は県内各地から村長や漁業組合長から推薦された15歳から28歳の29名が学ばれました。なお、第4期生は短期生として修了し、閉場されております。

その後、昭和21年に県立水産講習所、昭和23年には県立天草農業高等学校富岡分室として開校し、漁業課程を設置、翌年の昭和24年に男女共学となりました。

昭和29年には県立天草水産高等学校として独立し、漁業・製造・増殖の3コースを設置、昭和35年には県立水産高校と改称され、昭和46年に現地に移転されました。

昭和57年度入学生より、漁業科を海洋漁業科、増殖科を栽培漁業科と改称。

平成4年に学校名を県立苓洋高等学校と改名し、新たに普通科・情報処理科・海洋開発科の中に、海洋コース・増殖コース、それと水産食品科の4学科体制となる。

平成14年には情報処理科を廃止し、普通科を普通科総合コースとし、3学科体制となる。

そして平成27年、県立河浦高校（園芸科学科）と県立苓明高校、県立苓洋高校が統合し、熊本県立天草拓心高校となり、旧苓洋高校をマリン校舎として、現在、普通科総合コース定員40名。海洋科学科の中に、海洋航海コース定員20名、栽培・食品コース定員20名が設置されているが、この85年の変遷の中、この他にもいくつかの学科改編が行われております。

これらの歩みとともに、昭和36年3月、初代実習船「第1・第2熊本丸」100トン2隻が竣工、また、昭和48年には第2代「熊本丸」295トンが竣工、後に中国上海水産学院に譲渡されますが、現在の5代と続いております。

なお、令和8年4月末現在、マリン校舎の生徒数は、1年、普通科総合コース3名、海洋科学科、海洋航海コース21名、海洋科学科、栽培・食品コース14名、小計38名。

2年、普通科総合コース2名、海洋科学科、海洋航海コース12名、海洋科学科、栽培・食品コース14名、小計28名。

3年、普通科総合コース4名、海洋科学科、海洋航海コース18名、海洋科学科、栽培・食品コース11名、小計33名、合計99名で、昨年マリン校舎の生徒数は89名と本校306名の合計395名。

今年はマリン校舎は10名増加し99名、本校は11名減少し295名の、合計394名で、1名減となっている。特に今年は、マリン校舎の海洋航海コースが人気が高うございました。

ちなみに、苓北中学校から拓心高校の入学者は、昨年度卒業生50名のうち、本校13名、マリン校舎1名、7年度、この春卒業生55名のうち、本校6名、マリン校舎4名となっている。

今後も少子化は進む傾向であり、県教育委員会は2027年度から2034年度にかけて、全日制50校中、大規模校も含む62学級程度を削減し、再編等も加速化していくものと思われます。

私はこれまで議会定例会一般質問で苓洋高校に関した質問は、平成15年3月に「老朽化した拓洋寮、これは学生寮でございますが、この建設用地提供支援について」、これは拓洋寮は老朽化し、改修が必要と思われ、また同時に教職員住宅も学生寮より古く建設され、天草地域では最も古いといわれる教職員住宅10戸のうち4戸は空室であり、同様改修が必要と思い、関係者に進言させていただきました。

学校も拓洋寮の新築改修については県に要望され、用地は良いところがあれば現在地でなくてもよいとのこともあり、私も学校隣接の所有者に相談し、用地提供の了解を得ていましたが、平成29年、学校敷地内に拓洋寮（定員50名）が、今年3月には、新たに女子寮（定員12名）も完成しております。

また、平成18年9月の一般質問では「苓洋高校存続について」質し、何とかして苓洋高校の存続に向け、関係各位とともに各方面に要望してまいりました。

令和8年、苓北町議会3月定例会において、議案第14号、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例を廃止する条例（案）を廃止する。が提案され、賛否両論がありましたが、原案可決されました。施行期日は令和8年4月1日となっております。

ます。

私は、議案（原案）に賛成の立場で討論し、「私も苓洋高校の役員時代から、町に高校、銀行、ホテルがあるのは魅力的とのことで、高校の存続に向け、前の田嶋町長など各位と共に取り組んだ経緯があります。今回廃止の入学準備金の3万円は魅力的であり、廃止は子育て支援の観点から後退した感がありますが、果たしてそれで本人や両親は入学の気持ちが湧くのだろうか。今後は、別角度からの支援策を思っている」と述べたところであります。

そこで私が今回「天草拓心高校マリン校舎支援」についての提案は、昭和60年5月29日、県立水産高校時代の実習船第2代「熊本丸」295トンが中国の上海水産学院に譲渡された経緯があり、このご縁などを活かした魅力ある、活力ある国際交流的な高校を思うのであります。

昭和59年6月25日から26日かけて、上海水産学院の教授ら6名が日本の水産大学の視察で訪日され、その帰途に水産高校の教育施設の見学校に白羽の矢が立ったのが熊本県立水産高校で、一行は施設の充実に驚き、また、練り製品の実習を見学され、蒲鉾や天ぷらを試食され、大喜びされたとのことです。そして、同年9月3日には、熊本丸で上海水産学院を訪問され、上海水産学院と友好親善関係を結んだと、当時の校長先生が学校の記念誌に寄せられております。

この熊本丸譲渡に先立ち、昭和60年5月18日、熊本県庁で上海水産学院に熊本丸寄贈の式典が行われました。これは、昨年秋、いわゆる59年の秋、熊本県立水産高校熊本丸が実習の途中、上海水産学院を訪れた際に、友好のあかしとして寄贈することが約束されたことによるもので、熊日新聞や県政トピックスに掲載されております。

またその後、上海水産学院からも実習船が苓北町富岡に入港し歓迎されている。そのようなことで、再び交流友好を深め、互いの生徒及び関係者が往来し、新時代のスタートができればと思います。そして提案の1つに、マリン校舎に「中国語学科」の新設、2つに、海に囲まれた海洋国日本、水産・海事・海運に関する、海中海上の専門を養成する「海洋土木学科」の新設を思うのであります。

苓北町では、令和6年度から天草拓心高校マリン校舎魅力化事業を実施し、地域活性化に取り組む包括連携協定を締結されている。町はこの新学科の提案を学校、県教育委員会など関係機関に協議検討の呼びかけはできないか、町長の、また教育長の見解をお尋ねいたします。

次に、株式会社レノバ苓北風力合同会社による苓北・天草風力発電所工事についてお尋ねをいたします。

令和5年6月27日、都呂々において起工式が行われました。この起工式に先立ち、令和5年5月31日、甲を株式会社レノバ、乙を熊本県、丙を苓北町とし、3者で「風

力発電所建設及び発電事業に関する協定書」が取り交わされました。

令和6年9月10日、午後1時から苓北町議場で開催された全員協議会には、苓北風力合同会社から3名、東光電気工事株式会社より1名の合計4名が出席され、議題は「苓北・天草風力発電所の進捗状況について」でございました。その中で、私は「苓北町内の建設資材会社より調達されていた資材が理由も告げられず突如取引が停止された」と耳にしましたので、その点をお尋ねしたところ、苓北風力合同会社より、「質問事項を文書でいただきたい」とのことでありましたので、6年9月26日、文書は郵送で、苓北風力合同会社株式会社レノバ職務執行者宛てに送付。送付文書は町当局と議会皆様に以前配付したものと同じです。

その後、回答は10月2日、議会事務局に苓北風力合同会社の責任者が来庁され、口頭で「総合的な判断として回答できない」旨の報告があったと、議会事務局から私に電話がありました。その回答に私はいまだ理解できないし、不信感が残っております。

あれから1年半を過ぎましたが、取引が停止された建設資材会社に、苓北風力合同会社からの取引についてお尋ねしたところ、特段ないとのことであります。

株式会社レノバ、熊本県、苓北町3者による「協定書」に基づく内容は第1条から第11条まであり、その、地域との共生に関する努力義務、第3条、甲は、地域との共生の観点に立ち、次の各号に掲げる事項について努めるものとする。（1）事業に伴う役務、資材及び物資については、管内事業者からの調達を検討すること。（2）海外からの資材調達については、県内港を活用を検討すること。（3）可能な限り地域住民と適切なコミュニケーションを図り、事業について理解を得られるよう努めること。特に、工事着手前や発電開始前などの節目に地域住民への説明を行うなど、適時適切な情報発信に努めること。（4）地域との交流や地域の活性化につながる取り組みを積極的に企画し、実施すること。

この「協定書」の3条の（1）、いわゆる事業に伴う役務、資材及び物資については、管内事業者からの調達を検討する、とありますが、1点目に、この管内とはどこをいうのか。また、今回資材の取引停止に伴い、管内からの資材調達等について、町は苓北風力合同会社等に、地元の建設資材など、可能な限り使用する旨の働きかけや問い合わせなど、なされたのかどうか。

またこの件に関し、質問事項で文書での提出を要求しておきながら、会社からの回答は先に述べたとおりであります。この点、町はどう思われるか。

2点目に、疑義等の決定、第11条、この協定に疑義が生じたとき、また、この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙で協議の上、決定するものとする、とありますが、一般的に「疑義の決定」は、契約書、協定書において定められていない事項や、解釈に迷う点（疑義）が生じた場合の処理方法を定めた条項であり、したがって、町内

建設資材会社と業務委託契約書を交わしておきながら、理由もなく、告げずに突如取引停止は疑義に当たるのではないかと思います。これらは「協定書」に基づき、3者協議に値するものと思われますが、町長にこの点をお尋ねをいたします。以上。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

只今の倉田議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、県立天草拓心高校マリン校舎支援について、過去に中国・上海水産学院、現在の上海海洋大学への第2代熊本丸譲渡により両校で友好関係を結んだ経緯を踏まえまして、再び友好を深め、互いに生徒及び関係者が往来をし、新時代のスタートを期待する「中国語学科」の設置、また、海に囲まれた海洋国日本の水産・海事・海運に関する海中海上の専門を要請する「海洋土木学科」の設置についてご提案をいただきました。

また昨日は田嶋議員からも魅力化推進の観点から、他にはないスペシャリストを育てる学科の設置についてご提案をいただいたところでありまして、マリン校舎の魅力ある学校づくりに向けた議員皆様の熱意、そして支援に対しまして、大変ありがたく、深く感謝をしているところでございます。

さて、新学科設置につきましては、昨日の田嶋議員のご質問にお答えさせていただいたところでもありますけれども、改めてお答えをさせていただきます。

マリン校舎の現状と課題としては、天草圏域の苓北町や天草市、熊本県水産研究センターなどの行政機関や地元企業、また、長崎大学、九州大学天草臨海実験所、福岡大学などの学術研究機関など、産学官の連携により、特色ある学びを実現するための専門性の深化と広がりを見せておりまして、さらに、熊本県と苓北町が連携して取り組んでいる「地域みらい留学」制度を活用した県外入学希望者が増加傾向にございます。

一方で、普通科総合コース入学希望者の減少や、栽培・食品コース食品系履修希望生徒の伸び悩みが課題となっております。さらに熊本県内では、これからも少子化の進行や、都市圏への人の流れに歯止めがかからないことに加えまして、高校授業料無償化などによって、公立・私立の垣根がなくなる中で、特に熊本市内以外の高校が、将来危機的な状況になる可能性も十分考えられます。

県立高等学校のあり方検討会が令和7年9月に熊本県教育委員会に提言した内容では、取り組みの基本的方向性として、人口減少を見据えた教育環境の整備に当たっての募集定員の見直しが示され、定員割れによる学級減、統廃合の基準を策定、一定の周知期間を設けた上で、令和10年度以降、適用を開始することが望ましいとされております。

現状のままではマリン校舎もこの影響を受ける可能性が高く、令和8年度からはその対応を特に協議する必要があると考えております。なお提言では、「具体的には、地域

によって異なる事情や地元自治体の意見などを踏まえながら検討していく必要がある」とされており。

こういったことから、苓北町では令和6年度から、マリン校舎とのこれまでの連携・協力関係をさらに発展をさせたマリン校舎魅力化推進事業を開始をし、令和7年5月20日には天草拓心高校と包括連携協定を締結をし、教育活動や人材育成、地域課題の解決など、地域社会の持続性を高める取り組みを推進してきております。

その取り組みをさらに推進加速するため、来週6月8日には、新たに設けました天草拓心高校マリン校舎魅力化推進協議会を設置をしまして、この第1回会議を開催することとしております。この中で、これまでの取り組み状況を踏まえ、立地環境やマリン校舎の特徴、また今回ご提案をいただきました学科案を含めまして、多角的な視点から議論を深め、魅力化のための取り組みを推進をまいります。

次に2項目目の、苓北風力合同会社による風力発電工事についてでございますが、議員の質問にありますとおり、令和5年5月31日に、苓北風力合同会社と苓北町、そして熊本県の3者で、地域との共生及び環境の保全等を図るため、「風力発電所建設及び発電事業に関する協定書」を締結しております。

この中では、第1条において、計画の概要を記載し、第2条で苓北町と熊本県が、風力発電事業者が事業を効率的かつ円滑に進められるよう、地域住民との関係構築等について、当該事業者と協力することといたしております。

そして第3条では、地域との共生に関する努力義務として、1つ目に事業を行う役務、資材及び物資については、管内事業者からの調達を検討すること。2つ目に、海外からの資材調達については、県内港の活用を検討すること、など4つの項目を掲げております。そのほか、第4条では法令遵守など、第5条では環境の保全及び景観との調和、第6条では土砂災害等の防止に係る安全対策など、全部で11条の協定内容となっております。

議員ご質問の1点目、第3条の努力義務に関する1つ目の「管内」事業者からの調達を検討することの、「管内」とはどこをいうのかとのご質問でございますが、一般的に「管内」とは、当該自治体の管轄区域内のことを指しますが、本協定は風力発電事業者と苓北町、そして熊本県の3者で締結をしておりますので、ここで言う「管内」とは「苓北町内」又は「熊本県内」のことになります。ただし、苓北町は熊本県に含まれますので、本協定においては、まずは苓北町内での調達を検討し、苓北町内での調達が困難な場合は、熊本県内での調達を検討するということになるかと思っております。

次に2点目の、今回の取引停止に対し、町からの働きかけや問い合わせ等なされたのかとの質問でございましたが、町としましては、協定締結後に機会を捉えて、風力発電事業者に対して可能な限り町内の事業者から調達してもらうようお願いをしてきており、

現在でも町内の事業者から優先的に調達していただいているとともに、町内からの雇用に貢献していただいていると認識をしております。

しかしながら、今回改めて倉田議員のご質問をいただきましたので、風力発電事業者に対しましては、私の方から改めて地元からの調達をお願いさせていただきたいと考えております。

次に３点目の、文書での質問に対しての口頭回答について、町としてどう思うかの質問でございましたが、一般的には、文書での質問に対しては文書で回答するケースが多いと考えますが、個別の事情により口頭での回答となる場合もあるのではないかと考えます。

続きまして、協定書の第１１条の疑義等の決定について、取引停止が疑義に当たるのではないかと質問がありますが、町としましては、協定書に基づき、可能な限り町内の事業者を優先して取り引きしていただくようお願いをしております。風力発電事業者においても、引き続き町内の事業者と取り引きするよう努めていただいていることは確認をしております。

とは申しまして、今後も建設工事、そして運転を２０年以上継続されていきますので、その間には様々な事例が発生することも見込まれます。本協定は三者協定でございますので、熊本県とも相談の上、改めて風力発電事業者と本協定の取扱い並びに今後の対応について協議をさせていただきます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○７番（倉田 明君） ２点についてご答弁をいただきました。

１点目のマリン校舎の件でございますが、ご承知のとおり、今、全国的少子化の中、当然児童生徒数も減少し、小中学校・高校・大学など全ての教育機関の再編、存続が問われております。

ご承知かと思いますが、今朝のテレビ報道で、去年１年間に国内で生まれた子どもの数は６７万１，２３６人で、前年より１万４，９３７人減少、６０万人台になるのは２０４０年と推計されておりましたが、想定より１５年ほど早く少子化が進行していることに対し、厚労省は歯止めがかかっていない状況を重く受け止めているとのコメントがございました。また５月２７日、つい最近でございますが、テレビ報道で、少子化に伴い財務省の私立大学削減案は、令和６年私立大学６２４校の５３％が定員割れで、２０４０年まで２５０校、いわゆる４割以上を削減することに対し、文科省は定員割れの実態だけでなく、分野や地域のリバランスを図ることが重要であると反発されております。

とりわけ高校においても、先に述べましたように、県教育委員会は来年度、いわゆる

来年度から2034年度にかけて、全日制50校中、大規模校も含む62学級を削減する方針で、再編等も加速化していくものと思われます。

今回マリン校舎の魅力化・活性化の1つの案として、以前、先程申しましたが実習船熊本丸を上海の水産学院に寄贈したご縁で、今回マリン校舎に新たに中国語学科の新設と、海洋土木科の新設を提案したところでございます。今、中国語学科は国際的に需要が高く、中国の巨大市場と経済的なつながりが大きく、高い就職率があると言われております。答弁で、来週6月8日に天草拓心高校マリン校舎魅力化推進協議会が開催され、学科案を含め議論を深めるとありますが、差し支えなければこの協議会のメンバーを提示いただければと思いますが、分かっておればお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 協議会の委員のメンバーですけれども、まず団体としまして、とお名前ということで申し上げさせていただきます。

まず初めに苓北町長、山崎秀典。2番目に天草拓心高校の校長、水村健一郎。3番目に苓北町教育長、錦戸雅志。4番目に苓北町区長会の代表、野田勝広様。5番目に農業関係者の代表者ということで、苓北町認定農業者の会から松本香代子様。6番目に漁業関係者の代表ということで、苓北町水産振興協議会から廣田幸英様。7番目に観光協会の代表ということで、事務局長の井上忠男様、8番目に苓北町商工会の代表ということで、会長の岩下忠様。9番目に小学校長の代表ということで、富岡小学校の木場校長。10番目に中学校長の代表ということで、苓北中学校の淀川校長。11番目に町内保護者代表ということで、苓北町PTA協議会の代表ということで、錦戸俊康会長。最後にマリン校舎の育友会の代表ということで、マリン校舎育友会の副会長、山本英人様の、以上12名を予定しております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） ありがとうございます。このメンバーにどうこうはありません。ぜひですね、協議いただきたいと思います。私が考えるには、例えば、いわゆる漁業は入っていましたが、海運会社等とか、いわゆるマリン校舎の先生のOB、そういった方々、まあもう少し幅広く、深くメンバーに加えていただければ、よりよい協議・審議ができるんじゃないかと思いますので、検討いただければ幸いです。ありがとうございます。

いわゆる学校存続には生徒数が舵を握るわけでございますが、以前は苓洋高校の先生たちは、夏休み等を利用して県内各地を手分けして回っておられたということで、現在非常に難しいと思われます。昨日の答弁で町長より東京から2名、福岡から2名、鹿児島から1名ということでございましたが、私も全くそのようなことを先生から伺っておりました。先生に家族と一緒にしょうかっちゅうたら、いや家族じゃなくて本人たち

だけというようなことを言っておられました。そしてまた、50名の拓心高校の寮あたりも満杯ということで、非常に人気が・・・ようなことですが、依然としてやはり少子化でございますので、やはり県下唯一の学校でありますので、今後県当局はもちろんですけども、やはり町当局のみならず、やはり地域を挙げてやはり支援策等を講じていかなければと思うわけでございます。その点について町長、教育長どちらか、はい、お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程申しましたように大変子どもの数が減る中で、高校の再編に向けて動きが進んでおります。そういった中で、県教育委員会の考え方として、その中でも地域の中で特色ある学校、魅力ある学校の支援を行っている地域、そういった部分につきましては特例地域に指定するということもございまして、そういったことも把握をしておりましたので、いち早くですね、魅力化事業をやらなければならないという思いで実施をしているところでございます。当然、町、そして地域の皆様にもお力添えをいただきながら、この魅力化事業を推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、その点もよろしく願いしときます。いわゆる船の譲渡の関係で、いわゆる上海水産学院、今現在名前変わっておりますけども、やはりそういったところと友好親善等を結ばれているという当時の校長先生の記念誌に原稿がありましたが、やはり今後そういった上海との交流関係が拓心高校等にあらわれるのかどうか、協議会で検討いただければと思っております。よろしくお願いします。

最後に錦戸教育長に1点だけ。この苓洋高校の拓心高校のマリン校舎、このマリン校舎に対する教育長としての思いを伺いたいと思いますが、よろしければお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） ありがとうございます。町長の答弁にありましたとおり、やっぱり小中学校の統廃合も含めまして、やはり教育を中心としたまちづくりというふうなところと、二地域居住を含めてですね、町長のほうもデザインされておりますので、その方向で進めていきたいと思っております。

昨年度の10月からだったですかね、町の校長会の方にも天草拓心高校の校長先生、又は欠席の場合は副校長先生もご出席いただきながら、小中学校の校長先生とやっぱり連結・連携、県立学校と義務教育学校の乗り入れですね、支援学校も含めてですね、そういったところで苓北町にある教育のそういったところ資源と見なしてですね、マリン校舎の校舎を使った子どもたちの授業とかを、今年度今構築をしているところでございます。ですので一体となってですね、進めていきたい。その結果が子どもたちの進路や就

職ですね、生き方を、生きていく上でのそういった力になればと、体験活動を通じて、というふうに思っております。

また先程からありました学科の新設もですね、色々ご提案ありましたけれども、この学科の新設には、やはりその学科を教える専門の免許をですね、あるいはその専門性の高い知識を有する教員の採用が不可欠でございますとともに、議員からありましたとおり、高校入学者が減少する中において、やはりその学科を新設したらですね、持続性・継続性、あとその学科を卒業した生徒たちの社会における就職先の需要等を勘案しながら高校のほうでも検討をなされていくと思いますので、町長もありましたとおり、その辺も含めてですね、今後また連携を密にしながらですね、この苓北町地域が、子どもたちにも恩恵を受けるような形で、協力して進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） どうもありがとうございました。

教育長が言われるように、やはりこの卒業生、特にですね、やはりこの日本は海洋国でありますし、非常にですね、今後いろんな海事工事等が、我々人口減少の中やはりそういった技術者も激減していくんじゃないかならうかと思っておりますので、よろしくご指導方お願いします。

風力発電関係でございますが、お願いはしてると、資材調達のお願いはしてるということでございますが、なかなか取り引きが進展していない現状であります。今回また会社の方に伺いたいということでございます。もう時間もありませんが、やはり協議会に、全員協議会において、いわゆる合同会社から文書での回答をくれということで、質疑事項をくれということで出したんですけども、口頭でですね、返答があったと。口頭でする回答には、やはり内容が分かりませんので、問題解決はできないわけで、いつまで経っても残ったままでございます。そういうことも私はやはり疑義の1つに当たるんじゃないかと思っております。先程も申し上げましたが、やはり委託契約書を交わしながら、特に理由もなくですね、やはり一方的に取引停止するのはいかななものかと思っております。これやはりやっぱ3者協議、協定に基づく、これですね、ぜひですね、町長も検討したいということでございますが、ぜひですね、やはり開催していただきたい。そうでないと何かどうもですね、釈然としません。私個人でしょうけども。他の人は分かりませんが。

やはりそういった協定がある以上ですね、先程の答弁の中で今後20年間ということでございますが、もう20年間のうちじゃなくて、今もうそういった問題が発生しているわけでございますので、その点町長、何かありましたら最後の答弁をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程答弁もいたしましたけども、現時点において倉田議員からもそういう疑義があるということと併せまして、今後も、今建設工事始まっておりますし、稼働後も20年以上は運転をされるということで継続されますので、その間には様々な事例が発生すること考えられます。そういったことからですね、改めて熊本県とも相談しながら、3者協定の内容等につきましても協議をさせていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） ありがとうございます。3者協定の開催をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、山口利生君。

○2番（山口利生君） おはようございます。通告7番、2番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町長へ質問いたします。

最初に、里道の管理について質問いたします。

令和7年8月10日、午後10時過ぎから熊本地方に線状降水帯が発生し、記録的な大雨により土砂崩れや河川の氾濫、家屋の浸水や市街地の冠水といった被害が広域で発生いたしました。幸い苓北町は被災を免れましたが、天草市や上天草市では河川の氾濫等により、床上・床下浸水が1,100棟を超え、松島町の国道324号で発生した土砂崩れで、天草2号橋から5号橋まで通行止めとなり、天草地方は一時、陸の孤島になりました。

この大雨により、町道釜的場線に接続する里道の法面が一部損壊し、道路の中央に段差が生じたため、土木管理課に復旧工事をお願いしたところ、里道なのでやまびこ事業により釜区で対応してもらいたいとの回答がありました。釜区では、やまびこ事業を活用した高木の伐採を既に実施しており、対応ができず途方に暮れましたが、地元住民の安全確保を図るため、土木管理課及び水道環境課で早急な対策を講じていただきましたことに深く感謝を申し上げます。

そこで、住民の重要な生活道路になっている里道の維持管理、補修に対する考えを3点町長へ質問いたします。

1点目は、苓北町の里道の現況についてお聞きいたします。

里道は、明治時代の地租改正時に作成された公図上に記録された国道・県道・市町村道のいずれにも指定されなかった生活道路で、道路法の適用を受けない「法定外公共物」に分類されるということです。「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）」が平成12年4月1日に施行され、国土交通省所管の里道・水路などの法定外公共物を無償で市町村へ譲渡されることになり、現実に

道路や水路としての機能を有しているものについては、平成17年3月31日までに市町村へ譲渡されることになりました。苓北町も多数の里道・水路の譲渡申請を提出されたと思いますが、里道の譲渡筆数とそのうち車両が通行でき、住民の重要な生活道路として利用されている筆数・延長距離は把握されているのかお聞きします。

2点目は、里道の維持補修についてお聞きします。

釜区には、普通乗用車がやっと通れる道幅の里道が2本あります。里道の周辺には住家が複数あり、住民の重要な生活道路となっています。この里道は、昭和の時代に役場から生コン等資材の支給を受け、区役で舗装されたとのこと。当時は人口も多く、若い人もたくさんいたので区で整備できましたが、現在人口減少と高齢化が進み、区で劣化したコンクリートの打ち換えや側溝の維持補修を行うことは大変困難な状況にあります。町では、里道の維持補修は基本的にやまびこ事業で対応する考えのようですが、舗装の打ち換えや側溝補修等には多額の費用がかかり、やまびこ事業の年額30万円の助成では完成までに長期間必要となります。そのため、改修等が必要な里道については、町の責任において計画的な改修を進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、里道の町道認定についてお聞きします。

里道は、国から無償譲渡を受け、現在、町の公共財産になっています。町道認定に当たっては、幅員が3メートル以上かつ延長200メートル以上であることが認定条件と聞いております。民間で宅地開発を行う際には最低限守っていただく必要があるかと思いますが、現に車両が通行し、住民の重要な生活道路となっている里道については、幅員が多少不足してる場合でも町道に認定し、安全に通行できる道路として町で管理すべきではと思いますが、いかがでしょうか。

次に、一般社団法人天草れいほく観光協会について質問いたします。

苓北町は、地域が主体となった観光を推進し、経済効果を町内全域に波及させるため、令和6年12月1日「一般社団法人天草れいほく観光協会」を行政主導で設立しました。任意団体時の観光協会は、事務局を役場商工観光課に置き、事務局長と事務局職員を役場職員に兼務させていましたが、法人化を機に苓北町物産館に事務所兼観光案内所を設置し、町で雇用している会計年度任用職員の地域プロジェクトマネージャー1名（事務局長）と集落支援員2名及び地域おこし協力隊員1名の4人を派遣し、併せて事業補助金として令和7年度598万4,000円、令和8年度700万円を予算化しています。現在、天草れいほく観光協会では、観光情報の発信や、稼げる協会体制を構築するための中・長期的な計画を策定し、事業展開を進められているとのこと。

令和7年11月発行の広報れいほくに、苓北観光の「明日」と題した天草れいほく観光協会の紹介が7ページにわたり掲載されました。武林代表理事は、役場主導の観光協

会から、収益化を目指す法人として新しく生まれ変わり、天草市や上天草市の観光協会などとも「オール天草」として連携を深め、他地域との新たな企画など「稼げる観光協会」として苓北町を盛り上げたいとコメントされ、木山理事は、観光協会が町民と町民とをつなぐハブとなり、新たなコラボや異業種交流を促進して、町の観光力を底上げできるような組織を目指したいとの考えを示されていました。会員の皆様からも、観光協会を会員自身で運営し、収益を生み出し、自走する組織にしていかなければならない、民間の視点に立ち、会員の知恵を絞りながら、町を盛り上げる観光協会を創り上げたいとの熱い期待が寄せられていました。

そこで、法人化した観光協会に対する今後の支援策等への考えを、町長へ3点質問します。

1点目は、観光協会への支援についてお聞きいたします。

町主導で観光協会を町から独立させ、責任の所在を明確化した会員の「稼ぐ力」を引き出すための原動力となるような法人を設立し、法人運営のための自主財源を獲得していくとされていますが、自主財源獲得のための目途は立てられているのか。また現在、町から事務局長や事務局職員として4人を派遣しているが、観光協会の収入で事務局職員を雇用できるまで派遣する予定なのかお聞きします。

2点目は、派遣職員に対する指揮命令についてお聞きいたします。

町と観光協会で締結している派遣職員の取扱いに関する協定書第3条第3項において、派遣先は労働者派遣法第26条第3項に基づき指揮命令者を選任するとされていますが、誰がどのように派遣職員へ指示、命令を行っているのか。

3点目は、道の駅の設置についてお聞きいたします。

観光協会の令和7年度通常総会資料において、【中長期での3つの指針】に基づく、天草れいほく観光協会の自走ロードマップ（案）に、①拠点づくりとして、「道の駅の設置」が掲げられています。令和7年度は、道の駅関係機関での情報収集（関係構築）、令和8年度は調査と基本計画策定（用地、運営関連）、令和9年度から10年度に造成、建築関連と運営組織体制の構築（道の駅登録）とされていますが、観光協会でも道の駅を建設し、その建設資金は自前で調達する考えなのかお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、里道の管理についての1点目、苓北町の里道の状況についてでございますが、苓北町における里道につきましては、法定外公共物として国から譲渡を受け、現在は町が管理を行っております。

里道の譲渡については、平成17年3月31日までに国から市町村へ譲渡が行われており、苓北町においては、平成15年度から16年度にかけて譲渡申請を実施、譲渡を受けております。

筆数及び延長については、現在、地籍管理システムで「道」となっている筆数は総数で2,126筆となっており、延長は把握できておりません。地区ごとでは、坂瀬川地区525筆、上津深江211筆、志岐地区540筆、富岡地区271筆、都呂々地区579筆となっております。議員ご質問の、車両が通行できる住民の重要な生活道路として利用されている里道の筆数等については、残念ながら現在把握できておりませんが、必要に応じて現地確認などを行い、地域の実情を掴みながら安全管理に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、里道の維持補修についてでございます。

議員ご指摘のとおり、人口減少や高齢化の進行により、地域による維持管理が難しくなっている状況である中、本町ではやまびこ事業を活用し、里道の修繕等を行っております。

やまびこ事業は、各行政区からの申請に基づき、1区1年度当たり上限30万円の予算の範囲内で、里道や水路等の修繕や舗装、支障木伐採などを実施するものでありまして、30万円を超える規模の修繕工事などを実施する場合には、同じやまびこ事業の予算により、複数年かけて実施をしている状況でございます。なお施行に当たっては現在は業者による施工がほとんどでございます。

今後、大規模な里道の修繕等に対し、町として具体的にどのような対策を実施すべきかについては、補助事業の有無や、やまびこ事業以外の予算枠を設けるかどうかも含めて、これからの検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に3点目の、里道の町道認定についてでございますが、町道認定につきましては町で定めております町道の認定に関する要綱に基づき、道路の幅員や延長、利用状況、公共性などを総合的に判断し、議会の議決を経て認定を行っております。

認定に当たっては、議員ご指摘のように、地域住民にとって重要な生活道路となっている路線もあることから、数値的な基準に基づく判断に加えて、利用状況や地域の実情、防災上の必要性なども踏まえながら、個別に検討していく必要もあると考えます。一方で、現在定めております一定の幅員や延長など数値的な基準についても、安全な通行や将来的な維持管理を行う上で、非常に重要な基準であると考えております。先程の、大規模な修繕等に対する予算措置と併せ、検討を行ってまいります。

今後につきましても、地域からの要望や現地状況を十分確認しながら、町道認定を含め、里道の適切な維持管理を図ってまいります。

次に2項目目の、一般社団法人天草れいほく観光協会についての質問で、法人化した

観光協会に対する今後の支援策等への考えについて、3つのご質問をいただきました。

まず1点目、観光協会への支援について、自主財源獲得のための目途は立てられているのか、また、現在町から派遣している職員を観光協会の収入で事務局職員を雇用できるまで派遣する予定なのか、との質問でございますが、一般社団法人天草れいほく観光協会は、設立後1年6か月が経過をしております。この間、観光協会の目的に掲げる地域の「稼ぐ力」を引き出すための原動力となるために、様々な事業に取り組んでおられます。

自主財源獲得につきましても、白岩崎キャンプ場やRVパークの管理など既存事業を充実させるほか、令和7年度は、福岡市で開催された物産展や、山都町の「道の駅通潤橋」などで協会員から預かった町の農林水産物や物産品の代理販売・PR活動をされ、その手数料を観光協会の収入とされております。令和8年度におきましても同様に、福岡市や山都町などで物産等の販売を計画されておられるほか、ホームページの作成、印刷物の作成や動画作成の業務も受託をされておられます。また、自主財源獲得のための新たな取り組みとして、「物産部会」「観光部会」「まちづくり部会」の3つの部会を設置することについて、本年5月14日に協会員向けに説明会が開催をされて、今後部会を発足して取り組みを強化されるとのことでありますし、新たな観光商品の開発にも取り組まれているとお聞きをしております。

このようなことから、議員ご質問の「自主財源獲得の目途は立てられているのか」につきましては、観光協会の自走ロードマップの中で着実に取り組まれていくものと考えております。

次に、観光協会への派遣職員についてでございますが、現在、町の集落支援員2名を観光協会に派遣をしております。また、地域活性化起業人1名、地域おこし協力隊1名が観光協会では業務を行っております。費用につきましては、特別交付税措置により財源を確保しております。

このような中で、観光協会におかれましても、協会独自での職員雇用ができるよう、事業拡大に取り組み、自助努力されております。町としましても、支援制度の制限期限も考慮した上で、集落支援員制度や地域活性化起業人制度など、国の制度を活用しながら、今しばらくの期間は自走化支援を行っていく必要があると考えております。

次に2点目、派遣職員に対する指揮命令について、誰がどのように派遣職員へ指示、命令を行っているのか、とのご質問についてでございますが、派遣先の観光協会では、専務理事が指揮命令者に選任されており、毎月の定例会・理事会の中で意見交換を行い、その中で必要に応じ指示・命令がなされております。

次に3点目、観光協会が道の駅を建設し、その建設資金は自前で調達する考えなのかとのご質問についてでございますが、ご質問にありましたとおり、観光協会の自走ロー

ドマップの中の拠点づくりとして「道の駅の設置」が挙げられております。観光協会に改めて確認をいたしましたところ、現状は資金調達方法を含め調査段階ということでございました。また、道の駅として利用できる既存の施設があれば、それらの施設を利用することも併せて検討されているとのことでございます。

いずれにいたしましても、ロードマップに沿って積極的に取り組みが進められていくよう町としても願うものであり、支援を行っていきたいと思っております。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） はい、ありがとうございました。引き続き、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず里道の管理について質問いたします。

今町長の答弁では、地籍管理システムで道となっている筆数は町全体で2,126筆で、総延長把握していないということでございますけれども、里道、水路については国から譲渡を受け、今現在町の財産というふうになっているかと思えます。当然町の財産であれば財産台帳であるとか、管理台帳とかで作成した上できちんと管理していくべきかと思えますが、その点は整備されていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 里道の管理、及び台帳の整備につきましては、台帳ということではありませんけれども、平成15年度から16年度に譲渡を受けた際、そのときの資料の中に、里道等の一覧、それから図面、字ごとの面積というのが記載されているものがあります。ただしその資料につきましては、その後、払い下げ等があった場合の移動が反映させていないため、現状では地籍情報管理システムと併用して管理をしている状況でございます。

一応ちなみに天草市と上天草市にも、里道の管理状況をお聞きしたんですけど、一応苓北町と同様の管理状態であるということを聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今台帳等は作成してないと、ほかの天草市も上天草市もしてないということでございますけれども、地方自治法上、財産管理は適正に行わなければならないというふうな定めがあるかと思えます。当然、町の財産は町民の財産でもありますので、やっぱり今現在どのようになっているのか、また町民からですね、この里道をとわれたときにですね、ここが里道であるかどうかということもやっぱり台帳を見た上でですね、きちんと説明ができるというふうな体制はぜひ整えていただきたいと。特に苓北町はデジタル、何て言いますか、推進室も作っております。ぜひ、里道・水路についてもですね、デジタル化して、みんながすぐ分かるような体制構築をぜひ町長お

願いいたしたいと思います。これ要望しておきます。

次に里道について。質問の中で生活道路として使用している重要な道となっている。釜は大きな道が2つ、私もちょっと見たんですが、確かにピンからキリまで、2, 1 2 6筆というのはもう昔の里道・水路、そのまま全て国から町が譲渡されたんじゃないかなあと。これだけの筆数があればですね、と思います。私もすべからくというんじゃないくて、やっぱり道路として現実に使っていて、もう他の人に絶対売却なんかできないというような重要な里道については、やっぱり別格扱いをすべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

町長から、必要に応じて現地確認を行い、安全管理に努めたいというふうな答弁がありましたけれども、この必要に応じてというのは、区長からこの道路については補修・改修等をぜひしてもらいたいという要望があれば、現地調査を行うということでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 実際、昨年ですね、釜区の里道が大雨によりまして被災した部分のときにも、区長さんとかですね、議員さんの方からお話をいただきまして、私たちも見に行き、その箇所につきましては町道の排水も関わっておりましたので、そちらの方で修繕ができたわけですが、そういった形で何か里道に大きな被災といいますか、修繕が必要になったケースが出てきた場合のときであるとか、先程言われたように幅員が狭いとか、そういうところで何とかならないかというご相談も今までにも受けておりますので、そういった際には現地を確認をして幅員も測りますし、周辺の状況も把握をしているという状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 本当に昨年の法面崩壊、住民の方もですね、不安がられておられました。そういうことをですね、役場の方がやっぱり酌み取っていただいております、補正予算対応までしていただいたこと本当に感謝いたしております。やっぱり釜区以外でもですね、同様なケースが多々あるんじゃないかなろうかというふうなことを考えて今回質問に至ったところです。昨年本当に早急な対応ということで感謝をいたしてるところでございます。

そこで質問でございますけれども、前回里道はですね、法面が崩壊しても災害復旧費というのに対応ができればですね、もっと大規模な復旧ができたんじゃないかと思いますが、里道はそういう災害復旧費の対象となるものかどうか。それと交付税の算定に当たってはですね、基準財政需要額の中に町道は算定項目の中に入っていますが、この里道というのは交付税の算定に項目に入っているのかどうか。当然町が譲渡された以降ですね。その前は国の財産ですから、交付税の対象にならなかったと思いますが、譲渡を受けた

後は交付税の対象として総務省が認めているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） まず国の災害復旧事業につきましては法律といいますか、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律に基づきまして、一応補助対象としましては、道路は道路法に規定する道路ということになっておりまして、里道はこの事業の対象にはなっておりません。

交付税ですけれども、財政のほうに確認をいたしました。普通交付税の算定基礎としての里道がなってるかということでは、そうないないということでもあります。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。それと次に町道については、町道の認定に関する要綱っていうのを町で定めてあるというふうに答弁がありましたが、この基準っていうのは、国が定める道路法に、何かしらの町道であれば3メートル以上で、かつ200メートルの延長が必要というような定めを道路法の中で定めて、それに対して各市町村の方にそういうものということでの通知がなされているものかどうか、それとも町の単独の考え方の中でこの基準は定めていられるのかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町道をですね、新設したり又は改築する場合には、町道の構造の技術的基準っていうのがありまして、これは道路法に基づいているんですけれども、この町道の認定に関する要綱についてはですね、町で定めているものでありまして、第2条に、議員のご質問にもありました、延長が200メートル以上であるとか有効幅員が3メートル以上とか、そういう等々の記載が、要件があるんですけれども、そちらの方は国の法律で規定されているものではなくて、町のほうで定めている基準であります。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） はい、ありがとうございます。法律によるものでなくて、やっぱり町の道路を管理する上で、あまりに町道がたくさんあり過ぎると経費もかかり過ぎるということもあっての基準づくりっていうようなことなのかなと今感じたところでございます。

そこでですね、やっぱり今、里道っていうのは町の財産になっています。これ国から譲渡を受けている状態でございます。それは道路としての基準があるならば、行政財産という位置付けにされていらっしゃるのかどうか。売却の場合は行政財産を普通財産に切り替えて売却なりますけれども、道路と水路としての機能を有しているものであるという前提、例えば当然行政財産として管理をされていらっしゃるかと思います。そういう中で、先程里道が被災した場合は災害復旧費の対象にもならず、また地方交付税の基準

財政需要額の算定にもならないというようなことであるのであれば、財政の健全化のためにもですね、多少町の定める町道の認定基準に足りないというような場合でもですね、町道として認定すれば、いざ災害が発生したりとか、一般的な交付税の算定額が増えるというようなメリットもあります。そういう意味で、早急に町道として認定されてはいいかかと思えますけれども、再度町長の考えをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 里道ですね、重要な生活道路、先程もおっしゃいましたように2,000を超える数があるんですけども、その中には人がやっと通れるぐらいの幅員の里道もございますし、あとはもう、ある程度の幅員があつて、車両も通行できて、その里道の周りには家もあるというような、そういう重要な生活道路もあるという意味ではですね、里道を町道に認定していく上で、町長答弁の中にもありましたけれども、その数値的な基準以外の部分をどう判断していくかというところで検討すべきだというふうに思いますし、また里道ですね、大きな金額のかかるような修繕、大規模な災害とかなった場合に、先程言いましたように、今は国の災害復旧の対象でもありませんので、そういったときの予算措置をどうするかということにつきましては、まず台帳が先程、ちょっとしっかりした町道並みとは言いませんけれども、ある程度詳細な台帳を整備することが、まず今言いましたその大規模な予算措置につきましても、里道を町道に、幅員が足りない部分でも認定していく場合につきましても、まずはその現況としてですね、重要な生活道路に該当するような里道がどれぐらい、どこに存在しているのかとかその辺りを把握して、町道台帳とまではいかないにしても、ある程度今よりも詳細な台帳が必要となってくるというふうに考えますので、ただしかながら2,000というですね、数につきましては、1本1本ちょっと現場に出向いて、それを台帳に起こすというような作業も現実的に難しいということもありますので、今GISの話もありましたけど、そちらを活用してこう絞り込んでいけないか、把握ができないかというような、まずはですね、その里道の現状、特に重要な生活道路となっている里道の状況を把握する方法をですね、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今課長の方から、当然そうだと思います。先程私の方も里道はピンからキリまでであると。昔、人が歩くだけのところも当然里道としてありますので、そういうところまでですね、町が早急な把握ということは必要ないと私も思います。

私が言いたいのは、現実には車を通してるという、ただ3メートルないけれども、普通車ならば何とか通って、生活道路としてしているというような場合についてどう考えるかというふうなことをお聞きしたわけです。ですから、町道認定した場合のメリット・デメリットというのもあろうかと思えます。そういう意味では、町長も今後考えていき

たいというようなことをございますけれども、ぜひ、町道認定さえすればですね、拡幅工事でも起債対象になろうかと思います。今、寄附を募って道路の幅員を3メートルまで伸ばせば町道に認定するとかいうんじゃないくて、やっぱり町の責務としてですね、それだけの道幅が必要であれば計画を立てて、土地も町が購入してきちんと幅員を広げたらそれなりの管理をしていくというのが今現在の考え方じゃないかと思います。

昔はもうその辺りがうやむやになってる状態の中で、やっぱり未登記の問題とか色々あって、なかなか寄附がもらえないのでそのままの状態になってるというようなこともあったかと思いますが、やっぱり住民の生活のインフラ整備というようなことはやっぱり自治体の大きな重要な責務だと思いますので、ぜひ町長、その辺りの里道の考え方をもう少し柔軟にですね、考えていただいて、先程、今回の釜の場合もそうですけれども、やっぱり町がそういう観点で、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

また、うちの釜区ではですね、先程の里道の2通り、これ釜的場線で真ん中がちょん切れております。多分昔は上まで連続した道じゃなかったかと思いますが、ぜひ町道認定を目指したいというような話も出ておりますのでですね、多分ほかの区もそのような道路があるんじゃないかと思いますが、今後そのようなケースが出てくるかと思うので、よろしく願いいたします。

次に天草れいほく観光協会についてお聞きしたいと思います。

観光協会の法人化に当たり、組織強化のため、町から派遣している令和7年度ですけれども、会計年度任用職員3人、また地域おこし協力隊1名の、4人分の人件費総額はいくらだったのか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本康秀君） 山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。まずですね、商工観光課では集落支援員、それから地域活性化起業人、こちらのですね、人件費をお支払いをしております。それですみません、予算ということでよろしいでしょうか。

○2番（山口利生君） はい、いいです。

○商工観光課長（松本康秀君） まず、別々に申し上げます。

○2番（山口利生君） いや、もう総額でいいですよ。

○商工観光課長（松本康秀君） 総額ですか。計算しますのですみません。7年度、8年度、すみません。

○2番（山口利生君） 7年度で。

○商工観光課長（松本康秀君） 7年度、8年度分けたほうがよろしいですかね。

○2番（山口利生君） はい。

○商工観光課長（松本康秀君） 失礼しました。まず7年度ですが、7年度は地域プロジェクトマネージャーをお1人。それから集落支援員をお2人、会計年度任用職員として採用、任用をしております。合計がですね。

○2番（山口利生君） 地域おこし協力隊員も。

○商工観光課長（松本康秀君） 地域おこし協力隊はすみません、企画政策課の方で予算を持っておりますので、申し訳ありません、観光のほうで予算を持っている分について、私のほうからお答えします。

このプロジェクトマネージャーと集落支援員2名分です。合計で1,243万7,395円になります。続いて8年度分でございます。こちらがですね、集落支援員は人件費として、地域活性化起業人の方は委託料としてお支払いしていますので、ちょっと別々にお答えをさせていただきます。まず、地域活性化起業人、お1人分です。委託料が590万円。8年度、集落支援員、こちら4名分予算を組んでおります。

○2番（山口利生君） いやいや、観光協会への派遣ですから集落支援員の4名じゃなくて2人でしょ。

○商工観光課長（松本康秀君） 2人でよろしいですか。

○2番（山口利生君） だから2人分の。

○商工観光課長（松本康秀君） 分かりました、失礼しました。お2人分です、610万5,672円です。以上になります。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） それでは地域おこし協力隊員につきましては企画の方で募集とかを担当しておりますので、予算もうちにありまして、こちらのほうで答えさせていただきます。

地域おこし協力隊員につきましては、町のほうで雇用ではなくて、株式会社GAROOというところにとすと、地域おこし協力隊設置等業務委託契約を締結をいたしまして、募集から採用、労務管理につきまして全て委託をしております関係上、町からは現在苓北町で活動しておられます3名分の人件費を含む委託料を支払っております。その委託料の総額が1,849万3,200円、これは消費税を含んでおりますけれども、こちらの中に3名分の人件費を含んでおります。この算出根拠ですけれども、特別交付税の方で、1人当たり、隊員ですね、1人当たり350万円の人件費を含む総額550万円分が算出根拠となっております、その中、その範囲内で、株式会社GAROOの方から給料が支払われているというふうな状況になっております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今、1,800万ですから、3人で1人600万。同じ基準でしょうからですね。地域おこし協力隊は600万というぐらいでいいんでしょうかね。

1,800万であれば。

○企画政策課長（山下晃弘君） まあ、ええと。

○2番（山口利生君） いや、3人でしょ。

○企画政策課長（山下晃弘君） 3人で。

○2番（山口利生君） 3人で1,800万で委託してるんでしょ。だから、同じレベルでしょうから、1人当たりサブロク18だから600、あの、正確な決算委員会じゃない、ありませんので。私が聞いているのは、大体町から観光協会に補助金以外の。人件費も当然補助ですよ。ですから、どのくらいのお金を観光協会のほうに今投入してるのかというのをお聞きしたわけです。

今見ますと、令和7年度は1,800万、令和2年度が私の調べではその令和7年度の地域マネージャーですか、地域おこしマネージャーがもうちょっと安いのかと思ったら、今回地域起業人で590万増となっているのは、マネージャーで雇用してた地域プロジェクトマネージャー、報酬が年間448万4,000円だったのでですね、今年度の方が地域おこしマネージャーが590万ですので、増えてるのかなあって思ったら逆に40万ほど下がってるですね。それでも1,200万と600万ですから、大体1,800万。ほぼ昨年と同じぐらいの人件費補助が出ております。このような状態ですね、観光協会は町からの人材派遣ですね。

それと事業補助、今年度は700万の補助金を観光協会に出してるみたいでございすけれども、合わせますと2,400万ぐらいのお金を観光協会に投入すると。先程山下課長のほうから、これは特別交付税で措置してるから、町の本当の持ち出しはあまりないと何か胸を張っておっしゃってますけれども、特別交付税が、そのようにちょっと感じたから、そうじゃないとは思いますが、ただ特別交付税は地方交付税総額の3%というので、法律で定められております。これは大雪・大雨等の災害の特別な事情が生じた場合については、特別交付税で対応するというので、通常の地方交付税の算定から外れたところで特別なものであります。

これについては各都道府県、政令市の方に配布されて、私たちの市町村については熊本県が全体を国から総額を指示されて、それを個別にまた配分するという方法が今でもとられてるんじゃないかと。今ではやっぱりある程度国が定めたですね、これにはこれだけ交付税を見ますというような算定方法が示されて、それについては当然、熊本県もですね、その基準に基づいて算定した上で各市町村の方に配分する方法を取られるかと思いますが、これも総額が決まっていますから、各市町村の分捕り合戦になっていくと、多分配分はそれに対して総額全体が大きくなってしまえば、傾斜配分、特に3分の2ぐらいを全部押しなべて平等性をとればですね、満額100%というふうにはならない状況になるんじゃないかならうかと。

特に集落支援員、今度バスの運転手も集落支援員で苓北町は申請をされるかと思いますが、同じようなことを各市町村がやりだすとですね、とてつもない金額になって、その他もろもろの部分が当然削減されてくるということになるかと思います。そういう意味もあってですね、私の質問はこのままの状態ですね、やっていったときに国の支援策がなくなればそれまでですよ、ていうようなことではですね、観光協会の先行きが非常に不安になるというようなことですね、あまりにも多大なる町の支援をやっているわけですね、観光協会の会員の皆さんも、これは町の、町が作った団体だて、俺たちのものじゃないけれども、俺たちの支援として会費を払ってるというようなことになりかねないんじゃないかというふうな危惧を持つての質問です。当然そうではないというふうになってますが、この一般社団法人を設立するにあたってですね、隣の天草市も一般社団法人天草宝島観光協会が設立されてます。当然これは大分前に一般社団法人化したと思いますけれども、これに対しては調査をされた経緯があるのか。あれば、宝島観光協会の今の状態あたりが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本康秀君） 只今ですね、宝島観光協会等にですね、お話を聞かれたのかということですね、私の前任にも確認をいたしました。宝島観光協会とかですね、天草四郎観光協会ですかね、上天草の、そちらの方にもですね、話を伺っているということが1つと、あとですね、先進団体視察ということで令和4年にですね、宮崎県の一般財団法人こゆ地域づくり推進機構、ここにもですね、研修に行かれてるということでございます。

それから宝島観光協会ですね、分かればということなんですが、今ですね、大体今あの、天草国際交流会館ポルトの中にですね、事務所があるかと思います。以前はですね、市が指定管理をですね、協会に委託していたということなんですが、今はですね、市直営で施設の管理を委託していると。指定管理じゃなくてですね、施設の管理委託ということで委託料を支払っているということでした。

それでですね、宝島観光協会の補助金、観光協会に対する補助金なんですが、そこまでちょっとお聞きしておりますのでお答えします。これ予算です。令和8年、今年度ですね、今年度の予算が4,235万5,000円。昨年、令和7年度ですが、こちらも予算で、こちらも予算です。5,064万2,000円ということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） やっぱ一般社団法人の観光協会、すぐ隣に先進事例がありますのでですね、苓北町も十分観光協会をですね、育てていこうと思うならば、どのような形でされてるのかの調査は継続してぜひやっていただきたいと。特にやっぱり隣同士でございますのでですね、連携というのは不可欠でもありますので、そういう面では非

常に先進的で、活動が活発となっていると思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

最後にですね、道の駅の建設についてお聞きいたします。観光協会で道の駅を建設するという意思是強いのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本康秀君） 道の駅についてですけども、今ですね、目標として道の駅、拠点づくりとしてですね、目標を定められております。それでですね、この点についてもですね、総会、令和7年度の総会でですね、ロードマップを示されて、協会でも承認を得られていますので、そちらはですね、道の駅設立に向けてですね、向かっていかれると思っております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 隣の五和町にも道の駅が建設、イルカセンターがですね、あれは道の駅の指定になっています。何億ですかね、数億円の事業費をかけて指定管理を天草漁協が受けておられましたけれども、今般経営が非常に困難ということで指定管理を降りられて、今現在は野菜等の出荷団体がその管理を受けていらっしゃるかというふうに聞いております。

あれなんかも道の駅は市が作ってるから、その負債は全て市が被っておられます。今の観光協会の財政状況、会費が30万弱じゃないかと思いますけれども、財産もない中でですね、道の駅の建設ということを考えること自体とんでもないことじゃないかと。今町長は積極的に見守っていきたいというふうな答弁でありましたけれども、やっぱり道の駅っていう大きな国の指定を受けるというものであるならば、それなりの構えも必要ですよ。それを観光協会で検討するというのは、あまりにも会員の皆様に対してのですね、どうも、誰が考えて道の駅を作ろうというふうなことになるのかどうか。これも町がですね、観光協会に建設してはどうかというようなことを誘導するとかいうことはあったのかなかったのか、そこだけ町長に再確認をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 観光協会が今示されております道の駅の構想につきましては、町が進めていくということで言ったことではございません。町としては全くその点については何もお示しはしておりません。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。くれぐれもですね、町が財政支援とかいうふうなことを口を出されないように。そこを前提として観光協会が進めていかれるのであればそれはいいんですけども、義務教育学校の建設であるとか、統合後の廃校した校舎の利活用とかいうのが今めじろ押しで、町の財政は逼迫する状況にあらうかと

思いますので、ぜひそのような方向にあれば、行政のほうからそれは止めるというぐらいの強い決断をぜひお願いいたしたいと思います。

本当今日はありがとうございました。以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、全員おそろいですので一般質問を再開いたします。

通告8番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） こんにちは。通告8番、3番議員、廣田です。

本日は、2点について山崎町長にお伺いをしたいと思います。

まず最初に、西川内漁港における有効活用、海業の展開について。

水産庁では、海や漁村に関する地域資源と漁港を最大限に活用した海業の全国展開を推進しておられます。

海業とは、海や漁村の地域資源（風景、食、文化）を活用し、観光・飲食・体験型アクティビティなどを通じて、地域のにぎわいや所得・雇用を創出する新しい産業ということのようです。

苓北町管理漁港、西川内漁港においては、【おっぱい岩】を活用し、海業を展開とあります。

西川内漁港における海業の主な取り組みとして、イルカウォッチングの推進、釣り大会などのイベントの開催、直売所、飲食店、水産加工品開発販売、キッチンカースペースの確保、試養殖、培養施設整備（ウニ、ナマコ等）を検討中とあります。

令和5年度から、天草の様々な特色を持ったお店を集めたマルシェを年1回開催されておりますが、地域の水産業と観光・交流をどう融合させるか。どのような民間業者と協力し、雇用の場を確保するか。漁業施設や空き家、景観をどのように海業へ活用するか。地域の協力や活性化をどう実現するかなど、今後、苓北町としてどのように具現化していけるおつもりか、山崎町長にお伺いします。

次に2点目、町営住宅について。町営住宅には、今後ますます高齢化の進行が見込まれるなど、社会情勢の変化等を踏まえると、居住に配慮すべき住宅確保配慮者等のためのセーフティーネットとしての役割を継続していくことが求められていると考えます。

私の住む、坂瀬川和田にある町営住宅東折山団地において、現在5戸の空き戸数があ

るようです。

ここで伺います。

①空き戸数があるのは東折山団地だけではないと思うのですが、苓北町の町営住宅の入居戸数と入居率（空き戸数）をお知らせください。②町営住宅は、住む権利を保障する、大切な町の財産であると考えます。この空き戸数を解消するため、並びに設備を充実させ、さらに住みやすい施設とするために、町として今後どのような施策を展開していかれるおつもりか、山崎町長にお伺いします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、西川内漁港における有効活用、海業の展開についてでございますが、ご承知かと思えますけれども、海業とは漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して、所得機会の増大等を図る取り組みですが、令和5年5月に漁港漁場整備法が改正をされ、水産庁は令和6年4月から漁港について漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かした海業によって、水産業・漁村を活性化する「漁港施設等活用事業制度」の運用を開始をされました。

この制度は、地域の理解と協力のもと、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地等を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施するものでございます。

苓北町管内においては、熊本県管理の富岡漁港と、苓北町が管理をする4つの漁港がございますが、まずは漁業活動での未活用の用地が広く、苓北町の東からの玄関口の国道に接し、おっぱい岩などの観光資源にも恵まれ、漁港を活用したイベントであるマルシェなどが実施をされている西川内漁港を最初の海業推進漁港として、取り組みを令和6年7月から地域の住民の皆様によるワークショップから始め、令和7年4月には水産庁から西川内漁港が「海業の推進に取り組む地区」として指定を受け、公表を受けました。

これを受けまして、令和7年度は3回の座談会及び住民アンケートや視察研修を行い、意見や情報収集を実施してきたところでございます。

議員ご質問の、地域の水産業と観光・交流をどう融合させるか。どのような民間業者と協力し、雇用の場を確保するか。漁業施設や空き家、景観をどのように海業へ活用するか。地域の協力や活性化をどう実現するか。など、具体的な進め方につきましては、令和8年度は、具現化を目指すための計画づくりの期間として、実証調査など大きく5つについて取り組んでいくこととしております。

1点目が、これまでの座談会での意見や住民アンケート、視察研修等での情報をもと

に集約した計画案をたたき台として、具体的に組織として協議を進めていくために、西川内地区の漁業者、住民を中心とした6組織の検討委員による「西川内漁港の海業推進に関する検討会」を発足し、検討会におきまして、具体的な「西川内漁港施設等活用事業の推進に関する計画」の作成を目指します。第1回目は5月8日に開催をしたところでございます。

2点目が、地域からの意見に基づいた取り組みとして、伝馬船による櫓漕ぎ体験や釣りイベントなどを検討会で企画をし、利用者の満足度や集客効果など実証するための取り組みを実施をいたします。なお、櫓漕ぎ体験は5月30日のOPPAI ROCKマルシェ、来場者1,395名ございましたけれども、このOPPAI ROCKマルシェの中で、櫓漕ぎも実施をさせていただいたところでございます。

3点目が、集客や収益につながる可能性が高い、イルカウォッチングの取り組みも検討の1つとして、地元又は地域外への呼びかけなど、誰が取り組むか、西川内漁港を拠点として取り組む方がいらっしゃるかどうか、実施主体の調査や検討を進めていくことといたしております。

4点目が、海業に取り組むに当たって、意見の中で多かったトイレなどの必要な施設の検討と、それに伴う規模、機能、整備主体、整備方法の検討を進めてまいります。

5点目が、漁港施設等活用事業の国などへの用地利用計画変更手続き、活用推進計画の承認手続きなどの行政手続きを進めてまいります。

令和8年度は、この5点について計画的に取り組を進め、昨年度座談会で決めた「暮らしと地続きの海業」を西川内漁港の海業取り組みコンセプトに掲げ、漁港が「地域の漁業の拠点であり続けること」、漁港を「地域の方々の暮らしの延長で使うこと」、漁港に「来訪者を受け入れること」、漁港で「地域外の事業者を受け入れること」の4つを推進方針として、地元漁業者及び住民の皆様、漁協などの関係機関と連携調整を図りながら、西川内漁港における有効利用、海業の展開を進めてまいります。

次に2項目目の、町営住宅についてのご質問でございます。

町営住宅につきましては、議員ご指摘のとおり、今後ますます高齢化が進行する社会情勢において、住宅の確保に配慮を要する方々を支える施設としての役割は、極めて重要であると認識をしております。

まずご質問の1点目、町営住宅の入居戸数と入居率の現状についてでございます。現在荅北町の町営住宅は、公営住宅84戸、特定公共賃貸住宅4戸、一般住宅16戸の合計104戸となっております。

このうち、現在の入居戸数は76戸、空き戸数は28戸であり、入居率は73%でございます。なお、空き室のうち、志岐地区の鞍付住宅3戸はレッドゾーンに該当しているため募集を停止をしております。また、衝鉦一般住宅A棟の4戸は、二地域居住用の

施設として改修を予定している状況でございますので、それらを除いた空き戸数は21戸でございます。

次に2点目の、空き戸数解消と設備充実に向けた今後の施策についてでございますが、冒頭にも申しましたとおり、住宅に困窮されている方々に対し、町営住宅が果たすべき役割は極めて重要でございます。この大切な資産の空き戸数を解消し、より住みやすい施設とするため、町としては大きく分けて次の2つの施策を推進をしております。

1つ目は、計画的な維持管理と長寿命化の推進であります。苓北町では、「苓北町町営住宅長寿命化計画」を策定し、定期的な点検や計画的な修繕を進めておりまして、本年度からは、国の交付金を活用し、外壁・屋根改修工事を行うことといたしております。

本年度は工事の1年目で、衝鉦公営住宅5棟のうち3棟につきまして、改修を予定をしております。来年度以降、ほかの住宅につきましても、順次、同様の改修工事を行っていく計画といたしております。

今後も長寿命化計画に基づき、老朽化した設備の改修を計画的に実施し、既存ストックの有効活用と予防保全的なメンテナンスを効率的に実施することで、入居者の皆様が安全・快適に暮らせる住環境の維持・向上に努めてまいります。

2つ目は、入居促進と移住・定住施策との連携でございます。

空き室につきましては、ホームページや町広報誌を通じて、随時、募集の情報を発信し、入居の促進を図っております。同時に、空き室のうち、坂瀬川地区の東折山住宅4戸、富岡地区の山陽住宅1戸、都呂々地区の松原住宅1戸の計6戸につきましては、国の地域対応活用制度を利用し、移住・定住につながる施策に活用するため、国から目的外使用の許可をいただき、保育園留学やお試し住宅として、また集落支援員や地域おこし協力隊員などの住居として活用を図っているところでございます。

現在6戸のうち、山陽住宅の1戸につきましては、この取り組みにより県外から移住を検討されているご家族が移住体験として入居をされているところでございます。

今後につきましても、町の空き家バンクや各種移住・定住支援事業とも連動させながら、地域コミュニティの活性化につながる入居促進を図るとともに、町営住宅がこれからも住民の皆様の安心・安全な暮らしの基盤となり、セーフティーネットとしての役割をしっかりと果たせますように、引き続き適切な管理・運営に取り組んでまいります。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございました。早速、再質問をさせていただきます。

海業の中で5点の実施の具体策が、実施事項案が挙げられております。検討会、実証実験、イルカウォッチングの実施検討、漁港での施設整備方法を考える、漁港活用の制度を整える、ということで、5項目の実施事項案がなされておりまして、まず最初の検

討会につきましては5月の8日に私も出席をさせていただきました。

その中で櫓漕ぎ体験等の話が挙がりまして、OPPAI ROCKマルシェのときに櫓漕ぎ体験を実施されたところでございます。そのとき何名の方が参加されたのか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 櫓漕ぎ体験に参加された方は11名、事前申込みが4名で、当日が7名でございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。まだコマーシャル不足ということだっと思いますけれども、またそれに場所が悪かったですね。あそこはちょっと反省材料として。そこまでは農林水産課の管轄だと私も思っております。

次にこの3番目の、イルカウォッチングの実施検討となっておりますけれども、このイルカウォッチング、これは町長、担当課をやはりはっきり決めたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 現在、海業においては、協議を進めている検討会の段階です。担当課とかにつきましてはですね、協議の今後の中で検討を進めていく必要があるかというふうに考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） いや課長、そういうことを言うとは遅いですよ。もうイルカウォッチングはもうやるようになってますので、KizunaⅢを利用するならば企画政策課、そして観光的にするならば商工観光課、いかがでしょう。どちらかが答弁をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 答弁できますか。

企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） KizunaⅢを活用したイルカウォッチングはどうかというふうなご質問ですけれども、KizunaⅢがですね、観光汽船さんが保有しておる船、KizunaⅢはですね、観光汽船のほうで保有している船でございます。その活用につきましては、観光汽船の方ともご相談をしないといけないところかと思いますが、以前もちょっと検討されたりとかはされてたようですので、その辺りも含めてですね、またどこでするかも含めてちょっとご相談をさせていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本康秀君） イルカウォッチングですけども、廣田議員おっしゃるようになりますね、非常に観光振興の面では非常にいい事業かなと思っております。その件

についてはですね、私の方でも一応観光協会の方にですね、ちょっとご提案をですね、させていただきたいなと思って、毎月一度、1回ですね、今度6月の17日に定例会と
いうのをやってお互いの意見交換をですね、やってるんですけども、その中でですね、
ちょっと提案をさせていただきたいなと思います。すみません、ご提案ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） いや農林水産課長、これ企画政策課の課長にも商工観光課長にも
もやってあるわけ？やっとなんと？あら。

いやいや冗談抜きでこれは大事な、本当貴重な資料ですので。そうすれば今、企画政
策課長おっしゃいましたけれども、観光汽船から借りてしなければいけないというあれ
でしたけれども、今、企画政策課の担当の人が観光汽船にあんまり顔を見せない。で、
観光汽船の動き、そういうものがあんまり役場の方に伝わっていないのではないかと、
私はお叱りを受けましたので、そのところは課長、それから担当の人によろしくお願
いします。

また、観光協会にも町内の方をお願いをするものか、町外の方、もう今実施をされて
いる業者の方々にお願いをするものか、そういうところも含めてですね、慎重にやっぱ
り検討していただきたい。

イルカウォッチングと簡単に言いますが、今はもう観光汽船も非常に事故が多
いので、厳しくなっております。慣れた人でなければなかなかできないようなところも
ありますので、そういうところは慎重に検討をいただきたいと思いますが、いかがでし
ょう。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本康秀君） その辺も含めましてですね、協会とですね、また相談、
協議・検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長のほうから答弁はありますか。

企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 了解いたしました。検討させていただきます。すみま
せん、検討じゃなくて伝えておきます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ぜひそのようによろしくお願いいたします。

それから、この前の検討会で、漁港の利用をするのに海業を中心、海業が優先ですよ
というように説明があったように私はとったんですけども、今皆さんがグランドゴル
フをなさってるあそこが大体駐車場と建物の予定になっていましたね。青写真の中では。
そのときに、ここは物揚場で埋まってるなて思いながら質問したら、海業で利用する分

には何の問題もありませんという国からのお墨つきがありますというような答弁だったと思いますが、もう1回確認をしておきます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） この海業の、この用地の利用計画を作成するに当たってはですね、これを漁業者でまず使うエリアを決める。その上で、あとは共用、漁業者以外の方も使えるスペースを決めるっていうことを前提に決めながらしていく必要があるというところで、たたき台として、これまでの3回の協議・座談会の中で、ここは漁業者が使えるスペースを指定してよろしいかっていうところの中を協議案としてですね、示したところでございますので、これからその、この資料をたたき台としてですね、西川内地区の漁業者を中心に、まず水産業をどうやっていくかっていうところの使い方からですね、今後のこの1年間の中で、推進計画を作っていく必要がございますので、そういう協議を進めていきたいと考えております。そういうことを説明を申し上げたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 課長、本当私たち数少ない漁業者にとってはありがたいお言葉でございます。本当にありがとうございます。本当もったいないんですよね。あの大きな漁港に漁船は何隻もないと。そこで町長たちが一生懸命になって何か有効活用できないかということでこの海業が考えられたと思っておりますので、協力はしますので、役場内の連携とかですね、そういうところはやっぱりちゃんとして、検討会の中にですね、農林水産課だけが行って説明をしても私は駄目だと思います。やっぱり商工観光課も企画政策課もやっぱり行って、町の事情をやっぱり話しながらやっていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましては反省をしたいと思いますけれども、町の方では現在、各課それぞれが取り組む事業と、それから各課の連携が必要な部分については、まちづくり戦略本部というものを設けておまして、その中で連携が必要な部分につきましては、毎月1回ですね、打ち合わせをしながら協議を行っております。

この海業につきましても、最初の取りかかりは農林水産課が行っておりますけれども、今後話を進めていく中では当然今お話がありましたように、船の件でありますとか物販の件とか、色々な案件が出てまいりますので、そういったところでは、やはりまちづくり戦略本部会議の中で進めていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、今後の対策としては、そういう対策本部会議の中でですね、連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。そのようによろしく願いしときます。

次に町営住宅ですけれども、国の地域対応活用制度を利用し、移住・定住につながる施策に活用するため、国から目的外使用の許可をとり、ということでございますけれども、ここに書いてある保育園の保育留学やお試し住宅としてという項目以外に何か他にまたありますか、教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この、国のですね、目的外の使用を許可をとって、今の入居条件とかを外した形ですね、活用ができる。ただそれをその、もちろん何でもできるということではありませんで、そういう移住とか定住につながるような施策ということで活用ができるようになってまして、今現在は町長答弁にありましたような用途にのみこの6戸をですね、活用して、1戸が実際に入居をしていただいているということで、すけど、空き室が年々増えていく傾向がございまして、これは人口減少といえますか、個人のですね、民家についても、空き家や空き地が増えている状況でなかなか、募集は随時かけて入っていただくように発信をしますけれども、なかなか増えていく傾向ございますので、この目的外使用もですね、色々全国の事例を見るといろんな、幅広くというか、何でもできないにしても、ある程度幅広く活用ができるということでもありますので、ちょっと研究をしましてですね、この目的外使用の今現在6戸を今後ちょっと広げていく計画を検討していきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 今、目的外使用についてお尋ねをしましたところ、私の期待しとった目的外使用はちょっと無理かなと思いつつながら、やはり若い人たちが都会から帰ってきて、夫婦連れで、子ども連れで帰ってきて町営住宅に入れませんか、収入がいくらですけれども、となったときに、いやそれやったら民間のアパートの方がいいですねというようなこととか、町営住宅は空いとるのに縛りがあるから無理だというようなことが今まで繰り返された、繰り返されてきたと思っております。そういうところが目的外使用で緩和されるのかなと私は期待しとったんですけど、そうじゃないみたいですね、課長。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今おっしゃいましたように、基本的にはですね、法律といえますか、公営住宅法ということで、入居の条件でありますとか、所得も含めて決まっております、それに則って運営をしなければならないという意味で、中にはその若いご家族の方、所得が多い方とかがですね、入れない状況があつて、それをいくらかはですね、先程ご説明いたしましたその目的外使用でいくらかは活用の幅が広がるもの

の、それも一時的、1年1年で切れるので更新をしていくんですけども、通常入居の形での条件緩和というのが今はできない状況でありますので、お尋ねのありましたこの若い方たちですね、ご家族ということは、条件に合わない場合は今のところちょっと入っていただけないという状況が続いております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ところどころ聞き取りにくいところがありましたので、自信を持って答弁してください。

この町営住宅につきましては、もう今、空き家が相当増えてきている。で、町民、人口もどんどん減っているということで、さっき答弁の中で修理をして、きれいにして町民の方に住んでもらうように、手を入れていきたいということがありましたけれども、これから先の、やっぱり人口の推移を見ながら切るところは切る、やっぱそういうところもやっぱり、遮二無二やっぱり全部入ってもらうというようなことを考えるだけじゃなくて、やはりもう壊すところは壊すというようなところも考えながらやっていくべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 先程申し上げましたように、もうなかなか人口減少の中でですね、空き室が増えていく状況があると。で、施設も年々ですね、古くなってきてまして、耐用年数を近々迎えるとか、今後迎える建物も増えていく中ではですね、長寿命化計画もありますし、そういったところの中で空き室の状況、それから建物の年数ですね、その辺を含めまして、長寿命化計画の中でも用途廃止といいますか、そういうところもちょっと検討材料の1つとは、今後していきたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） まあ長寿命化計画がもう予算も通っておりますので、今年1年、様子を見ながらやっていかれると思いますけれども、あそこの修繕がまだやっかまだやっかというような話はやっぱりそこまではないと思います。議員さんたちからもそこまでは出ないと思いますので、駄目なところは駄目と、ちゃんと切るところは切るというような対策を考えていただければと私は思いますので、お願いして、私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の件なんですけど、今の、土木課長から申しましたけども、長寿命化計画の中でですね、やはりどうしても厳しい部分につきましては先程申しましたように、鞍付住宅の3戸、レッドゾーンにあるということで、こういったところにつきましてはですね、募集停止をして、廃止をしていこうということで計画を立てております。

ただ、ご承知のとおり人口減少がですね、著しい状況で、長寿命化計画を立てた当時とやはり人口の推移も変わってきておりますので、当然見直しも必要かと思っておりますので、そういった部分では、改めて現在の、今後の住宅の計画はどうかということにつきましてはですね、見直しも含めて、検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで、一般質問の途中ですが昼食のため１時ちょうどまで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

通告9番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 通告9番、9番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

今回私は1つ目に、企業会計・上下水道事業の今後の在り方・方針について。2つ目に、地域農業を守る対策について（地域計画策定完成後の実行計画）についてでございます。3つ目に、小規模土地改良事業補助金の内容検討について。以上の3項目について、質問を行いたいと思います。

それでは、企業会計・上下水道事業の今後の在り方・方針について質問を行います。

まず、下水道事業についてですが、下水道事業はご存じのとおり、特定環境保全公共下水道事業とし、平成7年、1994年事業に着手し、平成12年、2000年1月、志岐地区及び富岡地区の一部で供用を開始し、平成16年、2004年当初計画区域のほぼ全域の供用を開始したところでございます。

富岡浄化センターの処理については、処理区域内人口を7,100人として計画されており、近年の大幅な人口減少の結果5,000人を下回る状況から、施設内の稼働低下が今後の課題であると聞き及んでいるところでございます。

また、令和8年には供用開始から25年が経過し、処理施設維持のため更新に取り組む時期となり、令和8年度当初予算の中で、令和8年度から令和10年度の3か年間にわたる債務負担行為限度額とし、7億4,310万円のうち国庫補助金3億9,535万円、補助率約53%とし提案があり、可決されたところでございます。施設本体そのものは、国庫補助金及び企業債が充当されており、企業債の元利償還については、従来ど

おり一般会計から他会計補助金として繰り入れされると解しており、企業会計本体には何ら支障はないと考えますがいかがですか。

しかしながら、通常の維持管理費について、今後も現在の下水道使用料金体制で維持管理費を賄える状態にあるか不安を呈するところでございます。いかがですか。

次に、水道事業について伺います。水道は「言うに及ばず」町民生活に不可欠なライフラインであります。安全で安心な水を常に供給することが住民から求められています。しかしながら、水道施設の中には施工した当時、現行と相違した耐震基準で設置された施設が存在するのではないかと思います。その場合、早急に改善計画を策定し、順次施設整備に努めるべきであると考えます。

そのほか、管路の種別や埋設環境によって老朽化の進み具合は異なると思いますが、いずれにしても、老朽化した管路は漏水事故のリスクが高くなり、道路の陥没を起因とした人的被害を起こさないとも言えません。計画的な布設替えを求めます。いかがですか。

下水道でも述べましたが、人口減少等による水の需要が低迷し、ひいては使用料金が減少し、一方では、先程申し上げましたように、今後修理の量は増大することは必至であり、水道事業を取り巻く経営環境はより一層厳しい状態となるかと考えますが、いかがですか。現在進めておられる対策について答弁を求めます。

次に、地域農業を守る対策について（地域計画策定完成後の実行計画について）伺いをいたします。

令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法が施行されました。本町苓北町でも、高齢化や人口減少により農業従事者の減少に伴い、今以上に耕作放棄地が拡大し続けることに危機感を持たれ、地域で守られてきた故郷の農地を次世代に引き継ぐため、いち早く将来を見越し本事業・地域計画の策定に取り組まれた姿勢に対し、まずもって感謝を申し上げるものでございます。

令和6年度より、行政を初めとし、関係機関である農協・土地改良区などが一体となり本格的な活動に移り、第1弾とし、対象者の意向把握のため、農地を所有している農家のアンケート調査が実施され、現場での意見聴取として地域ごとの協議の場を設定し、地域計画を作成し、今後、計画実行の段階となった旨聞いているところでございます。よって、今後の行方はいかなのでしょうか、伺いをいたします。

最後に、小規模土地改良事業補助金の内容検討について。

2項目目で述べたとおり、本町では、農業の将来を見越した数々の施策に取り組まれております。遊休農地解消と適切な圃場管理のため、小規模土地改良事業もその一環だと思っております。

私は今期の議会で何回となく中山間地帯の振興について質問を行ってまいりました。

誰もがどこでも生まれ育った地域で継続して生活を営むことができるための施策について問うてきたところでございます。最近、一定規模の農業従事者の中には、小型の重機を所有している農家があります。補助事業の採択条件とし、最近申請者の直営が認められるように改正がされております。そこで、この条件をさらに進められ、農家間の協力を得て本事業に当たることはできないか検討願うものでございます。このことによって、農家同士の協力体制が今にも増して、なお一層高まるのではないかと解するところでございます。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得た後、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目、企業会計、上下水道事業の今後の在り方、方針についてのご質問でございます。

まず、下水道事業についてであります。富岡浄化センター更新工事に伴う債務負担行為は、令和8年度当初予算において、3か年で7億4,310万円を計上し、財源内訳は国庫補助金3億9,535万円を見込んでおり、補助残のうち3億4,740万円は企業債で充当し、残りの35万円を一般会計からの繰入金で補填するものとしております。

このような中で、今後の下水道事業運営に当たりましては、今回の富岡浄化センターの更新工事をはじめ、埋設された管路、各地域のポンプ場など、施設の老朽化も進行しており、更新・維持管理費用の増大が顕在化してきております。

また、議員ご指摘のとおり、近年の人口減少に伴う施設の稼働率低下も課題となっていており、稼働率が低下いたしますと、運転効率の低下や維持管理費の相対的増加などにつながります。併せまして、人口減少に比例した下水道料金収入の減少も見込まれておりまして、将来の財政収支の見通しを踏まえると、経営状況は厳しさを増すものと考えております。

次に水道事業についてでございますが、水道事業におきましても下水道事業と同様に、先程も申し上げましたとおり、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、事業を取り巻く環境は年々厳しさを増してきております。

また、議員ご指摘のとおり、苓北町の水道施設につきましては耐震性能が十分でないものも一部存在していることは事実でございます。これらの施設は順次耐震型へ切り替えを行っておりますが、将来にわたり安全・安心な水を安定して供給していくためには、しっかりとした中・長期的な経営の見通しを立てる必要がございます。

このことから現在、昨年度策定した「新水道ビジョン、経営戦略及びアセットマネジ

メント計画」に基づき、施設の重要度や老朽化の状況などを踏まえながら、計画的な施設の更新や水道管の布設替えについて検討を進めているところでございます。

上・下水道は、町民生活に欠くことのできない重要なライフラインでございまして、当然、将来にわたり持続可能な事業運営を図っていく必要がございます。

このため現在、苓北町の生活環境整備に関する調査審議の諮問機関であります苓北町生活環境整備対策委員会へ、上下水道料金の適正化についての諮問をさせていただいているところでございます。

本委員会におきましては、単に料金改定のみを目的とするものではなく、上・下水道事業を将来にわたり維持していくために必要となる施設更新や財源確保の在り方などについて、幅広く協議・検討を行っていただいております。

なお、今後につきましては、本委員会で答申いただいたご意見などを踏まえながら、まずは議員の皆様にご説明を行いたいと考えているところでございます。

次に２項目目の、地域農業を守る対策について、地域計画完成後の実行計画、今後の行方についてのご質問についてであります。苓北町の地域農業経営基盤強化促進計画、略称、苓北町地域計画の作成の取り組みは、令和６年度に認定農業者、耕作者、行政区長、農業委員などの地域の実情に応じながら、集落座談会を１６回開催し、延べ２８９名のご参加をいただき、苓北町地域計画検討委員会及び公告案への意見聴取などの法的手続きを実施しながら、令和７年３月に町内９地区の地域計画、作成農地面積約２８４ヘクタールを作成いたしました。

そして令和７年度においては、令和６年度に話し合っ決めていただいた町内９地区ごとの農業の在り方をどうしたら実現できるか、具現化していくか、皆さんの思いをどうやって形にしていくのか、地域の皆さんで根気よく話し合いを続けていきながら、できることからできる方々で進めていきたいということで、勉強会を令和７年７月２日の志岐平野・三区地区を最初に９月１９日の坂瀬川地区まで、計６回集落勉強会という形で実施をし、延べ５１名の参加をいただいたところでございます。集落勉強会におきましては、地域計画に関する補助金制度の説明や、目標地図のブラッシュアップ、磨き上げの話し合い作業を行っていただき、変更した地域計画の公表を令和８年４月９日に公告したところでございます。

令和７年度の成果としては、苓北町内の９地区の地域計画区域内の農用地等総面積２８４．３４ヘクタールのうち、１０年後の農業者の経営面積は２８０．２１ヘクタールとなり、前年度より、将来を担うものが約束できる農地が約４ヘクタール増加したところであります。

そして令和８年度においては、昨年度の集落勉強会の参加者数が１会場当たり平均８．５人と少ない参加者でございましたので、集落勉強会の在り方を見直し、基盤整備や用

排水路の改修、中山間地域等直接支払事業への取り組みなど、課題がある地域や作付け作物品種に絞った、参加者が求められるような勉強会を開催していくことといたしております。

その中で、地域農業の課題解決及び目標地図作成区域の拡大や完成度のアップを進め、持続可能な地域住民、農業者主導による取り組みができるよう、また、地域が主体的に活動を進めていけるような組織づくりを目指しながら、農地利用の適正化、耕作放棄地の防止、地域を担う新規就農者の確保や人材育成に努めてまいります。

次に３項目目の、小規模土地改良事業補助金の内容検討について、直営事業の条件をさらに高め、農家間の協力を得て小規模土地改良事業に当たることはできないかとの質問でございました。

小規模土地改良事業補助金は、農業の生産性向上を図るため、農地の基盤等に必要の水田等排水対策や、小規模圃場整備事業など、８事業に１申請当たり事業費４０万円を限度として、事業費の１０分の４から１０分の５を予算の範囲内で補助する苓北町単独事業により整備をいたしております。

議員ご質問のとおり、令和７年度までは土木建設業者等による請負事業のみを本事業の対象といたしておりましたが、令和８年度から重機などを所有されている農業者や物価高騰等への影響も考慮し、農業者等の直営施工についても事業の対象といたしております。

また、農業者間で請負施工される場合で、事業費単価を算出できない場合は、事業費４０万円を限度として、直営施工と同様の苓北町が定めた基準単価で算出した事業費に補助率を乗じた額を補助金額とすることといたしております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○９番（高戸幸雄君） それでは早速、再質問を行いたいと思います。

質問の順番は違いますが、最初に地域農業を守る対策と小規模土地改良補助金の２項目を抱き合わせた再質問を行いたいと思います。お許しをいただきたいと思います。

地域を守るために、当初お答えいただきましたとおり、まずは地域を担う人材の確保が必要でございます。昨今の人口減少に伴い、第一次の課題とし、この人材の確保と育成に努めていただきたいと思います。そのためには、生活手段の確保が大切でございます。特に中山間地域は、農業を営むに当たって生産条件が不利であります。先程質問をいたしました小規模の土地改良事業が必要かと考え、質問をしたところでございます。

当該地域は傾斜地が多く存在し、圃場の大区画化や大型機械の導入も容易ではございません。よって、本事業によって、少しでも農地の集積、集約化を図り、営農条件の整備に努めるべきだと思うところでございます。

中山間地域は、農業生産活動を通じて、国土の保全、水源の涵養、そして自然環境の保全など、様々な機能を有しているかと思っていますところでございます。地域特有の冷涼な気候と清らかな水を活かし、坂瀬川鶴地区に見られるような食味を活かした収益性のある農業に取り組まれることを望みますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の議員のご質問ですけれども、苓北町においてはですね、地域計画を作成していく中で、農地の担い手に対する現状の集積率は、町長が申されましたとおり、志岐平野地区などに比べてですね、中山間地域では担い手の育成や農地の集約が進みにくいことが集約した結果として見えてきました。

そういう中で、議員のご質問のとおりですね、坂瀬川鶴地区におきましては、令和元年度に計16回の話し合いや研修を実施しまして、地域ビジョンを作成し、令和2年度から、地域が目指すべき将来像に向けて毎月活動が続けられ、現在も2か月に1回程度の割合で、農作業しやすい環境の整備や米のブランド化などの収益の確保、地域で鳥獣害防止のための協働活動、農業を柱としました地域づくりに取り組まれております。

このような町内のモデルとなる地区の取り組みを紹介しながら、地域の課題の具現化に向けた話し合いを進めて、農業関係機関と連携し、それぞれの地域の思いを大切にす
る人たちと一緒に、できることから、棚田の景観や体験、協働活動など、それぞれ地域の特性を活かすことができるようにですね、町長の答弁のとおり進めていきたいと思っていますところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） ありがとうございます。ふるさと納税のですね、返礼品に、鶴地区のたつの、何とかの里か何かということで、項目で上がっております。

ここに議員としておいでの田嶋さんが、早場米の米ということで、1つのグループと1人ずつの個人の方からのふるさと納税の返戻があっているようでございますので、そういった点についてもですね、できる限り今後推し進めてほしいと思うところでございます。できたら農協さんもですね、この中に入っていただくといいかなと思うんですけど、呼びかけといいますか、それは続けてほしいと思います。

次に、上下水道事業について再質問を行いたいと思います。

実は最近、私の自宅付近で漏水による修繕工事が2回にわたり施工されました。最初は夜間、2回目は昼間の修繕工事でした。

当該箇所がですね、ちょうど交差点、四つ角だったものですから、そして管路が大変大きく、そこからちょうど漏水があったところから分岐がしてありました。この分岐の部分については、経年劣化により部材そのものを交換する必要があったようでございます。そのうえ当該箇所はマンホール、下水道マンホールが2か所ありました。高さもで

すね、1.5メートル超でした。そういったことで、普通の修繕工事よりも大きな修繕工事だったと思っております。

1回目の夜間工事には立ち会うことができませんでしたけども、2回目の昼間、昼間の工事については何かできることがあったらなあということで、立ち会いというか、見学をさせていただいたところでございます。2回目の昼間の工事に立ち会い、当該箇所を鑑みですね、いろんなことを考えると、確かに止めますと断水が発生しますよね。ですから夜間、1回目は夜間工事だったと思いますけども、やはり私が先程申しましたとおり、当該箇所は交差点である大きな掘削箇所となりました。こういったことは安全衛生面からですね、やはり夜の工事は極力というか、もうほぼほぼやめるべきだとは私は思います。ですからこういったところは昼間の工事を主体的に今後は進めるべきだと思いますけども、課長いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 先般発生しました城下公民館付近の漏水によります水道管の修繕工事に際しましては、一部の区域がですね、断水することになりまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。

議員のおっしゃるとおりですね、今回の漏水事故が発生した水道管につきましてはですね、管の口径が150ミリということで、町内の配水管では最大口径の水道管でありまして、志岐地区の重要基幹管路に位置づけられております。

町内の水道管の埋設の深さですが、管の口径、それからその現場の土質によっても違いますが、およそ1メートルから1メートル20センチ、1.2メートルであります。

今回の現場はですね、1.5メートルを超える深さでありまして、また議員おっしゃるとおり、現場近くに下水道のマンホールも2基設置されておりました。漏水部がですね、本管から分岐されたチーズ部分であったことからですね、広範囲の掘削工事となってしまうました。

基本的にですね、漏水工事を行う際は、今回の現場のように水が道路にあふれ出して陥没の恐れがある場合とか、漏水の種類によって住民の皆さんにですね、断水などの影響が出る可能性が高い場合、そのときは昼夜を問わずですね、緊急の工事を行っております。安全面を考慮しますと、議員ご指摘のとおり昼間の工事が適切であると考えております。理由といたしましては、昼間の工事は明るく、そして視野が確保できると。と、掘削内の、掘削した中ですね、状況が確認しやすいなどのメリットがあります。一方で、病院や施設、学校や飲食店などの利用者への影響を最小限にとどめ、水道水の使用量が少ない夜間工事にもメリットがあると考えております。

昼間、夜間工事に問わず、第一に安全面を最優先した上で、現場の状況に応じて、適切な工事を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 確かにですね、断水に伴うデメリットはございます。しかしながら、私、先程から発言するとおり、口径が大きいところとか、すぐ近くにマンホールの、下水道のマンホールがある場合にはですね、やっぱ極力昼間の工事がいいかなと思います。確かに付近の方に迷惑がかかるかもしれませんが、病院と色々な施設については建物本来といいますか、そこが貯水槽をですね、備えておりますので、前準備をやって、9時なら9時からすぐさま町内のいろんな業者の方の、確かに水道事業をする業者は規模が小さな業者ばかりですけれども、この前みたいに2つかないし3つの業者の方の協力を得ながらですね、やっていくと短時間で済むし、何よりも安全だと思うんですよ。そしてそれとともに、水道管と下水道管が大抵1つの道路に敷設してありますよね。確かに水道の下に下水があります。下水管はありますので、こう、掘削の場合に注意をしながら、引っかけるとい言葉がどうかなと思いますけれども、そういった破損する恐れはないと思いますけど、夜間は往々にしてですね、そういった時がある可能性が大だと思うんですよ。そして言い方は飛躍しますけれども、事故があった場合にいろんなそのあとの処理、病院対応とかなんか考えると、やはり私は昼間の工事がいいと思います。そして、昼間の工事ならば、夜間よりも掘削そのものの時間も短くて済むし、短時間で施工ができるのではないかなあと考えてますので、くどいようでございますけれども、なるべくなら昼間の工事をやってほしいと思います。

周りの方については、いろんな手続きといいますか、連絡をとって「これから明日やります」ということでやると、住民の方々もそう反発と言ってはなんですけれども、理解していただくのではないかなあと考えてますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、将来にわたって持続可能な事業運営のために、現在、苓北町生活環境整備対策委員会にですね、上下水道料金の適正化も含めたところで今諮問をやってるという回答がございましたけれども、答申はいつぐらいになる予定なんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 町長の答弁にございましたとおりですね、只今上下水道料金の適正化について、現在町の諮問機関であります生活環境整備対策委員会に諮問をさせていただいております。

答申の時期でございますけれども、8月上旬頃を予定としております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 8月上旬に答申を受けるという課長のお話でございます。そうしますと、答申に基づいて今後いろんなことが計画されるのではないかと思いますけれども、あえて町長に答弁を求めたいと思いますけれども、現在、物価高騰対策として上下水道料金の基本料金が免除してございます。ですから、この免除しているときに、8月

に答申を受けて、そのあと引き上げの計画があったとすると、年内は基本料金が免除してございます。するとすると、3月に例えば早くて料金を上げる場合に、ただ10%にしても10%以上、10%プラス基本料金の免除がかかってきますので、おのずと20%あるいは30%家庭によっては上がる可能性がございます。そういったところで、この料金改定については町長、引き上げの時期及び引き上げの幅、率をですね、十分かつ慎重にやってほしいとお願いをいたします。現時点での町長の考えはいかがなものでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今高戸議員がおっしゃいますように、水道・下水道についてはですね、今物価高騰の関係もありまして減免措置をしているところでございます。

今回のこの生活環境整備対策委員会の答申内容にもよりますけれども、大幅な改正ということになりますと、これは町民の方々に大変なご迷惑もおかけします。またそして現在の物価高騰等の状況を踏まえればですね、なかなか厳しい社会情勢が続いてまいりますので、改正をするにつきましても、やはり移行期間でありますとか、特例措置でありますとか、そういったことを設けていきたいと、現時点では考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） この引き上げについてはですね、やっぱ誰も引き上げはやめてほしいと願うのが本当だと思いますけれども、いかにせん経営についてを考えると、やはり引き上げることも必要かなと思うところもございます。

隣の町の天草市においては30%近くっていいですか、大幅な引き上げがあっているようでございますので、今町長が述べられたとおり、この引き上げ率については段階的引き上げといいますか、そういった措置をとられることを望みたいと思います。

以上をもちまして、私の今議会における一般質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後1時33分

令和 8 年 6 月 5 日（金）

（第 3 日 目）

令和8年第3回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和8年第3回苓北町議会定例会は、令和8年6月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	田嶋 健司	2 番	山口 利生
3 番	廣田 幸英	4 番	松本 良人
5 番	浜口 雅英	6 番	田崎 稔
7 番	倉田 明	8 番	錦戸 俊春
9 番	高戸 幸雄（副議長）	10 番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 稲尾 浩二 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	松本 康秀
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中正彦	会計課長	伊藤 雅彦

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 2 号 | 苓北町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 3 号 | 令和 7 年度苓北町一般会計補正予算（第 10 号） |
| 日程第 3 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 4 号 | 令和 7 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和 7 年度苓北町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 | 議案第 32 号 | 苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 33 号 | 苓北町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 34 号 | 苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 発委第 1 号 | 苓北町議会ハラスメント防止条例の制定について |
| 日程第 10 | 発議第 3 号 | 苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 発議第 4 号 | 天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 35 号 | 令和 8 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 36 号 | 令和 8 年度苓北町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 37 号 | 令和 8 年度苓北町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| | 専決第 5 号 | 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その 1）〕の変更締結について |
| 日程第 16 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| | 専決第 6 号 | 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その 2）〕の変更締結について |
| 日程第 17 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 18 | 陳情第 3 号 | 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書 |

追加日程第 1	発委第 2 号	残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出について
日程第 19		陳情等文書表について
日程第 20		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 21		議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

-----○-----

日程第1 承認第3号 専決処分の承認について

専決第2号 苓北町税条例の一部を改正する条例

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、承認第3号、専決処分の承認について。

専決第2号、苓北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。本日もよろしくお願いします。

承認第3号、専決処分の承認について。

苓北町税条例の一部を改正する条例をご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町税条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（松村保則君） おはようございます。

専決第2号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い本条例の一部を改正する必要が生じましたが、町長が先に説明をいたしました理由によ

りまして、専決処分にて承認をお願いするものです。

次の次のページ、条例本文をお開きください。

令和8年苓北町条例第12号、苓北町税条例の一部を改正する条例。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

1 ページです。

第18条の3第1項では、納税証明事項に係る事柄を定めておりますが、今回の改正で、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものです。

軽自動車税に係る改正については、この後も本則・附則に対象がございますので、冒頭に説明をさせていただきます。

今回の地方税法の改正には、国の税制改正により、自動車税・軽自動車税の環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止することが含まれております。これにより、軽自動車の取得時に課されていた環境性能割は今後なくなるため、これまでの環境性能割の表現は削除し、残った種別割は区分して表現する必要がないため、軽自動車税に改めることとなります。

このほか、関連する条文の整理も併せて行う必要がございます。この後の説明では、この点が主な改正理由となりますので、廃止や廃止に伴う条文整理のように短く説明をさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

第19条では、住民税の特別徴収に関する納期限を定めており、第81条の6第1項が廃止・整理され、引用条項の改正法に合わせる整理を行うものです。

この条文では特別徴収税額の納期限を徴収の翌月10日と定めておりますが、法体系の整備により、地方税法第321条の4に統合されるものです。

2 ページをお願いいたします。

第33条です。住民税の所得割の課税標準に関する規定のうち、第3項において条文の一部を削除し、代わりに追加の文言を加えることで、特定配当等の対象範囲を明確化し、規定の趣旨をより正確に反映させるための改正です。

第67条については、固定資産税の納期及び第1期にまとめて徴収する少額年税額の基準額を改正するものです。本改正については町独自の見直しとなるものです。改正前条例では、第1期にまとめて徴収する額を2,400円以下と定めております。この基準額は、従来の10期納期制度や事務コスト等を踏まえ、当時の実務上の合理性から設定されたものと認識しております。

昨年9月議会におきまして、標準納期への改正並びに徴収の特例に関する条例の廃止の可決をいただきまして、納期体系が大きく変更されたことから、これに合わせて第1期にまとめて徴収する少額税額の取扱いについても見直しが必要であると判断をいたしました。見直しの根拠といたしましては、地方税法第323条等において、少額の町民税を一気にまとめて徴収できる制度が設けられている点を参考としております。同条では、当該個人の町民税が均等割額に相当する金額以下である場合には、6月、第1期にまとめて徴収すると規定をされております。

また、廃止となった町税条例の徴収の特例に関する条例におきましても、第4条第3項に同内容の規定を設けていた経緯がございます。

このような経緯を踏まえまして、苓北町における均等割額が、町民税3,000円、県民税1,500円の合計4,500円であることから、固定資産税についても第1期にまとめて徴収できる額を4,500円以下とすることが適当と判断し、今回改正を行うものです。

第80条です。軽自動車税に関する改正になります。

納税義務者の定義となっていますが、環境性能割の廃止に伴い、条例の文言を改正法に合わせ整合させる内容となります。

第1項に規定している、取得者に環境性能割を課し、所有者に種別割によって課するという規定を削除し、改正法の表現に改めます。第2項は、改正に伴い削除となります。第3項は、第2項に繰り上がり、条文中にある税の名称、第2項削除後の第1項を指す表現、同じく第1項の引用部分について改めております。

2ページから3ページに続きます。

第81条は、軽自動車税のみなす課税について規定をしておりますが、第1項では、車両の売買契約において、売主が所有権を保留している場合には、買主を80条第1項に規定した所有者とみなして課税するというように、所有者の認定基準を明確化することで、みなす課税の適用範囲を限定しております。

3ページです。

第2項では、使用者と所有者の異なる場合の取扱いについて、実態としての使用者が明確な場合の課税関係を整理しております。第3項、第4項の削除については、改正前の規定で定めていた、みなす課税の詳細規定を削除し、第1項、第2項の整理により、重複・冗長となった規定を廃止するものです。

3ページから4ページにかけてです。

第81条の3から第81条の8の改正となります。今回、環境性能割が廃止になったことに伴い、関係する一連の規定を削除するものです。

4ページから5ページになります。

第 8 2 条並びに第 8 3 条については、見出し並びに本文で使用されている種別割の表示を軽自動車税に改める文言の修正です。

5 ページです。

8 5 条についても、種別割を軽自動車税に改める文言の修正となります。

第 8 7 条は、軽自動車に係る申告又は報告について定めておりますが、第 1 項で、環境性能割の廃止に伴う見出し、条文中の文言の修正と、申告・報告で使用する様式整理が 3 3 号の 4 様式に統一されたことによる改正を行います。第 2 項、第 3 項においても、様式が 3 3 号の 4 様式に統一されたことによる改正です。

8 8 条、8 9 条とめくっていただき、6 ページ、次の 7 ページに係る第 9 0 条につきましては、各条文中の種別割を軽自動車税に改める文言の改正です。

引き続き 7 ページになります。

第 9 1 条は、標識の交付について定めておりますが、第 2 項、第 7 項において、条文中の種別割を軽自動車税に改める文言修正と、第 8 0 条第 3 項ただし書の位置が第 3 項から第 2 項に移動したことを受け、参照条文を正しく置き換える改正となります。

7 ページ下段です。

これより附則となります。附則第 7 条の 3 は、8 ページにかけて続きますが、今回の改正において、旧住宅借入金特別控除に関する経過措置が法令上不要となったため、一括して条文を削除するものです。

引き続き 8 ページです。

附則第 7 条の 3 の 2 は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についてですが、先の附則第 7 条の 3 の削除により、条番号が繰り上げとなる整理を行います。第 1 項では、改正により居住年の定義をこれまでの「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に改め、条文上の定義を第 4 1 条第 1 項に一本化するものです。また、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改めるのは、上位法で条文が統合され、引用先が統合されたことによるものです。第 2 項では、条番号の繰り上げにより、読み替えの条文を附則第 7 条の 3 第 1 項に改めるものです。

8 ページから 9 ページにかけてです。

附則第 8 条は、肉用牛の売却に係る町民税の課税特例について、国の制度改正に合わせて整理するもので、まず特例の適用期間を現行の令和 9 年度から、延長措置に合わせて令和 1 2 年度までといたします。次に、改正により削除された附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項への引用を整理し、不要となった条文を削除するものです。

引き続き 9 ページです。

附則第 1 0 条の 2 は、1 0 ページにかけてとなりますが、地方税法附則第 1 5 条の改

正に伴い、本町条例における設備投資減税、固定資産税の課税標準特例、いわゆるわがまち特例の割合を見直すものです。改正点は、引用条文がこれまでの附則第15条第25項から附則第15条第24項に変更されたこと。次に、設備区分ごとの特例割合を国の改正に合わせて引き下げたこと。次に、制度中の中小企業投資促進税の2分の1の割合の規定が、国の制度廃止により、条文から削除されたこととなります。

条文を簡略にして説明をいたします。

第3項、附則末尾第1号イ、これは、生産性向上設備等に係るものですが、3分の2から2分の1へ改正。以下同様に、第4項第1号ロ、第5項第1号ハ、第6項第1号ニまでが、同様の改正です。

第7項第2号、これは先端設備等に係るものが対象となりますが、7分の6から5分の3に改正となります。

第8項第3号イ、特定の省エネ設備等に係るものが対象となりますが、4分の3から3分の2に改正となります。

第9項につきましても同様の改正です。

10ページになります。

第10項第3号ハ、これは公害防止設備等に係るものが対象となりますが、引用条文繰り下げで第4号となり、割合は4分の3で変更がございません。

第11項、第12項、第13項につきましては、国の制度廃止により削除となります。

第14項、前項の廃止により、改正後は11項に繰り上がるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額申告に関する改正で、12ページまでが関連の事項の改正になります。

10ページです。

第7項は、移転補償を受けた新築住宅の減額申告について定めておりますが、減額措置を適用する際の減額期間について、長期優良住宅が5年であることを読み替えていた改正前の第16項が17項に繰り下がったことによる改正です。第8項は、耐震基準適合住宅耐震改修の減額申告について定めておりますが、長期優良住宅に関する対象床面積読み替え規定等を定めた改正前の第19項が第20項に繰り下がったことによる改正です。第9項は、高齢者等居住改修住宅専有部分の減額申告について定めておりますが、第4項において、高齢者の住所・氏名・該当区分を記載申告するよう規定しておりました、改正前の第23項が第24項に繰り下がったことによる改正です。

めくっていただきまして、11ページになります。

第6号では、改修費用補助金、介護保険住宅改修費等について定めていた改正前の第24項が第25項に繰り下がったことによる改正となります。第10項は、熱損失防止改修等住宅専有部分の減額申告について定めていますが、第5号で、改修費用補助金等

について規定しておりました第31項が第32項に繰り下がったことによる改正です。第12項は、特定熱損失防止改修住宅の減額申告について定めておりますが、10項同様に、第5号で規定している第31項が32項に繰り下がったことによる改正です。第15項は、耐震基準適合家屋、これは別の制度になりますが、減額申告について定めていますが、第1項で申告すべき期間や必要書類を定めた第19項が20項に繰り下がったことによる改正です。

12ページです。

第16項は、改修実演芸術公演施設の減額申告についてですが、第1項では、改修実演芸術公演施設、いわゆる劇場や音楽堂等に限定されていた施設枠が特別特定建築物、政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修を行った施設に拡大されたことによる改正と、添付書類等の要件を規定している条文を改正するものです。第3号では、対象施設の拡大に合わせて、申告時に添付すべき書類を国土交通省告示による統一様式に切り替えるため、全面的に置き換えたものです。附則第10条の4は、令和2年7月豪雨、球磨川地域の氾濫、家屋の流出・浸水に係る固定資産税特例に関する条例の改正になります。第1号では、国の法令改正により、令附則第12条の4に規定されていた条項が令附則第12条の3に移動し、条番号が変更になったことにより、条ずれの改正を行うものです。

13ページです。

第3項では、引用している特定被災共用土地納税義務者の参照条文番号が変更されたことに対応するための改正です。

次に、13ページから14ページにかけてです。

附則第10条の5です。令和6年能登半島地震により被災した住宅用地等に係る固定資産税の負担軽減措置が国の附則に新設されたことから、本町条例においても申告手続き及び按分申し出手続きに関する規定を整備するため、第10条の5を新設するものです。

14ページの附則第15条の2から、15ページの第15条の3、15条の4、15条の5、16ページにかけての15条の6までについては、国において、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、関連する賦課徴収事務の取扱いが見直され、熊本県が行っていた暫定的な賦課徴収・減免・申告納付等の特例措置が終了になることを受け、本町条例においても特例規定を整理する必要性が生じたので、第15条の2から第15条の6までの規定を一括して廃止するものです。

附則第16条です。16ページから17ページにかけてとなりますが、国の改正によりまして、軽自動車税種別割の環境性能割、経年車重量課税の特例に関する規定が見直されたことを受け、本町条例におきましても、引用条文、適用期間等を国の制度に合わ

せて整備する必要が生じたものです。

主な改正点としましては、まず、引用条文の整理として、第1項で「法第444条第3項に規定する初回車両番号指定」を、「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による初回車両番号指定」に改め、「次項から第4項まで」を「次項及び第3項」に改めます。

次に、特例期間の変更として、第2項において特例期間をこれまでの「令和4年4月1日から令和8年3月31日」とありますのを、「令和7年4月1日から令和10年3月31日」と改めます。

今回の改正におきましては、期間の延長ではなく、制度切り替えに伴う新特例の設定でありまして、制度切り替え日は令和7年4月1日と法律の定めがありますことから、旧期間の翌日令和8年4月1日ではなく、制度施行日に合わせて令和7年4月1日としております。これは制度改正の節目に合わせた新しい特例期間の設定でありまして、旧特例法の延長でないためこのような取扱いとなるものです。

次に、ガソリン軽自動車の特例の見直しとして、第3項で「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、特例期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日に改め、税率特例の適用年度を「初回車両番号指定の翌年度分」から「令和8年度分に限り」に変更をいたします。

最後に、第4項の削除として、これまで営業用乗用ガソリン軽自動車に対して3,900円を3,000円、6,900円を5,200円としていた特例規定を今回廃止いたします。

附則第16条の2です。軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例になりますが、国の法改正によりまして、環境性能割が廃止されたことに伴い、区分していた種別割を、軽自動車税と改める文言の修正です。

附則第16条の3です。上場株式等に係る配当所得に係る町民税の特例です。

18ページになりますが、国の地方税附則の改正によりまして、上場株式に係る配当所得等の申告特例に関する条文整理が行われましたため、本町においても引用している附則条文の範囲を併せて整理する必要が生じました。

主な改正点は、引用条文の範囲の見直しとして、第3項第2号記載の附則第7条第1項、第7条の3第1項、第7条の3の2第1項のうち、今回第7条の3の2第1項が削除されたため、引用対象から除外し、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項とするものです。

附則第16条の4になります。土地の譲渡等に係る事業所得に係る町民税の課税の特例です。国の地方税法の附則の改正によりまして、附則条文の一部が削除されたことに伴い、本町条例においても引用している附則条文の範囲を改正内容に合わせて整理を行っております。

改正点は、引用条文の範囲の見直しとして、第3項第2号に記載の附則第7条第1項、第7条の3第1項、第7条の3の2第1項のうち、今回第7条の3の2第1項が削除されたため、引用対象から除外し、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項とするものです。

附則第17条です。18ページから19ページになります。

長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についてです。ここでは、長期譲渡に係る個人の町民税の課税特例、附則第17条第1項を適用する場合、他の条文、第34条の6から9、附則第7条、附則第7条の3等における所得割の額の読み替え規定が適用されておりました。

今回の改正により、附則第7条の3の2第1項の部分が、附則第7条の3第1項へ条文の参照先が変更となったものに対応する改正となります。

附則第17条の2です。優良住宅の造成のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてです。

今回の改正により、適用期間が令和8年度までとされていたものが、令和11年度まで延長されたことによる改正です。

20ページです。

附則第18条です。短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についてです。今回の改正は、附則第18条に基づく町民税所得割、短期譲渡所得に係る特例課税分を他の減額控除規定の適用対象に明確に位置づけるため、改正前の附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項を整理し、附則第7条の3第1項に改めるものとなります。

附則第19条です。一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてです。

なお、これ以降の23ページまでにあります附則第20条の3までにつきましては、所得割の額に関する規定を読み替える際の引用条文の表記が改正されておりまして、いずれも同一箇所の改正となります。具体的には、改正前の「第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を、「及び附則第7条の3第1項」と改めております。

恐れ入りますが、条例本文の6ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行日。第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置。第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の苓北町税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中、固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方

税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置。第3条、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

第2項、この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第3項、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

苓北町税条例の一部を改正する条例の一部改正。第4条、苓北町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第4号 専決処分の承認について

専決第3号 令和7年度苓北町一般会計補正予算（第10号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、承認第4号、専決処分の承認について。

専決第3号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第4号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度苓北町一般会計補正予算を令和8年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは令和8年3月31日までに確定いたしました交付金、地方交付税、国庫支出金、町債等の歳入項目で、最終調整の必要があったもの及び歳出項目における事業費確定により補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 専決第3号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第10号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,822万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,267万7,000円とするものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

1、廃止は、熊本県において実施予定であった地域衛星通信第3世代システム整備事業が、通信機器の入手が困難となり事業を先送りしたことに伴い、緊急防災・減災事業債の借入れを行わないこととして廃止するものです。

2、変更は、庁舎LED化事業から公共土木施設災害復旧事業まで6事業について、事業費の確定により、合計で920万円を減額変更するものです。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

款7 地方消費税交付金、項1、目1 地方消費税交付金は、確定による通常分と社会保障施策経費充当分を合わせて2,687万6,000円の増額です。

8ページをお願いします。

款10 地方交付税、項1、目1 地方交付税は、確定による特別交付税2,951万6,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款14 国庫支出金、項1、目3 災害復旧費国庫負担金、節1 公共土木施設災害復旧費

国庫負担金は、確定による災害復旧費国庫負担金（現年災）１３３万４，０００円の減額です。

１０ページをお願いします。

款２０諸収入、項５雑入、目２過年度収入は、令和６年度学校給食費の徴収誤りに伴う学校給食費負担金過年度収入６万４，０００円の増額です。

１１ページをお願いします。

款２１町債、項１町債は、４ページの地方債補正で説明したとおりで、目１総務債から目７災害復旧事業債まで合わせて１，６９０万円の減額です。

続けて歳出です。

１２ページをお願いします。

款２総務費、項１、目１一般管理費、節２４積立金は、減債基金積立金、学校校舎改築基金積立、苓北町町営住宅等基金積立を合わせて９，０１８万５，０００円の増額です。目２文書広報費は、企業版ふるさと納税の充当に伴う財源内訳の変更です。目６企画費は、国庫補助金確定による苓北町離島航路運営費補助金８７７万８，０００円の減額です。目１２庁舎管理費は、庁舎照明ＬＥＤ化事業の実績による、節１２委託料の監理業務委託料と、節１４工事請負費の工事請負費（単独）を合わせて２７０万円の減額です。目１３電算システム管理費、節１３使用料及び賃借料は、基幹電算システムの標準化・共通化の移行延期に伴う複合機リース料１６４万３，０００円の減額。節１７備品購入費は、オンライン申請用端末及びプリンターの入札実績による備品購入費３０万５，０００円の減額です。

１３ページをお願いします。

項４選挙費、目２選挙啓発費及び目３参議院議員選挙費は、参議院議員選挙事務委託金の充当先変更に伴う財源内訳の変更です。

１４ページをお願いします。

款３民生費、項１、目６障害福祉費は、地方消費税交付金（社会保障施策経費充当分）の充当に伴う財源内訳の変更です。

１５ページをお願いします。

款４衛生費、項１、目２予防費、節２２償還金利子及び割引料は、実績による新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金１万円の増額です。目３環境衛生費、節２７繰出金は、志岐川下水道管路移設工事詳細設計業務委託料の減額に伴う下水道事業会計繰出金（建設費分）１，１５６万円の減額です。

１６ページをお願いします。

項２清掃費、目２塵芥処理費、節１８負担金補助及び交付金は、本渡地区清掃センター及び最終処分場に係る天草広域連合負担金（清掃費）５７９万円の減額です。

１７ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１、目３農業振興費、節１８負担金補助及び交付金は、実績による農産物輸送費補助金１４１万５,０００円の減額です。目４畜産業費、節１８負担金補助及び交付金は、実績による家畜輸送費補助金１７万１,０００円の減額です。

１８ページをお願いします。

款６商工費、項１、目２商工業振興費、節１８負担金補助及び交付金は、実績による運送事業者原油価格高騰対策事業支援金１３万５,０００円の減額です。目３観光費、節１４工事請負費は、白岩崎キャンプ場法面对策事業費の確定に伴う工事請負費（単独）４００万円の減額です。

１９ページをお願いします。

款７土木費、項２、目４道路舗装費、節１４工事請負費は、町道舗装事業の実績による工事請負費（補助）３０万円の減額です。

２０ページをお願いします。

項３河川費、目１河川総務費、節１８負担金補助及び交付金は、県営事業の事業費精算に伴う町負担金の減額による、急傾斜地崩壊対策事業負担金４００万円の減額です。

２１ページをお願いします。

項４港湾費、目１港湾管理費、節１４工事請負費は、海岸メンテナンス事業の実績による工事請負費（補助）５０万円の減額です。

２２ページをお願いします。

款８消防費、項１、目３消防施設費は、熊本県における事業の先送りに伴う地域衛星通信ネットワーク第３世代システム整備事業負担金７７４万円の減額です。

２３ページをお願いします。

款９教育費、項５、目２学校給食費、節１０需用費は、実績による賄材料費３００万円の減額。節２２償還金利子及び割引料は、令和６年度学校給食費の徴収誤りに伴う学校給食費の返還のための過年度分返還金６万４,０００円の増額です。

２４ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項２、目１河川等災害復旧費は、９ページの国庫負担金と１１ページの災害復旧事業債の減額に伴う財源内訳の変更です。

以上で、令和７年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

マイクを上げて話してください。

○2番（山口利生君） すみません、12ページなんですが、苓北町離島航路運営費補助金877万8,000円の減になっています。先程、国庫補助金の変更と額の確定ということで一般財源が減額されてますけれども、これ国庫補助金が増えたんでしょうか。なんかあの、3月補正のときに一般財源が来るまで持ち出さにかいかんということで、差し当たって一般財源で措置をしてるというふうな話があったものかと思いますが、その辺りの国庫補助金、ここにある国庫補助金が増にもなっていないし、その辺りが見込みどおりで、予算は来たものの、ということなのか、特別交付税の措置があって一般財源がもう不要になったということなのかがよく分かりませんでしたので、再度お尋ねいたしたいと思います。

それと20ページの中で、急傾斜地崩壊対策事業の県負担金が400万円減になってますけれども、これは工事費の確定に基づいて負担金が減になったのか、その辺りがよく分かりませんでしたので、場所と、実際の工事がどのようなになったのかをお尋ねいたします。

それと、24ページの河川等災害復旧費で、国庫支出金と地方債が減額なってその分一般財源で賄ってますけれども、これは不採択に、災害箇所が不採択になったために、復旧のために一般財源で対応をやらざるを得なくなったということなのかどうかを教えてください。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 12ページの離島航路の分の補助金の減額についてですけれども、こちらはですね、3月補正のときの時点で1,168万2,000円の増額をいたしておりました。このときはですね、航路の欠損金が確定いたしまして、本来であれば国も増やして町も増やすというふうな状況だったんですけれども、国の内示がまだその時点では増やされてない状態でありましたので、とりあえず町で立て替えるような形で増額をさせていただいております。ところがその後ですね、国の方からちゃんと欠損に合わせた額に増額の内示といいますか、決定が来ましたので、町から立て替える必要がなくなって今回減額ということでさせていただいたものであります。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 20ページの急傾斜地崩壊対策事業負担金ですけれども、これは県の方で今、今というか7年度に都呂々の浜地区と、それから富岡の汐入地区について事業を行っていただきました。で、浜地区の分は7年度のみで完了、汐入は継続してるんですけれども、この7年度の汐入の分の工事費が確定して、確定によって落ちたんですけれども、これは県にお伺いをしましたところ、用地交渉がですね、ちょっと難航した部分があったということで、その分工事の進捗が予定より下がって、工事費、事業費が確定したときに当初の予定よりも減となったための負担金の400万円の

減となったものでございます。

それから24ページの災害復旧事業ですけども、これ令和7年度は4本災害がありましたが、最初、当初予算を組むときにですね、まだ査定に向けての前段階でございまして、少し金額的に余裕を見た中で予算を組んでたんですけども、金額を精査して固めていって、査定を受けたときに全体的に下がったということで、ただ、4本のうち3本は繰り越しになっておりますので、増が出てくる可能性もあるし、補助対象外ですね、部分も可能性がありますので、国庫支出金、地方債が減となった分を一般財源に財源の変更を行ったものでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） はい、分かりました。再度質問をいたしますが、20ページの富岡の汐入地区の急傾斜地、用地難航して令和7年度の事業が減少なったと。その分令和8年度に繰り越しした上で、新たに当初の計画どおり実施をする予定なのかどうかをもう1回教えてください。

それと災害復旧費の方、何かよく意味が分からなかったんですが、結局査定後、4本中3本は令和8年度に繰り越してるということで、その分もしかしたら変更が生じるかもしれないので、一般財源で一応予算措置をした上で繰り越したいということで、最終的に増額になった場合は再度国の方に申請して、国庫補助金も事業費が増額になったら、その分国に申請すれば補助金のほうは増になるのか。もう一旦査定された金額で打ち切りだから、災害復旧費の増額はなしなので、その分は一般財源で見なければならないというふうなことになるのか、この2点、再度教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 急傾斜の汐入地区につきましては、用地交渉はお1人の方がですね、どうしても自分のその土地が寄附扱いになるものですから、ちょっと面積が多過ぎるということで、それでその後県のほうでですね、計画を若干、急傾斜地の工事として効果が落ちない範囲の中で少し修正を、工事の内容の修正をされまして、その方の面積が少し減るような形で再度示されて了承が得られておりますので、その形の中で8年度以降も、5、6年かかるて聞いておりますけれども、計画、修正後の計画の中どおりで進めていかれるということでございます。

で、災害復旧ですけども、一応3本繰り越した分もう大分進んできておりまして、予算措置はそういうことで、一般財源を増やしてたんですけども、そこまで使わなくてもですね、収まる、査定どおりの工事内容で収まる予定でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 24ページの災害復旧事業費で、一般財源でやられたというこ

とで、今山口議員が質問されましたけれども、これ納得が、どうもよう分からんとですね。普通は災害復旧工事ちゅうのは査定ば通らんばですね、工事はされんとですよ。

○議長（野崎幸洋君） マイクを上げてください。

○4番（松本良人君） 査定ば通らなければ、災害復旧工事として工事はできない。私はそう思います。それが何で、その云々のであって、しかも査定の通らんうちに仕事ばしとっとですかねここは。要するに一般財源が193万4,000円出ておりますけれども。こん場所とですね、どういった事情か再度お尋ねをいたします。

それから赤本というのはまだ存在しますかね。赤本。災害復旧費の、災害復旧工事の根本的な色々な決まり、復旧工事、やり方、法令、それから工法、その他書かれてあるこのくらいの薄い赤い本ですけど、それを我々は熟読した上で仕事に携わったと記憶をしています。

そういった中で、査定を通らんことには仕事はされないのが一般的ですよ。今それがさるっとですかね。要するに、立替施行の工事のルールはありますよ。しかしこれは立て替えとって、そしてそれは戻ってきますと、例えば早めに、いやいやいやいや7年度に立て替え、どうしても急ぐので、査定が通ってからですよ、通ってから。そして仕事をさせてください、そして仕事をして、補助金は後でもらうとようなやり方が昔はあった。しかし現在はどのようにになっているのか、そこら辺お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 災害復旧工事につきましては、先程言われましたような、査定の前に工事を着工しているということはございませんで、まず災害が起こって、速報といいますか、それを県のほうに上げる中で、工事費の。

○4番（松本良人君） 分からん。

○土木管理課長（松井徹也君） 工事費をですね、査定の前につけていただいていると。それは概算の金額ですので、少し余裕を持った金額であると。その後に査定を受けていく中では、だんだん金額、事業費が固まってまいりまして、少しく金額が絞られた形になっているものであります。具体的な工事の、7年災のですね、場所ですけども、1つが富岡の。

○4番（松本良人君） は？

○土木管理課長（松井徹也君） 富岡の水尻川、それから都呂々の都呂々川、それから坂瀬川の坂瀬川大久保線、そして富岡の上町城内尾越線の4か所、4本でございます。

赤本ということですけども、赤本という名称かは分かりませんが、今現在も災害復旧事業の手引きということでありまして、それを毎年ですね、変わる可能性もあるので、毎年災害復旧の手引きを購入して、それを熟読しながら事業に当たっております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） そうした場合は、一般財源が190万組んでありますね。そして地方債とか国庫支出金が減額なつとりますね。おかしゅうはなかですかね。普通は、災害復旧工事の場合は国庫補助金、そして地方債、それからいくらかの一般財源があれば全体的に同じ割合で下がったですよ。それが補助金の、通常の補助金は全てそうだと思いますよ。今のお答えは本当なんですか。私は違うと思いますよ。仮に工事が100万あったと、それに基づいて起債とか国庫補助金はつけてある。そしてその工事がですよ、200万の工事としますね、仮に。200万の工事とします。半分を国庫補助で国が賄うと100万ですよ。そしてそれを起債で50万、一般財源を50万ということになした場合は。工事費が200万のときはそういうことでしょう。しかし工事費が0、んね、100万になったのなら当然一般会計の一般単独費も財源も、起債も国庫支出金も全体的に下がったじゃなかですかね。私は、通常はそう思います。どうなつとつとですかね、今の、今の答えは本当にそういうことですか。説明は。

そしてもう1点、今の3河川は河川台帳に載つとつとですか。この前のあのあれで、河川台帳に載つとらんば河川の仕事はできんということで、明確な回答がありました。そして、そんなら河川台帳を提示させてくださいということで提示をお願いをしました。そうしたところ、あまりぴしゃつとした台帳ではございませんでしたけれども、一応台帳と思えば台帳と思われるようなこと、ようなものがありました。普通は台帳といえば起点・終点とかしっかり書かれておって、そして認定されるのが台帳ですが、そういうことはしてありませんでした。そこら辺ですね、お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 繰り返しになりますが、財源内訳の関係につきましては最初、査定の前にですね、概算の金額で、概算の工事費で予算をとらせていただいております、その後、査定に向けて準備を進めていく中では、はっきりした金額が出てきた。それは実際の、当初の予算よりも下がってきたわけですが、4本工事があるうちの3本が繰り越しになった関係で、あえてその総額を落とさずに、その分一般財源になって繰り越したわけですが、実際今、工期の終わりが近づいてくる中では、特段この一般財源はですね、使わなくても済むような状況であるということでございます。で、この昨年の災害4本のうちの河川、水尻川それから都呂々川については、河川台帳に登載をされております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、私が言うとはですね、工事全体、査定とかどうのこうの、分かりますよ。立て替えて工事の件もありますので分かります。工事の全体的なことですよ。一般財源が増えて地方債とか、国庫支出金だけが一般財、下がって、おまけに

ちょうど一般会計の分だけ補助金がいただけていない。そこら辺でおかしいんじゃないかなろうかなと。そうした場合は、当初の予算の組み方自体に誤りがあるか、極端に言えば、嘘があつとじゃなからうかなと。そういうことなかですよ普通は。私はそう思います。

そして、予算の組み方としてもそういったことはないと思いますが、これも併せて企画政策課長あたりお尋ねをしたいと思いますが、工事費がですね、査定で云々の分かりますよ。しかし、なんで一般会計が、だけが増えてですたい、国庫支出金とか地方債が減つとですか。普通は、私はそこら辺を・・・。

それから、今先程申しましたけども、河川台帳には2本はあると。たしか3本か4本ですけど、これ富岡とか何かはなかですか。半分。半分、2本はありますと。そして私は、河川台帳に載つとらんばできませんということで、前回質問にしたときに、明確に書かれました。そして、そのときおっしゃったのが、河川台帳とか字図に載つとかんばできませんとような回答を受けましたけれども、そこら辺の兼ね合いはどのようになつとつとか、これもう最後ですのでね、明確に言うてください。私はご承知のとおり一般質問の中で虚偽の申請、あの、言葉で強く申し上げられ発言権を失いました。法的に。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、質問だけに絞ってください。

○4番（松本良人君） それで、そこら辺は。

○議長（野崎幸洋君） 質問。

○4番（松本良人君） 私もその件をはっきり言うてくださいて言う・・・。

○議長（野崎幸洋君） だからその質問だけにしてください。

○4番（松本良人君） そがん我が、あの、何ですか、そんなあれするようなことは言わんでください。はっきり言うてください。今私は議長おごられたつですよ、おたくは質問、質問が、私の質問に明確に答えていただけん、いただいておらんでも議長は注意も何もなさらんとですよ。私があえて3回目の質問でしっこく、本当かと、そういったことが実際あり得るのかと、当初の、もしあの、あれ、あの駄目なれば当初の組み方が誤つとつたんじゃないかなろうかと。それ今企画政策課長にお尋ねしましたので、企画政策課長が明確に答えるかもしれませんが、ただそこをですね、あえて聞きよつとですよ。おたくには全然、私には色々指摘がありますけれども、執行部の方には1つもないんですよ。それで私は、一昨日は相当な侮辱を受けたつですよ。明確な回答、もうできませんので、3回目ですので、全ての方が分かるような回答をしてください。

○議長（野崎幸洋君） じゃあ土木管理課長、答弁を。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 去年のですね、起きた災害、災害復旧事業を工事いたしましたのは。

○4番（松本良人君） まちつと分かるごて言うてくれ。

○土木管理課長（松井徹也君） 先程も申し上げましたように4本、4本ございまして、そのうち2本が河川で、2本は道路なんですよ、道路の災害。だから、河川の2本については2本とも河川台帳に登載されているし、道路の2本は道路台帳に登載されているということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 財政上問題ないかというご質問ですけれども、問題はございません。

今回の補正予算に係る部分につきましては次の報告事項にもありますけれども、次の繰り越しの費用の中に上がってるものでして、通常繰り越す場合は一般財源も少し余裕を持たせて上乗せをして繰り越すものですので、今回のように補正予算の中で一般財源が増やすということは十分ありうることでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 1点、15ページ、お尋ねいたします。下水道事業会計の繰出金、これ1,156万ですか。繰り出してありますが、これ志岐川の高戸さんのところの橋なんですかね。

ご承知のとおり、これは先の大雨でいわゆる河川の改修、いわゆる橋の架け替えが必要になったということで計上されて、事業が進められておると思いますが、このまた梅雨時期を迎えておりますが、こういったこのずれっていうのは今後の下水道事業に支障はないのか、そして今の現状をちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

松本議員、着席してください。議会中ですから。はいどうぞ。

○水道環境課長（時田健一君） はい、お答えします。志岐川ですね、単県自然債、河川改良事業、県の工事で今進めております。で、その工事に伴って下水道ですね、管路が移設する必要がございまして、その詳細設計を発注しておりました。県の方からですね、ちょっと地権者の交渉に不測の事態が発生したということで、そのままいくと事業工程の遅延、それから事業計画の見直しがちょっと必要となったということで伺っておりまして、これによりまして詳細設計の、私たちが発注しております詳細設計の作成にちょっと不確定な要素がありますので、適正な設計業務が行えないという判断をいたしまして、一時、今のところ中断をしたためでございます。で、ここに委託料がですね、繰出金が1,156万減額となった理由でございます。

それから、下水道事業に関しましては、このことは特に支障はございません。

○議長（野崎幸洋君） まだありますか。

○水道環境課長（時田健一君） 現状なんですけれども。

○7番（倉田 明君） よかよか。

○水道環境課長（時田健一君） よかですか。以上です。

○議長（野崎幸洋君） いいですか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 一応状況は分かりました。非常にですね、やはりこういった所有者といいましょうか、関係者がかかる部分はなかなかですね、骨が、交渉、折れると思います。今後の事業に支障がないということで若干安心いたしました。いずれにいたしましてもですね、やはり早期の着工ができればということで、今後ご苦労かけます。よろしくお願いします。

そこで1点だけもう1つ、これはやっぱ全部一般財源でその設計委託料はもうしなければならぬという、やはりこの規則があるのか、その辺をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） この設計費につきましては、一般財源で繰り入れをしていただいているんですが、県の工事でございます、県の公共補償基準によりまして、後ほど県のほうから補填されるということで計画をしております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

松本良人君がありますので、討論に当たっては必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。まず。

まず座ってください。まだ。まだ座って。

まず、本案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は、24ページですね、この予算の組み方、企画政策課長も申し上げましたけれども、この組み方に相当疑義がございます。

というのが、普通は多めに組むということは、一般会計を多めに組んどって、そして採択されなれなれば、なからなれば、いくらか一般、補助金が減額なるから、補助金を下げてということの組み方はあると思いますけれども、今回はなんでかその精算の段階でですね、一般財源が増えてですよ、国費それから起債が下がっておる。そこに相当な違和感があります。これは我々の時代ではそういったことはありませんでした。通常は、できない分は一般会計で補おうということで一般会計を多くとって、補助金はそ

のまま8割なら8割、6割6割の補助金で上げておりました。

そして、この債務負担行為ですのでね、精算で補助金が上がった場合は一般会計を少なくするという手法が通常だと思います。ところがこの場合は違う。補助金をいっぱい書い、取っとして、そして一般会計を少のうしとってからこういう査定に・・・あれに減額なされましたよということで、補助金が少のうなった。少のうなれば当然補助金もあの、こっちが、こっちが逆に要りますけれども、要りますけれどもそういった比率がですね、ちょうど同じにはならんですよ。これちょうど同じですよ。国庫補助金と地方債を足した額が一般財源ということで今度組まれております。おかしい。私はそこに、そういったことを感じましたので、この件については反対をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに討論ありませんので、これで討論を終わります。

承認第4号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますか。異議がありますので起立によって採決をいたします。

本案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 承認第5号 専決処分の承認について

専決第4号 令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、承認第5号、専決処分の承認について。

専決第4号、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 承認第5号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年6月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

専決理由について、内容についてご説明を申し上げますので、次の次のページの、1ページをお開きを願います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,092万1,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款9諸収入、項2雑入、目1第三者納付金、節1現年度分277万8,000円の増額は、熊本県国民健康保険団体連合会からの通知による、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業における、損害賠償金の決定に伴うものでございます。

次に歳出でございます。

7ページをお開き願います。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費は、歳入の第三者納付金277万8,000円の増額に伴う財源区分の変更です。

次に8ページをお開きください。

項3その他諸費、目1審査支払手数料、節11役務費3万円の増額は、第三者納付金277万8,000円のうち、5.1%を熊本県国民健康保険団体連合会へ、審査支払手数料として支払う必要が生じたことに伴い予算が不足するため、増額をするものでございます。

次に9ページをお開きください。

款7予備費、項1、目1予備費274万8,000円の増額は、第三者納付金の増額に伴い、予備費を増額するものでございます。

以上が、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

○2番（山口利生君） すいません。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 6ページですね。熊本県国保連合会からの損害賠償額の決定によるものということで、苓北町の介護保険の方に諸収入が入ってきてるて、これはどういうものなののでしょうか。内容は。損害賠償が発生したっていうのが、教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 1件の交通事故の部分で、これを介護保険料のほうで支払ってございましたので、過失割合に応じてですね、こちらのほうに歳入があつてお

ります。その分でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 交通事故に遭われた方がこの介護保険を使って医療機関に払っているということで、今度それが国保連合会の方が払うと。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 保険屋さんが。

○議長（野崎幸洋君） 質問が終わってから答弁してください。

○2番（山口利生君） その後、交通事故ですからその賠償金が、保険屋さんから町じゃなくて国保連合会のほうにその分が、保険金が入って、その分が介護保険の方に返ってくるという仕組みになるわけですか。国の方の介護保険の連合会。国の方の。国民健康保険じゃなくて。

○議長（野崎幸洋君） 質問まとめてください。

○2番（山口利生君） 介護保険だから。国民健康保険の方のやつであれば今の意味が分かったんですが、その介護保険という形に国保連合がどう関わるのかが。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 介護保険料の支払い関係につきましても、共同事務処理という、共同処理者事業ということで国保連を通してですね、保険料等の支払いのですね、確認をしておりますので、その部分で今回交通事故に遭われた方が損害保険会社からお金もらった分を当然ですね、払う必要がございませんでしたので、既に支払った分のうちの過失割合を国保連合会の方に1回歳入という形で入れられまして、その部分は町の方、苓北町の方でしたので、苓北町分として、こちらのほうに歳入がっております。事務処理はですね、国保連合会のほうに委託をして実施している関係で、国民健康保険団体連合会のほうから入ってきております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

-----○-----

日程第 4 報告第 1 号 令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）
の報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第 4、報告第 1 号、令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 報告第 1 号、令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

令和 8 年 6 月 3 日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由ですが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためです。

次のページをお開きください。

令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）です。

これは、3 月議会定例会で議決をいただいた繰越明許費について、額の確定により翌年度繰越額として報告するものです。

款 2 総務費から款 10 災害復旧費まで 9 件の事業で繰り越しを行っており、金額合計 8 億 6,576 万 1,000 円のうち、令和 8 年度に繰り越した額は 6 億 7,375 万 9,000 円です。

財源内訳は、国庫支出金が 8,531 万 1,000 円、地方債が 5 億 7,710 万円、一般財源が 1,134 万 8,000 円です。

以上で、令和 7 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についての説明を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 2、3質問いたします。れいほくプロモーション事業っていうのが2段目にありますけれども、これの繰り越した理由と、これ多分交付金か何か使って、最初から583万は一般財源だけだったのかどうかですけれども、その辺りのこの金額っていうのは多分予算額なんですよ。全体の。明許繰越の承認額じゃなくて、全体の予算額がこの金額っていう欄に書いてあるのかなあと思います。それでいいですね。

ということで、それは了解しましたので。それで、財源内訳がもともと全て一般財源だったのか、それとプロモーションだから、もう既に令和7年度の事業として終わるべきもので、何か終われなかった理由っていうのがあるのかどうか。

それとあと町道舗装事業、これは3月補正で町道舗装は上げたのかどうか。全額繰り越してますけれども、通常であれば前払金3割を年度、7年度に払ってその残りが、竣工が遅れるということで繰り越すというのがありますけれども、これ全額未契約繰り越しで行ったのかどうか。防災行政無線は多分契約して1億円ぐらい違ってますので、これは前払いを払って、工期が年度内に終わらなかったというものかなとは思いますが、その辺りの状況を教えていただきたい。

今のれいほくプロモーション事業と町道舗装事業ですね、この2点について教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） れいほくプロモーション事業の繰り越しに関しましてお答えいたします。当初ですね、れいほくプロモーション事業につきましては様々な画像等を活用して、苓北町内のPR活動に用いるためにプロモーション活動を行うということで、いろんな映像なり画像なりを収集して、それを取りまとめて公表するというものでございますが、当初予定しておりました際に、四季折々の画像というものを取り入れて制作を予定しておりましたが、年度のですね、途中、秋・冬につきましてはその画像辺りを収めることができたんですけれども、それ以降の春・夏の部分の画像というか、情報の方がですね、まだ撮れなかったということで、次年度へ繰り越しをして、全てを取りまとめた上でのPR活動を行っていくというもので繰り越しをさせていただくことになりました。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町道舗装事業の2,540万ですけれども、これは3月議会の方ですね、補正で予算をつけていただいた分の舗装6本分でありまして、時間的猶予がちょっとありませんで、未契約繰り越しで繰り越しをしております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 当初れいほくプロモーション事業、春夏秋冬四季折々のやつを

散りばめて撮影すると。そういったものは、もともと発注する段階で分かったことじゃないかと思いますが、その辺りの最初の設計とかいうふうな面ですね、松本さんもおっしゃいましたけど、やっぱり当初の考え方がいかなものかというのがちょっとありますですね。だから年度明けて作ったほうがいいんじゃないかと。やっぱり基本的には単年度で収めてしまうのが基本でございますので、それを2か年、もともとから2か年に分けるていうのはちょっといかなものかと思いますが、十分注意をしていただきたいと思います。

ただ、私1点ですね、せっかくこのPR用のプロモーションビデオを作ってますね、福岡の方で苓北をPRしようという考えのもとでこのプロモーション事業されてるかと思うんですが、せっかくですので今、旧歴史資料館ですかね、白木尾で、ここに事務所構えていらっしゃるんですね、この方が。私まだ話だけ行って1回も入ったことないんですけども、そこにもういろんな機械がもう置いてあるというふうな、新聞に載ってましたけれども、何かそういうふうなものをですね、町民にも見せてもらおうと。こういうふうな、やっぱり地元自体がこんなにきれいなんだというような再発見ですね。そういうのができるようなことも大仁田さんのほうからしていただければ、みんなわーっと、また苓北の良さが分かるのかなって思いますので、何かこれはもう予算とは関係ないんですが、ぜひそのような方向性を1回示唆いただいて、できれば私たちも見に行きたいなと思いますので、よろしく願いいたします。分かりました。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

—————○—————

日程第5 報告第2号 令和7年度苓北町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、報告第2号、令和7年度苓北町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 報告第2号、令和7年度苓北町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

苓北町下水道事業管理者から、令和7年度苓北町下水道事業会計予算繰越の仕様に関する計画について次のように報告があったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、これを議会に報告する。

令和8年6月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由ですが、地方公営企業法第26条第3項の規定により、地方公営企業の建設又は改良に要する経費を翌年度に繰り越したときは、管理者は翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、町長に報告するものとし、報告を受けた町長は、これを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。

令和7年度苓北町下水道事業会計予算繰越計算書です。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、款1資本的支出、項1施設整備費、社会資本整備総合交付金事業の2件で繰り越しを行っておりまして、令和8年度に繰り越した額は3,600万円です。

財源内訳は、国県補助金が1,600万円、企業債が1,390万円、その他一般財源が610万円です。

主な繰り越しの理由は、国の令和7年度補正予算を活用し、令和8年度に予定していた事業を前倒しして実施するに当たり、工期が不足したためでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） すみません、ちょっと1点だけ教えていただきたい。

このように地方公営企業法で書いてあるから繰越計算書を議会の承認必要と。ただ、公営企業会計に移行したときにですね、基本的には3月31日で切って、その状況を損益計算とか貸借対照表で報告するというのが、今公営企業会計に移行したときになってるかと思うんですが、公営企業法はやっぱりこの一般会計と同じように、こういう繰り越した場合は議会の承認を求めなければならないというふうに、法上まだなってるわけですか。何かその会計処理の、せっかく公営企業会計に移行したのにですね、こんな無駄な事務をさせるというのにちょっと違和感を感じるんですけども、その点については国の方でももう公営企業会計に移行した段階でこのような手続きを外すというような動きはないんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 先程提案理由の中にもありますとおりですね、地方公営企業会計も水道事業の管理者から報告を計画のその繰越計算書のですね、計画書が報告があった場合はですね、こうやって議会に報告する必要が、公営企業法で決まっております。で、こういう報告をしなければならないということで報告をさせていただいたところです。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 公営企業管理者が町長にこういうふうなものを報告しなければならない、当然町長は公営企業管理者から報告があれば議会に求めなければならないというのは分かるんですが、公営企業管理者が、わざわざ町長にこんな文書をまだまだ出させるのかっていうことなんですよ。だから、町長が出てきたら議会に諮らにやいかん。・・・諮らにやいかんとだけど、本当にそういう面では、せっかく公営企業会計をやっぱり移行して、民間に近い形でやろうと。民間は多分そういう、こういう事務はないと思います。ですよ。だから何らかの関係でそのような事務をぜひやめようというような提案ばですね、1回してみればと思いますけど、これはできるかどうかはまた国県とも相談せにやいかんと思いますけれども、そういう話があったたというところで、ぜひ事務の簡素化をされてはと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

—————○—————

日程第6 議案第32号 苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、議案第32号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（松村保則君） 議案第32号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和8年6月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例本文をお開きください。

令和8年苓北町条例第、号。苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年苓北町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

第10条です。国の法改正によりまして、令和8年6月14日から現行のマイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書が一体化された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が始まります。このため、本町が定める印鑑登録及び証明に2種類の在留証明書を追加することが必要となりました。条文中では、改正前の個人番号カードの後に、特定在留カード、特定特別永住者証明書を追加します。これによりまして、対象となる外国人住民が印鑑登録証を持参しない場合でも印鑑証明書の交付が行えるようにし、行政手続きの適正性と利用者の利便性を高めるものです。

恐れ入りますが条例本文にお戻りください。

附則としまして、施行日、施行期日、第1条、この条例は、令和8年6月14日から施行する。

以上が、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第33号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第7、議案第33号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（松村保則君） 議案第33号、苓北町税条例の一部を改正する条例に

ついて。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例本文をお開きください。

令和 8 年苓北町条例第、号。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和 4 0 年苓北町条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

1 ページです。

第 3 4 条の 7 では寄附金税額控除を定めていますが、今回の改正により、読み替え規定が改正されたものとなります。

第 3 6 条の 2 です。町民税の申告についての条文ですが、改正に合わせて引用している条文の整理を行うものです。

2 ページをお願いいたします。

第 3 6 条の 3 の 2 では給与所得者の扶養親族等申告書について規定していますが、適用範囲を示している引用条文を現行法に合わせて改めるものです。

第 3 6 条の 3 の 3 ですが、2 ページから 4 ページまでとなります。

公的年金等の扶養親族等申告書について規定していますが、今回の改正で、対象者の定義を冒頭で明確化し、申告書の記載事項を独立した項に整理、手続きや規定を順序立てて配置、引用条文を現行制度に修正しております。

第 6 3 条です。固定資産税の免税点について規定しています。国の制度改正に合わせて町条例の規定を改めますが、家屋については現行の 2 0 万円が 3 0 万円に、償却資産については現行の 1 5 0 万円が 1 8 0 万円に改正となります。なお土地については、従来どおりの 3 0 万円が維持されることとなります。

5 ページになります。

これより附則です。第 6 条では特定一般用医薬品等購入に係る医療費控除の特例を定めておりますが、適用年度を平成 3 0 年度以後と改めるものです。

第 7 条の 3 は住宅借入金等特別控除で、こちらも適用年を令和 2 5 年まで延長、居住年の範囲を令和 1 2 年までと改めるものとなります。

第7条の4では寄附金税額控除における控除額の特例を規定しております。改正前の「法附則第5条の6第2項」を、改正後に「法附則第5条の6第3項又は第4項」と改めるものです。

第9条の2です。5ページから6ページになります。

ふるさと納税のワンストップ特例制度に係る控除額の規定を定めております。今回の改正により、国が新たに読み替え規定を追加したことにより、従来条文の後に改正文言を追加するものです。

6ページをお願いいたします。

第17条の2では優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定しておりますが、今回の改正に伴い、引用している条文番号を最新のものに合わせる改正となっております。

第17条の2第4項です。優良住宅等の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関して新たに追加されたものです。危険区域内の土地についてはこの制度の特例を適用しないということが明確化されたため、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域が規定の特例には該当しないということになる改正となります。

恐れ入りますが、条例本文3ページにお戻りください。

附則としまして、施行期日。第1条、この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に挙げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1項、第63条の改正規定については、令和9年4月1日。

第2項、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定については、令和10年1月1日。

町民税に関する経過措置。第2条第1項、この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の町税条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

第2項、新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に

規定する特例居住家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第3項、新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

固定資産税に関する経過措置。第3条、新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野崎幸洋君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野崎幸洋君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野崎幸洋君) 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第34号 苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第8、議案第34号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 議案第34号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町火入れに関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和8年6月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、天草広域連合火災予防条例（平成13年天草広域連合条例第26号）の一部改正を踏まえ、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町火入れに関する条例（昭和59年苓北町条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開きください。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前、下線の部分が改正部分となっております。

新旧対照表にあります今回の改正は、条例第14条、火入れの中止の1項に規定されています「異常乾燥注意報又は火災警報」を、「乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改めます。

次に、同条第2項中、「とき」を「場合」に、「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改めるものでございます。

補足説明をいたします。次のページの概要書をお開きください。

1項目目の改正の詳細な理由でございますけれども、令和7年2月に発生しました岩手県大船渡市における林野火災を受け、各市町村の火災予防条例において林野火災注意報、警報が位置付けられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合の際の対応について明記するよう国からの

通知がありました。

本町、天草市及び上天草市における消防事務は天草広域連合で処理されており、天草広域連合火災予防条例において、林野火災に関する注意報が位置付けられたことを踏まえ、２項目目の改正の内容のとおり火入れを行ってはならない場合及び既に火入れを行っている場合には速やかに消火をしなければならない場合に、林野火災に関する注意報を追加するものでございます。

また、異常乾燥注意報については乾燥注意報に見直されているため、今回併せて改正するものでございます。

条例案本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君） 今回の火入れに関する条例の一部を改正する条例、本当に大切なことだと思います。やっぱり昨今、全国的にもものすごい林野火災が発生して、もう山に火が点いたら消し切れないという状態で、ものすごい被害が発生していると。近くの住家の人たちは自分の家も焼かれるという状態がありますので、本当にこれは重要なことだと思います。

そこでぜひお願いしたいのが、最近よく林野火災に関する注意報が頻繁に出てます。ただ、中にはですね、それが出ても畑に火を点けられる方がやっぱり見受けられますので、今回この条例が改正になった際にはですね、その辺りはもう本当に徹底していただきたいと思います。やっぱり風が強く吹いたときでも大丈夫という安易な考えで火を点けられる方が、多分山手の近くはもう十分注意されてるかと思うんですけども、平野部の中でですね、ちょっと家も離れてるからというような感じで点けられてると。これはそういう平野とか山間部とかに限らずもう全て苓北町の中で火入れをしてはならないというふうになるんだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それと、この条例改正の後の町民への周知をどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 一応この火入れっていう言葉なんですけども、これは森林法で定められています火入れというところでございます。これは土地の利用上ですね、目的を持ってその土地の上にある立竹木、雑草、堆積物を面的に焼却する行為が火入れっていう言葉になりまして、この対象関係がですね、まず４つの事項がございま

して、造林のための地ごしらえですね。2点目が開墾準備、3点目が病虫害の駆除、4点目が焼き畑、及びあと農林水産省令で定められてます牧草地の改良の場合などの届出で、面的に大きくですね、生えているものを火入れするっていう言葉が火入れっていうことになっておりますので、先程山口議員ご質問いただいておりました、農地に草を集積して燃やすとかの行為はですね、たき火行為、野焼き行為っていうことになりまして、これはこの天草広域本部の消防条例の中で、火災と紛らわしい行為っていうところですので、届出を事前にする必要がありますので、こちらは消防本部のほうの届けになってくると思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回の条例につきましては、火入れの条例について今、担当課長説明しましたけども、先程説明しましたように、火災予防につきましては構成市町で天草広域連合の火災予防条例ということで定めております。

おっしゃるとおり最近ですね、林野火災も多く発生しております。広域連合におきましても、大分の佐賀の関のほうも連合の議員とともに私ども視察をさせていただきました。大きな範囲でですね、被害が出ておりまして、やはり天草地域においてもそういった住宅密集地、特に苓北でもそうですけど、住宅密集地が多い状況でございますので、火災予防の徹底につきましては町としてもですね、今後も力を入れて、強化をしながら、予防の徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今、野焼き等については広域連合の方の条例でもって規制をしないと。で、これもやっぱり同じように、この林野火災に関する注意報が出た場合はしてはならないというような形での、広域の方で条例改正というのは進めておられるのかを町長の方、町長しか多分これは存じ上げてないんじゃないかと思いますが、その点、広域消防本部の方の、やっぱりその野焼き等に対してもやっぱりこのくらい強く、やっぱり火災に対する規制というものをかけられるような動きをされていらっしゃるのか、もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 広域連合の火災予防条例につきましても、昨今の、先程申しましたように林野火災も含めて火災が多く発生している状況の中で、条例の改正が行われております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） なかなか町条例は周知しますけれども、広域連合の方は絆ですかね、広報がありますけれども、ぜひ町としてもこの火入れ条例と併せて一緒にですね、

やっぱり一般の、やっぱりそういう、特に田んぼの畦を燃やしたり、草を刈ったのを集めて燃やしたりというふうなことをですね、されていらっしゃる。家の近くでも時々見受けられますので、そういった場合に、その延焼ということもあったりしますので、やっぱりそのところはやっぱり特に火災予防の観点からもですね、そういうふうな改正がなされてると、十分注意してくださいというような周知をぜひよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私もですね、農業者で野焼きじゃないですけど稲を刈った後ですね、藁が残っていたやつを焼却、今までは焼却してたんですけど、乾燥注意報とかそういう発令中はですね、控えようと思いますが、やっぱり農家の方ですね、結構これからのシーズン、8月ですね、稲刈りが終わった後の雨が降ったり、藁が取れなかったりとかの焼却をですね、結構する方がいられますので、やっぱそういう指導、どういうときはしたらいけないとかですね、そういうのを細部にわたってですね、農協とかですね、も通じてですね、指導していかなければいけないと思います。

農家の人は結構、こんくらいよかろうみたいな感じでもですね、やられる方もいますので、やっぱりその辺の基準がですね、分かりにくかったらなかなか統一されないと思いますので、やっぱり講習会なり何なりを農協を含めてですね、していただければいいかなと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 答弁はよろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号、苓北町火入れに関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 発委第1号 苓北町議会ハラスメント防止条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第9、発委第1号、苓北町議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会活性化等検討特別委員会委員長、高戸幸雄君。

○議会活性化等検討特別委員会委員長（高戸幸雄君） 発委第1号。令和8年5月22日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、議会活性化等検討特別委員会委員長、高戸幸雄。

苓北町議会ハラスメント防止条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますけれども、補足説明を入れながら提案理由を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、近年、全国の地方議会においても、議員間、議員と職員等との間におけるハラスメント事案が社会的課題として顕在化しており、議会の信頼性や健全な議会運営に重大な影響を及ぼすことが指摘されている状況であるため、本特別委員会において協議を行ってまいりました。

苓北町議会においても、令和7年2月に会計年度任用職員等々を含む役場全職員を対象とし、議員と職員との間におけるハラスメントの実態を把握することを目的にアンケートを調査、実施したところでございます。調査の結果、回答があった133人中36人の職員の方から、町議会議員からハラスメントを受けたことがあると回答を得たところでございます。率にして27.1%でございました。

そのような中、令和8年2月17日付で、山崎町長より野崎議長へ苓北町職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づく、パワーハラスメントの発生確認通知及び再発防止策の具体的な措置を講じていただくよう強く要請があり、早急な対策が必要な状況となったわけでございます。

そのようなことを受け、今回、苓北町議会とし、あらゆるハラスメントに対する議会としての姿勢を明確にし、全ての議員及び職員等が個人としての尊厳を尊重され、良好な議員の活動環境及び職員の勤務環境を確保することで町政の効率的運営に寄与し、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目指すために、本条例の制定について、提出させていただいたところでございます。

以上が提案理由でございます。

次のページをお開きください。

苓北町議会ハラスメント防止条例（案）でございます。

内容につきましては、議会活性化等検討特別委員会において協議を行った上での提出でございますので、読み上げは省略させていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

本件については、議長を除く全議員で構成する議会活性化等検討特別委員会において協議を行った上での提出ですので、質疑は省略したいと思います。

委員長は自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、苓北町議会ハラスメント防止条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

この条例の運用に係る条例施行規程については、先の当該特別委員会にて協議した内容となります。条例告示が町長から行われた後に、直ちに議長として告示することとします。

—————○—————

日程第10 発議第3号 苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第10、発議第3号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 発議第3号、令和8年6月1日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、廣田幸英。

苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。人口減少に伴う本町の財政状況を鑑み、早急の議員定数の削減が必要と考えます。

参考、苓北町の住民基本台帳における人口。時期、令和5年1月末、日本人人口6,479、外国人人口68。令和8年4月末、5,844、外国人人口107。

次のページをお願いします。

発議第3号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町議会議員定数条例（平成14年苓北町条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「１０人」を「９人」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

次のページをお願いします。

対照表でございます。苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表。左が改正後、右が改正前でございます。

下線が改正前１０人、改正後９人とするでございます。

それでは、提出理由詳細説明として、現在苓北町議会の議員定数は１０人です。１２人から１０人に削減した時点に近い、令和５年１月３１日現在の苓北町人口は、日本人６,４７９人、外国人６８人、合計６,５４７人。その４年前の定数１２人、結果、無投票となった時点に近い平成３１年１月３１日現在の苓北町人口は、日本人７,２１０人、外国人７１人、合計７,２８１人となっています。そして、直近となる令和８年４月３０日現在の苓北町人口は、日本人５,８４４人、外国人１０７人、合計５,９５１人です。

前々回の選挙から約７年強で１,３３０人、前回の選挙から約３年強で５９６人減少しています。以上の人口数値については、住民基本台帳における数値となり、過日請求に基づき、苓北町税務住民課から開示がなされたものです。

定住維持、移住の促進、子どもを産み育てる環境整備についての施策は町執行部から今後も引き続き展開されるものと思われませんが、このような現状を踏まえ、この施策の展開を審査する側としての議会議員定数は１０人から９人としていいのではないかと提案するものです。以上。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君） 質問させていただきます。苓北町の最近の議員定数につきましては、平成１９年に１６人から１４人へ、平成２３年に１２人となり、平成３１年１月に行われた町議会議員選挙は苓北町、新苓北町ですね、合併後の、なって初めての無投票となりました。私もそのときに立候補いたしまして、選挙の洗礼を受けることなく町会議員に当選して今現在に至ってるところでございます。

その後、３月定例会において議員定数、議員報酬などについて調査・研究を行うための議員定数等調査特別委員会が設置され、特別委員会を７回開催し、類似団体の議員数や議員報酬等を調査をするとともに、苓北町区長評議会委員会との意見交換会を実施するなど、慎重審議を重ね、令和３年３月定例会に議員定数を１０人とする条例改正案が提案され、可決されたことは廣田議員もご承知のことと存じます。

今回、私たち議員への定数条例の減についてのお話もないまま、定数を９人とする条

例改正案を提出されました。提案理由については、人口減少に伴う財政状況に鑑み、早急な議員定数の削減が必要であるとのことですが、現在の苓北町の財政状況をどのように捉えておられるのかを質問いたしたいと思います。

せんだって町長のほうから提出されました、令和8年度当初予算編成に関する説明資料では、令和6年度決算での財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.4%、将来負担比率は87.4%となっていました。令和2年度に熊本県が公表した市町村の令和元年度普通会計の決算概要では、苓北町の経常収支比率は91.5%、将来負担比率は107.6%で、財政が悪化している県内市町村の順位は熊本市に次ぐ2位の状況にありましたけれども、今般の苓北町の財政状況は大きく改善されているところと認識しております。また、財源不足に対応するための財政調整基金については、令和3年5月末現在8億6,900万円だったのが、令和7年5月末現在では17億2,800万円と、約9億円余増加しております。また、今回の補正予算にさらに上積みがなされておりますので、令和7年度の決算がさらにこれに億円、1億円以上の積み増しがなされるものではないかというふうに考えているところです。

確かに今後も高齢化社会にあってですね、亡くなられる方が多くなり、出生する人も少ないので、人口減少はさらに進むものと考えますけれども、町の税収の大部分を占める苓北火力発電所の固定資産税は近年増加傾向にあると考えます。そういうものもありまして、財政は現状維持、さらには改善という方向になるかと考えますが、廣田議員は町の財政状況についてどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

○議長（野崎幸洋君） 廣田議員。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。財政状況につきましては、私も議選監査委員として監査を毎月させていただいております。その結果、非常に順調に推移をしているというのは私も認めます。

しかしこの人口の減少、これについて議員皆様方がお考えでしょうか。極端に減りだしました。この人口がもし5,000人を切るようなことにでもなれば、これ大変な事態ではないかと、先を考えればやはり私も心配になってきたわけです。そしてまた、まず最初に山口議員がおっしゃられたとおり、全員協議会が、議員全員で検討しなかったということに対しましては、私の方からお詫びを申し上げます。これはもう私もずっと昨年から考えていた事案でございましたので、今回全然ほかの議員さんたちから話が上がりなかったものですから、これは1つ、一石を打たせていただきたいと思います、本日の発言に至りました。ですので私は皆さんに、それぞれが考えていただければいいことであって、ああ議員定数をまだ増やしてもいいんだと思う人は反対をされればいいし、いや、これから先5年10年経ったときの苓北町を考えたときに、今の状態でいいのかと思われる方は、私に賛同していただければと思います、本日の提案に至りました。以上で

す。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） いやあの、ここにですね、提案理由の中で、人口減少に伴う本町の財政状況を鑑み、ということで、私たちの報酬等について、今後財政が悪化していくと。ただ、私が質問したのはですね、財政ていうのは、確かに住民税とかもありますけれども、一番大きなのは固定資産税が大部分を占めます。ですから人口減少に対して苓北町としていかにどう対応するかということに対してはですね、私たち議員全体がいろんな観点から、やっぱり町長の方に提案をしながら、よりよいまちづくりをする必要があろうかというふうに思います。そういう面でも、やっぱり議員の中でですね、そのような重要な観点も、前回のような議員定数等調査特別委員会を設けながらですね、他の類似団体、また、人口減少に伴う町の在り方等も検討した上でこういう条例をですね、十分議会として考えた上で提出すべきじゃないかというふうに思って質問したわけです。

ですから今、一石を投じるというようなことでですね、条例改正を使うというのはいかなものかというふうに思い、質問したところでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか、答弁。はい、よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○3番（廣田幸英君） 一言いいですか。

○議長（野崎幸洋君） どうぞ。

○3番（廣田幸英君） 山口議員のお気持ちは確かに分かります。条例について軽く考えるなというところもあったかと思います。しかし私は昨年10月にも提出する予定でございました。その前に何名かの議員さんたちとは話し合いもしましたけれども、そのときはまだ時期尚早であるということで、ただ、この検討はしていきたいと思いますということも私は申し述べていたはずですが。しかし、全然話がございましたので、皆さんの方から1人でもそれぞれ意見がございましたら、また違ったやり方になったのかなと思います。

まあ山口議員のおっしゃることは確かに正論でございます。それは間違いございません。しかし、これから先の苓北町のことを考えたり、議会のことを考えれば、やはり私はここでみんなで検討する、これから先検討する、今日結論を出す、結論には私は急ぎませんが、今日一石を投じたことには意義があったと私は思っております。以上です。どうもありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論がありますので、討論にあつては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 7番、倉田です。発議第3号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例については反対です。

この件は、議員発議ができるとはいえ、議員のみならず町政全般に関わるものであり、議員定数等特別委員会等を設置し、慎重審議すべき事案であり、突如の提出はいかなるものかと思われます。

今期18期の町会議員選挙にあつては、先程も山口議員から話がありましたが、令和元年6月に第1回議員定数等特別委員会を開催、以来令和2年12月まで7回を開催し、定数12人から10人の、2名を削減する案を令和3年3月議会定例会で承認され、現在に至っております。

その間、委員会では類似した団体との意見交換や、県内外等々から資料を収集し、検討を重ね、結論を見い出させていただきました。また、苓北町と県内類似団体の最近の人口動態と議員定数を比較してみても変わりはなく、苓北町議員の定数は適正であると思われます。

ちなみに県内の類似自治体として、玉東町、令和7年の人口約5,158人、議員定数10人。小国町、令和8年5月、人口5,765人、議員定数10人。高森町、令和8年5月、人口約5,264人、議員定数10人。苓北町、今日お示しの令和8年4月末人口5,844人、議員定数10人。

また、村の例を1つ報告させていただきますが、五木村、令和8年当初人口760人、議員定数8人となっております。

ある意味、議員定数削減は議会としての形勢が弱体化し、ひいては、議会活動に支障を及ぼす影響があります。併せて、提案理由を鑑みても、今、議員定数1人の削減はいたす必要がないと思っております。よって、条例改正案には反対します。以上。

○議長（野崎幸洋君） 次に本件に賛成者の発言を許します。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私はこの件に関しては、賛成の立場で意見を申させていただきます。

まず、先程廣田議員がおっしゃったとおり、町の人口減少は予想をはるかに上回るスピードで加速しています。それに加え、新人若手議員が全く出てくる様子がない。そのことについて現在ですね、議員定数が10人ですが、それがはたして人口に対して適正

なのか。そして、今後定数割れが危惧されるところです。今後、議員報酬等若手の成り手不足解消に向けた話し合いもそうですが、議論していくべきではないかと思い、今回この提案に賛成します。

○議長（野崎幸洋君） 次に、反対者の発言を許します。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 私は今回の条例制定に反対の立場で発言させていただきます。

先程、質問をいたしました。確かに人口減少は非常に速いスピードで進んでおります。確かに令和3年、ちょうど10人に定数を減にしたときから比べればですね、1,000人ほど人口は減少しております。これはもう、やっぱり苓北町の存続にとってですね、どういうふうにするのか、まだまだほかの町村に比べれば苓北火力発電所に勤務されている若い方たちがいらっしゃるのでですね、何とかそのスピードも少しは現状、火力発電所は現状維持ですので、それを外せばですね、本当に深刻な状態です。

そういうときにですね、やっぱり執行部の皆さんもいろんな知恵を出し合いながら対応策を考えておられますけれども、やっぱり議員としてもですね、いろんな角度からそれらの施策に対してどのようにすべきであるのかということを、やっぱり一人ひとり議員が考えながら町長の方に提案していく。で、これは少数よりも、ある程度の人間がいて、やっぱりそれぞれが勉強してそれぞれの立場で意見を言うということの必要性があると思います。単にまた立候補者が少ないので無投票になる、それとも定員割れになるとかいうのも確かにありますけれども、それはまた別次元のことだと思います。

やっぱりこのような、苓北町が抱えている人口減少問題、これを町民一人ひとりの皆さんがですね、本当に深く考えていただいて、今の町会議員じゃ駄目だと、俺が出るんだというようなことでですね、やっぱり出てくるような、気運を醸成させるというのが一番じゃないかと思います。

そういう面では私たち議員の力量不足で町民の人からそっぽ向かれてるかなあというのも懸念されますけれども、やっぱり今一度、来年1月が選挙になっております。やっぱりそういう面で、この次の選挙に対してどのような町民の動きがあるのか、またそれを受けてですね、はたして再度、倉田議員も・・・、議員定数について慎重審議で、やっぱり議会議員全員でですね、これについて検討を加えていくと、やっぱり立候補者をいかに増やすのか、また議員定数を減にするのか、議員定数を減にすればですね、現職の方が有利ですよ。それは4年間の活動がありますので、やっぱりそういうふうじゃなくて、やっぱり出やすい、最近菊池市とかですね、宇城市なんか見ると、30代、40代の方がですね、手を挙げてます。もう落ちてても、やっぱりその主張をするんだというような意気込みがそれぞれにはあるんじゃないかと思います。やっぱりしがらみにあつて、私は出たいけれども奥さんが出るなということで、強く立ち上がるのを防ぐというのが

どうしても抜けないんじゃないかと思います。ぜひ女性の皆さんもですね、父ちゃんから出るなどと言われても出るというぐらいの気持ちを町民の皆さんもぜひ持っていて、町の活性化に努めていきたいと思いますので、できるだけ今の定数を維持しながら、たくさんの方が議員になりたいという人を増やすという形でやっていくのが一番かと思いますので、今回の条例案には反対をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○4番（松本良人君） これまで私は議会議員は1人でも多いほうがよいということを常々申し上げてきました。昨日まで2日間にわたり、一般質問は議員9名の議員が、定員の議員が登壇し質問しました。年4回の定例会でも質問は毎回このような状態です。それぞれ町民を代表し町の発展のため、また、すばらしいまちづくりを行うべく質問や要望等を行われ、30分間の時間が少ないぐらいの質問等が度々行われてるのはご承知のとおりと思われます。

人口減少に伴う財源の状況を心配されてのことですが、この関しても、私はこれまで議員の報酬は減額すべきであると申し上げてきました。また、前の選挙から、広報車の借り上げや燃料代、人件費等、全て公費で賄われ、多額の税金が投入されています。私はこのことにも反対し、自転車で町内お願いしてまいりました。人口減少により税収の減は避けて通れないと理解しますが、財源の確保はそれぞれ知恵を出し合い、我慢したなら避けられると思うところです。

このようなことで、この件については反対をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件に反対者の発言を許します。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 本件について反対の立場で討論をいたします。

提出する理由に、人口減少ということでこう挙げられておりますが、まあ確かに今までにない急激な人口減少が進んでいると私も認識をしております。先程の一般質問でも、人口減少対策について質問をいたしたところでもございます。

町の運営にあるのは議会は重要な機関でもございますし、議会の構成、また議会としての機能を考えると、私は現行のままでよいのではないかと考えているところでございます。提案の理由に、人口減少に伴う本町の財政状況を鑑み、早急な定員減を必要とするということでございますが、私はこういうふうな理由であるならばですね、ほかの面で、例えば議員報酬の削減などを考えてよいのではないかと考えているところでございます。したがって本案については反対をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件に反対者の発言を許します。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

発議第3号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第3号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、否決されました。

ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時20分

再開 午後1時30分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） 時間、若干前ではありますが、全員おそろいですので休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

—————○—————

日程第11 発議第4号 天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例の 制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第11、発議第4号、天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 4番、発議第4号、令和8年6月4日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、議会議員、松本良人。

天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例の制定について。

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定

により提出します。

提出理由。苓北町内の中学校から天草拓心高校マリン校舎へ進学する生徒を広く求め、町外からの生徒と地元生徒間の交流等幅広く実現することにより、苓北町の発展と天草拓心高校マリン校舎の更なる充実のため、また、唯一の町内高校である天草拓心高校マリン校舎の存続を強固にするためでございます。

次のページをお願いします。

発議第4号、天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例（案）。

趣旨。第1条、この条例は、苓北町に立地する天草拓心高校マリン校舎への入学を奨励することを目的として支給する入学奨励金（以下「奨励金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

（1）入学生徒。毎年4月に熊本県立天草拓心高校マリン校舎に入学する生徒をいう。

（2）保護者。入学生徒を養育している者をいう。

（対象）第3条、奨励金は、苓北町内の中学校から進学する入学生徒の保護者に対して支給する。

（奨励金の額）第4条、奨励金の額は、入学生徒1人につき3万円とする。

（奨励金の支給期日）第5条、奨励金の支給は、毎年入学式の属する月の末日までに行うものとする。

（認定）第6条、奨励金の支給を受けようとする者は、受給資格について苓北町教育委員会を通じ、町長の認定を受けなければならない。

（委任）第7条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

補足説明をいたします。

マリン校舎の歴史は古く、町民道場からを端を発し、水産高校となり、現在のマリン校舎となりました。現在拓心高校のマリン校舎として継続されていますが、この間、入学生数の減少で存続の可否に厳しい時代もありましたが、本高校を廃校に導いてはいけなく、当時地域の方々有志一体となりこの高校の存続に力を入れられ、拓心高校の分校として位置づけられ、現在のマリン校舎としてスタートをしました。

当然、町も町内中学校からの入学に力を入れ、平成5年に天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例を制定して、町内中学校からの入学に力を注いできましたが、先の3月議会で廃止が決定しました。この廃止は、近年国の教育費の優遇措置が主な原因と思われますが、これまでの拓心高校入学準備資金の助成は、町内の、町内唯一の高校存続が危ぶまれた平成の初期に、地元からの入学生徒の受け入れに力を入れて、高校の存続を国や県にアピールしたものであると思います。

高校は教育現場の問題だけではありません。このマリン校舎がありことにより地域の活性化が図られ、経済効果や人口減少等にも大きく貢献し、また苓北町のシンボルともいえる大きな柱でもあります。高校を末永く存続するためにも、また、この天草拓心高校マリン校舎への1人でも多くの入学をお願いするために、本条例の制定が必要です。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。質疑ある。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 1つだけ質問をしておきたいと思います。確かに地方自治法の第112条にですね、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができるというふうに書いてあります。その次に、ただし、予算についてはこの限りでないという、このただし書が載っておりますけども。

○4番（松本良人君） なんて言いよつときゃ。分からんとです。よう分からん。

○議長（野崎幸洋君） 聞こえてない。もう1回、じゃあちょっと。聞こえてないそうですから。

○9番（高戸幸雄君） 失礼しました。地方自治法第112条にですね、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。この先なんですよ。ただし、予算についてはこの限りにないということで、112条に定めてあります。私も議員になってから執行部から提案された予算に対していろんな組み替えとか削減とか、意見を述べてまいりましたが、無い予算の条例を定めて提出するというのが本当にできるんだろうかなあと考えております。もう受け付けてありますので当然できるんだろうなと思いますけども、その点について、松本議員のその考え方といいますか、また執行部とのそのやり取りは行われているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○4番（松本良人君） 先のあの町長の質問への中に、前の入学準備金は本年度まで支払いはされてあるということでした。そう私は思っておりますけれども、どうだったんですかね。多分そうだったと思いますけれども。それでもう本年度には予算は伴いません。まあ来年度からの予算、新しい予算でございますので、ぜひともこの条例がもし採択されることでしたら、来年度新しい、あの、予算の方もひとつよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私がですね、質問してるのはそういった意味ではないんですよ。そもそもない、もう既に終わった条例をですね、予算に伴うその条例を発議として出していいのかどうか。まあ、もう議会に提案されておりますので、多分その点については

○Ｋだと思っんですけども、改めてその確認といいますか、それをお願いしたいと思っんですけど。

○４番（松本良人君） そうなりますかね。本年度はもうこの予算は要らんとですよ。本年度は要らんとですよ。本年度はもう全て、先の条例の入学準備金で出してありますので。でしょ、多分。そして新たに条例は新年度でお願いをするということで、当然、条例が制定されれば、町もその先でそのことで審議をし、計画をしていただければならんと。それを当然出たならば、議会の方もまた承認をしていただければ、確実にこの条例は動くということになろうかと思っます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○９番（高戸幸雄君） そういったことではないんですよ。議員そのものがですね、予算に伴う議案を提出ができるのかどうか、まずその確認をしてるわけですよ、私は。

○４番（松本良人君） そうですね、私は当然この条例は定めていいと思っます。そして来年度からの、どうせ予算に伴う、予算は来年度になるわけですから。そしてもし駄目ならば予算が組まれないだけで、執行はされんちゅうですから、

○議長（野崎幸洋君） ここを確認しますが、執行部として、今の発議に対して、予算が伴う条例案を発議として提出することが可能なのかどうか、執行部としての認識はどうなんでしょうか。

○８番（錦戸俊春君） 議長、ちょっと休憩せんですか。それは執行部に聞くあれじゃなかもん。執行部に聞くあれじゃなか。

○議長（野崎幸洋君） いやいや、認識があるか。じゃあ暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後１時３７分

再開 午後１時４１分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

只今の質問、高戸議員の質問のことについて、事務局の方で調べましたので、その結果について事務局長より報告をいたします。

○議会事務局長（稲尾浩二君） 私の方よりですね、説明をさせていただきます。

只今の高戸議員のご質問でございますけれども、議員の方はですね、新たに予算を伴うですね、条例案を発議、提出することは可能でございますので、ご報告をさせていただきます。以上です。

ただしですね、予算案そのものは議員の方から発議提出することはできないということでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 事務局から今、私の質問に対して答弁がありましたけれども、今後ですね、いろんなことがあるのじゃないかなあということを想定した質問でもございます。

それから特に、最後に附則として、この条例は、公布の日から施行するという文言が入っていますから、条例が通った後にこの、いつからこの公布されるのかなあということも1つの私、懸念材料でございますので、あとは公布を待って、何かあったときにまた質問なりしていきたいと思います。通った、発議が通った後に、通ったとして仮定した後に、予算化についてまたいろんな問題が生じてくるんじゃないかと思いつつながら、その心配もありましたので、あえてこのただし書を使ってですね、質問いたしました。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

では、自席へどうぞ。

それではこれから討論を行います。討論ありませんか。討論はありませんか。討論なしと認めます。

討論がありますので、討論にあつては必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 2番議員、田崎です。本条例案はですね、町がマリン校舎に対する政策的な思いであつたと思います。ですから本条例は、私は必要であると思いますので、本条例の制定には賛成いたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私は反対の意見で申し上げます。

まず、天草拓心高校マリン校舎入学準備金の廃止のときも発言しましたが、同じ天草島内の高校に行く人と区別するのはどうなのか。また、入学奨励金を目的でマリン校舎の入学者数が増えるとは到底思えません。もっと別の角度から入学を推進すべきだと思ひ、この条例には反対します。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

提出者本人はできません。できません。できんど？本人が、本人の提出議案ですから。

ちょっと暫時休憩します。ちょっと確認します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 1 時 5 0 分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

只今の討論にあつては、提出者も討論に参加ができるという結果ですので。

松本良人君。

賛成の立場での討論を・・・。

○4 番（松本良人君） もちろん賛成の立場で意見を述べます。

今回の一般質問では、田崎議員をはじめとして複数の方々が、天草拓心高校マリン校舎の支援や推進等をはじめ、また、本校舎への入学準備資金廃止条例可決に伴い、高校入学者への準備資金の助成の要求など、様々な意見や要望が出ました。天草拓心高校のマリン校舎への関心の高まりがうかがえるところでございます。

私は、本校舎への入学準備資金廃止条例に反対をいたしました。廃止条例可決となりました。このことにより、新たに天草拓心高校マリン校舎へ入学を奨励するために、天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例を議員発議で提案しましたが、今回、一般質問の町長の答弁の中で、本年度入学者の中に東京 2 名、福岡 2 名、鹿児島 1 名と、県外からの入学者も増加しているということをお聞きをいたしました。

私が本校の役員としていたときは、遠くは大阪、また四国の宇和島から来ていた生徒もおりましたが、東京 2 名と聞きびっくりしたところでございます。地元中学校から 4 名ということでしたが、この県外から来ている生徒たちの心情はどうなのでしょう。ネット社会の中で、5 名の中には苓北の地を知りたい、苓北の生徒と交流を夢見て、天草拓心高校マリン校舎へ入学を選んだ生徒もいるかもしれない。ゆくゆくはこのすばらしい苓北町に両親と暮らしたいと大きな夢を抱き、マリン校舎を選んだ生徒もいるのではないかと考えています。しかしながら、また地元中学校からの入学者の少なさに驚いた生徒もいるのではないかと思います。

地域づくりと苓北町の活性化推進のために、今後とも苓北町の子どもたちを 1 人でも多く天草拓心高校マリン校舎へ入学して、他地域の子どもたちと交流を深めていただくために、天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例の制定に賛成をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

発議第４号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議あり。異議がありますので、起立によって採決します。なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第４号、天草拓心高校マリン校舎入学奨励金の支給に関する条例の制定については否決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第３５号 令和８年度苓北町一般会計補正予算（第１号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第１２、議案第３５号、令和８年度苓北町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第３５号、令和８年度苓北町一般会計補正予算（第１号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、本年度指定を目指しております天草地域のナショナルサイクルルート関連の道路標示等整備に係る県負担金のほか、志岐浄水場薬注制御盤修繕に伴う水道事業会計繰出金等の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 議案第３５号、令和８年度苓北町一般会計補正予算（第１号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２,６２３万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億２,０２３万３,０００円とするものです。

４ページをお願いします。

第２表、地方債補正です。

１、追加は、本年度指定を目指している天草地域のナショナルサイクルルート指定に向けた道路標示整備費用に係る負担金１,０５０万円を追加するものです。

７ページをお願いします。

歳入です。

款 1 9 繰越金、項 1、目 1 繰越金は、前年度繰越金 1,573 万 3,000 円の増額です。

8 ページをお願いします。

款 2 1 町債、項 1、目 6 土木債、節 1 道路橋梁債は、4 ページの地方債補正で説明したとおりで、過疎対策事業債 1,050 万円の増額です。

9 ページをお願いします。

歳出です。

款 1 議会費、項 1、目 1 議会費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、視察研修先の視察料金の値上げに伴う研修会等負担金 7 名分 11 万 4,000 円の増額です。

10 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1、目 1 一般管理費、節 2 6 公課費は、庁用自動車の経年により不足する自動車重量税 7,000 円の増額です。目 1 5 企業誘致対策費、節 3 職員手当等は、人事異動に伴う扶養手当と児童手当を合わせて 57 万 1,000 円の減額です。

11 ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1、目 3 環境衛生費、節 2 7 繰出金は、志岐浄水場薬注制御盤修繕に伴う、水道事業繰出金と下水道公共枡新設に伴う下水道事業繰出金を合わせて 1,240 万円の増額です。

12 ページをお願いします。

項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費、節 1 0 需用費は、中東情勢の長期化により高騰が見込まれる各種ごみ袋の必要量確保のためのごみ袋代 173 万 7,000 円の増額です。

13 ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 2、目 2 林道費、節 3 職員手当等は、人事異動に伴う扶養手当から児童手当まで合わせて 57 万 1,000 円の増額です。

14 ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1、目 3 観光費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、本年 10 月 17 日に開催される記念式典等の費用に係る雲仙天草国立公園天草地域指定 70 周年記念式典負担金 15 万 3,000 円の増額です。

15 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 2、目 1 道路橋梁総務費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、本年度、天草地域のナショナルサイクルルート指定に向けて、熊本県が町道を含む対象ルートに統一した案内看板や路面標示を整備するに当たり、町管理道路分について県に対して支払う、ナショナルサイクルルート整備事業負担金 1,102 万 2,000 円の増額です。

16 ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、中学校進学と同時に特別支援学級に移籍した生徒に対応するため、特別支援教育支援員1名を小学校から中学校へ任用替えさせたことに伴う特別支援教育支援員報酬から、特別支援教育支援員費用弁償までを合わせて295万1,000円の減額。節10需用費は、小学校体育館において、熱中症対策のために使用するスポットクーラー用電源回路増設のための修繕料64万円の増額です。

17ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費は、16ページで説明しました特別支援教育支援員1名を小学校から中学校へ任用替えさせたことに伴う、特別支援教育支援員報酬から、特別支援教育支援員費用弁償まで合わせて295万1,000円の増額。節10需用費も16ページと同じく、中学校体育館において、熱中症対策のために使用するスポットクーラー用電源回路増設のための修繕料16万円の増額です。

以上で、令和8年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 12ページでございます。あの、今あのごみ袋のですね、代金について。今あの、国レベルじゃないかと思えますけれども、このごみ袋が足らんということですね、今中東情勢関係のようですが、そこら辺この代金あたりはそのままですか、その前のままですか、それとも値上がりした値段でしょうか。それと、もし値上げ、値上がりとか何かであった場合は、例えば一時的、価格が安定するまでぐらいは、買物袋とかそこにあるやつでの利用はできないものかと。この2点ですね。値上がりしとらればそれでいいんですけども、もし値上がりしとったならば教えてください。

15ページですね。サイクルルート整備事業負担金が1,100万、負担金と出ております。これあのニュース等でも見ると自転車のサイクル、ロードを走ってって死亡事故が発せる、発生した事例があったように思います。自転車、もしですね、その、確かに狭いところでサイクル・・・自転車用の表示はいいと思えますけれども、もし歩道あたりですね、があって、あまり歩道が使われないところ。現在もですね、一部苓北中学校からどこまでかな、は歩道を走ってよかというような・・・。その関係でしょ、サイクルロードちゅうとはですね。それから都呂々にも一部ありますけれども、そこら辺ですね、やみくもに、絶対その車道と一緒に自転車が走らねばならんというのは、この田舎ではやらなくてもいいんじゃないかなんかということを私は考えます。そういったことでございますので、もし機会があったらですね、歩道を歩かれる方々の調査等をし

たり、時間等を調査したり、時間を決めてでも歩道を自転車でも通っていいよというような感じのことをするようにしたらということで私かねがね思っておったわけですが、町の考え方はどうですかね。2点だけ、すみません。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 1点目のご質問にお答えします。中東情勢のですね、やはり長期化によりまして調達コストが上昇している状況でございます。ですが、袋自体の値上げはいたしておりません。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 15ページ。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） ナショナルサイクルートのコース、又は町のコースもありますけれども、そちらで歩道のあるところもですね、車道のほうに矢羽根といいますか、自転車の通行の目安となる表示をしておりますけれども、一応基本的に自転車の方は車道の方をですね、走ることになっております関係でそこに表示をしているということではありますが、一応歩道も広いところですね、ところどころあるということもありますが、何か法律の関係でちょっと近頃、ちょっと私も、ちょっと詳しいところ把握してないんですけれども、その辺りの変更点があったということでございますので、ちょっとそこらあたりも調べて、歩道、それから車道、自転車の通行ですね、どちらが望ましいのかというところはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 車道と自転車道と兼用しているところで死亡事故の発生しているケースもございますので、特に中学校の生徒さんあたりは、自転車で例えば坂瀬川から芥中までとか、都呂々から芥中までとかというように来よる生徒もおいでですね。そういったことがありますので、今のところはもう全て芥中前から、なんかな、シープルんとかっかな、私そこら辺はよう分かりませんが、車道を、いやいや、歩道を自転車が通っていいというようなマークがあります。そこら辺をですね、ぜひ公安委員会あたりと協議をいたしまして、していただいて、拡大していただければ、あんまり事故につながらんとじゃなかろうかなと。今、田舎でございますので、歩道を走っている方を自転車後ろから突き上げたなんだすつとはあまりないんじゃないかなと思いますのでですね、ここら辺ぜひ警察とか公安委員会あたりと協議をしていただいて、前向きで検討していただければなと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 12ページです。173万7,000円補正してありますが、このごみ袋の種類と、それぞれですね、生ごみとか可燃ごみとかあろうと思います。そ

の種類の単価と枚数を教えてください。

それから14ページで、雲仙天草国立公園天草地域指定70周年記念式典負担金15万3,000円ありますが、これ直接関係ないと思いますけども、この公園のビジターセンターが富岡に富岡城の復元という形で富岡城ができています。ほいでこれは、この前んときもお尋ねしたと思いますが、夜間照明があります。してあります。ほいで、それは必要であれば結構なんですけど、夜間照明をするに当たって当然電気代が出るわけですので、それはやっぱり何か条例か何かできとっとかっていう話をお尋ねしたとこいが、この前お尋ねしたときは、多分条例は作っていないということだと思います。ほいけんやはり、条例違反してまでもですね、その夜間照明をする必要があるのかどうかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君）　まず12ページ。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君）　まず1点目のゴミ袋の種類ですが、今回補正を提出しております内容ですけれども、燃やせるゴミ袋が5万枚、100箱ですね。燃やせないゴミ袋代1万9,200枚、64箱分です。燃やせないゴミ袋・小600枚、2箱です。資源物ゴミ袋代8,000枚、80箱になります。資源物ゴミ袋・小2,100枚、21箱です。資源物ゴミ袋・プラ専用7,700枚、77箱です。生ゴミ袋・小600枚、2箱分でございます。

単価でございますが、燃やせるゴミ袋は、1枚当たりの単価が13.4円、燃やせないゴミ袋代が24.2円、燃やせないゴミ袋が16.9円。資源物袋ですが、大25円、資源物袋の小が15.3円、資源物袋プラスチック類専用が24.1円、生ゴミ専用袋・小が26.5円でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（松本康秀君）　富岡城のライトアップですね、ビジターセンターのライトアップの件ですけれども、今ですね、苓北町富岡城公園施設設置条例を確認したんですが、やはり条例には載っておりません。それですね、夜間照明条例載せる必要があるんじゃないかというようなことだと思うんですけども、恐らくその載せる必要はですね、じゃあ駐車場の外灯とかですね、そういったところもかかってくるんじゃないかなと思うんですが、条例に載せる必要があるのかないのかでいうとですね、申し訳ありません、はっきりしたですね根拠はないんですが、載せなくてもいいんじゃないかなとは思いますが、そこはですね、周辺ですね、周辺というかほかのですね、国立公園内のそういったですね、条例とかですね、調べさせていただければと。すみません、本会議場でですね、こういう答弁で申し訳ないんですが、ちょっと調査をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず夜間照明からですが、そら電気代は町費を出しとるわけでしょ。公費で。それ出しとるのに条例化する必要はないという考え方は私はおかしいとまあ思います。まあ・・・、町長がもうそがんと必要なかいべ、て言わっせばほらもうそれをつけるのではないかと思いますけども、私はやはり公費を使うということであれば条例化すべきだろうというふうに思います。

それからごみ袋の件ですが、これやっぱ中東情勢とかなんとかというよりも身近なところでですね、ごみ袋が不足しているので町民の皆さんのご協力をお願いします。ほかから分別に当たっても、爆発したり、そういう事故もあっていますので、十分注意をしてくださいということで協力を求めていくべきだろうと思います。

ほんならあと1回、松本課長の考え方を、町長でもいいし、山下前課長でもいいし。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましては先程言いましたように、富岡城の公園自体は富岡城の管理条例を作っておりますけれども、今ライトアップをしております部分の照明、それごとにですね、条例の規定が要るのかどうかというのははっきり分かりませんので調べさせたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私もですね、夜間照明の必要性を確認するため、これはこの前も言ったと思いますけども、現地に行きました。ところがですね、もう必要性は全くないというか、本当に何か面作りのような形の夜間照明であったというふうに思いました。以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 15ページのナショナルサイクルルート整備事業負担金ですが、これは基本的に熊本県が。

○議長（野崎幸洋君） マイクを上げてください。

○2番（山口利生君） 失礼しました。上天草市、宇城ですかね、宇城から上天草市、天草市、苓北町のこの4市町のルート全体を熊本県が整備して、その区間の整備費用に対しての負担金を取るかと思うんですが、これは何対何の割合で市町村の方に求めているのか。当然熊本県も負担金を取るならば、条例を制定してるかと思うんですが、その辺りがどうなってるのか。

それと先程松本議員もおっしゃいましたが、歩道が、歩道を自転車が通れるような交通標識が点々とあります。どこからどこまでがそういう歩道を自転車が通れるのかというのがですね、私もこう見て、ここにも何かマークはあると、ありますけれども、多分

子ども、私たちもよく分かりませんが、子どもたちの、特に中学生は通学で自転車を使っていますが、その辺りもきちんと今回ナショナルサイクルルートを整備する際にですね、熊本県と、国道の管理は熊本県ですので、その区間をどう扱うのかと。そしてまたそこをきちんと町民にもですね、知らせるような形で教えていただきたいと思いますので、ソフトも含めてですね、ぜひその点は検討していただきたいと思います。

多分、国道だけだと思いますけども、歩道が通行できるのは。あとはもう歩道自体が2メートルもない道路ばかりですので、当然左側が基本ですから、右側を走ったら駄目というので、そこだけはきちんとしてもらわないと、私もちょっと散歩するときに後ろから自転車が来てですね、ベルも鳴らさずに急に横にぽっと来るときがあったりしますので、やっぱりそこは教育委員会のほうでもですね、自転車通学をする生徒あたりにも、やっぱり学校でもきちんとその辺りの教育をしていただきたいということも要望をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと16ページの関係、16・17で、先程特別支援教育支援員が小学校で運用していた、これ予算でしょうけれども、小学校で特別支援員を予算化したのを、今回中学校の方に切り替えるということでしたが、その切り替える理由ですね。当初想定していた小学校の特別支援員が必要・・・生徒数が減ったので中学校の方に切り替えるのか。どうしても中学校が不足するから小学校は少し我慢してよという形での今回予算の組み替えを行ったのか。

やっぱり最近、特別支援学級に入る子どもが、範囲が昔に比べれば広がっていてですね、やっぱり特別支援を行う必要があるというふうな子どもたちも増えてるんじゃないかと思いますが、その点について教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 15ページのナショナルサイクルルートの関係ですけども、天草地域ですね、サイクリングコースとしましては、先程おっしゃいましたように三角駅ですね、JRの三角駅から天草市の牛深港まで約150キロの区間をコースとしておりまして、この区間の中には宇城市、それから上天草市、天草市、苓北町を通っていくことになりますが、関係市町、それから県がですね、ナショナルサイクルルートへの指定を目指して整備を進めているところであります。

今回県の方で一括して、統一した基準の中で矢羽根等の路面表示、案内看板を整備されますが、市町村の負担という部分では、県道・国道であればもちろん県なんですけれども、このコースの中には市道、それから町道もコースに含まれておりますので、割合というよりも、市道・町道についての整備についてはそれぞれの各市・各町で負担をするということになっております。

それから歩道ですね、歩道と車道の自転車の通行の関係ですけども、これ国道です

ので県の方にも確認をとりまして、表示も含めて通行される皆さんの方に分かりやすいように、周知が必要であれば周知もしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 16・17ページの特別支援教育支援員についてでございます。まずですね、予算上は当初、小学校に9名、中学校に1名ということで予算要求をさせていただいております。そのあとですね、学級編制等が令和8年の2月ぐらいから本格化して、大体次年度の学級編制の様子が分かってまいります。その中でですね、先程企画政策課長の説明の中にありましたように、中学校の方の在籍数がですね、令和7年度が7名だったのが令和8年度10名に増えております。この10名のうちですね、5名が6年生から1年生に新しく、新たに上がってきた中学校1年生になります。ですので、学校としましては10名のうちですね、5名が全く新しい環境の中での学校生活が始まるということになりますので、従来の1人よりもやはり2人、支援を手厚くした方がですね、生徒さんにとっての学びの場としては適当ではないかというような判断をいたしました。

なお、小学校につきましては1名減らしたような状態になりますが、特殊な事情として、都呂々小学校におきまして新たにですね、特別支援学級が新設されたというような状況もございます。特別支援学級の新設につきましては、なかなか県内でもですね、なかなか新たに認めない状況の中で、今回都呂々小学校は幸いにして特別支援学級を新たに設置できたというような状況もございましたので、こういったことを総合的に判断をいたしまして、中学校のほうに1名任用替えをさせていただいたというような状況でございます。以上でございます。

○2番（山口利生君） すいません今、中学校は分かった。小学校が、児童が7年が何人、8年が何人っておっしゃいましたかね。

○教育課長（吉本英明君） 子ども？

○2番（山口利生君） 子ども。

○教育課長（吉本英明君） 子どもですね。小学校がですね、令和7年度の児童が、特別支援学級のお子さんですね、志岐小学校が6と3で9人、それと富岡小学校が2名ということで、全部で11名ですかね、になるかと思います。

それが令和8年度になりますけども、志岐小学校が8名、富岡小学校が3名、都呂々小学校が2名ということで、小学校の方も増加をしておりますけども、新たに支援学級ができた部分もありますので、そういった部分を鑑みまして、中学校のほうに1名増員を、振り替えをさせていただいております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 都呂々小学校に熊本県が支援学級を認めたということで先生を

配置されたということで、町の配置予定だったものを中学校に振り替えるということで、ですね。だけん、実質的には支援学級に携わる先生、専門の先生と一緒につくのであれば、町の雇用する人たちよりも、より専門性が高いということで、小学校はある程度拡充と、新年度人数的には同じけどちゅうことですね。分かりました。

結構、特別支援学級に在籍する子どもたちが多いのにはちょっとびっくりしたところですけども、やっぱりこれから町を担う人材を育成してもらうためにはぜひ力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それとさっきのナショナルサイクルルート、これは熊本県と各市町村が整備するための協定を結んで、それぞれに必要な部分がこれだけということで、その整備を熊本県に委託するという形であれば、負担金補助及び交付金じゃなくて、委託料じゃないかと思えますけれども、予算の組み方としてこの、いや負担金をですね、とるとすれば、県の方も市町村から負担金を取るならばですね、国県道とか河川とか、港もその整備に係る負担金条例を作らにやいかんですよ。だけん、もうそれは通常そういうふうな熊本県が整備する場合には市町村からの負担金を取っていいという形で法律なってますから、公共工事でする分については当然、市町村は負担金として熊本県に納めるけれども、先程話を聞いたら国県、国道・県道は熊本県が整備しますと、市町村道については町が整備しますと。ただ、統一的なものを作るためにですね、全て熊本県が一括して整備しますというふうに今聞こえたもんですから、そうなれば負担金を熊本県が取るんじゃなくて、市町村から熊本県が委託を受けて整備するというふうな形になるんじゃないかと。それでないと熊本県も、市町村からこのナショナルサイクル整備事業というものの条例化が必要になって……。市町村道には当然県は手が出せませんのでですね。ただ、そういうふうに、各市町村から受託を受ければ整備はできますけれども、それ以外はできない仕組みになってますが、その辺りは熊本県とこの予算化に当たってはどのような調整をされたのかお伺いします。

○議長（野崎幸洋君）　すぐ出ますか。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君）　この負担金に計上しております金額につきましては、今山口議員おっしゃいましたような、町で整備すべきと言ったらあれですけど、町道部分も県が統一した規格等がですね、ありますので、一括して整備をして、町としてはその市町村道、町管理道路に係る部分を協定に基づいて後からお支払いをするという内容のものでございます。

○議長（野崎幸洋君）　よろしいですか。

山口利生君。

3回目です。

○2番（山口利生君） いやいや、今のはですね、すること自体はいいと思います。やっぱり走る人たちが同じものをですね、見ながら走っていくというのはやっぱり統一したものが必要だと思いますので、この方法自体はいいとしてもですね、今話を聞いてみますと、統一したものを熊本県が作って、それはそれぞれからの協定、まあ委託契約を結んでですね、熊本県に整備をお願いするというようなものであれば、節は委託料で措置、予算措置をするべきものというふうに思いますので、今回、まあここで委託料に今、だからここは今するか、また、もしそういうふうに私が言うたことが正しいのであれば、また補正予算で節の組み替えをするかになると思います。

私はそういうふうに、市町村道の整備を熊本県が引き受けてやるのであれば、当然受託の契約を結んで、委託料としてもらおうと。負担金を取るならば、それこそ補助要綱を作らにやいかんですよ、補助金ならば。負担金ならば条例、県の条例でないと、市町村から負担金は取れませんからですね。だから、安易に県がするから負担金とかいうようなものじゃありませんので、そここのところはやっぱり予算化する場合の節っていうものをきちんと、何で予算措置をするのかというのは検討をされたのかなと思います。

それと、さっきも申し上げた、今国道の方の歩道についての、やっぱり今、私が・・・やっぱり分かりづらい。歩行者も通れるという交通標識がありますけれども、ところどころだから始点・終点とかもよく分かんなくて、そこらへんにぽつっとあるから、ここは通っていいのかどうかというふうにやっぱりありますので、これは熊本県にですね、やっぱりその歩道に自転車が行き通れるというのであれば、もっときめ細かく、やっぱり今自転車に対する交通の罰金とかも出ている状態でございますのでですね、やっぱり通れるところというのはきちんと道路標識を整備していただきたいというふうなことで強く、まあこれも含めてどうせ今国道は熊本県が整備するというふうな話がありましたので、これで熊本県の予算でもう少しやっぱり交通安全のためにですね、整備をしていただきたいということを強く求めていると思います。

ただ、節は重要ですよ。これは予算措置、これはあの、土木というよりも企画政策課の予算を組まれる方の問題かと思いますので。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） この県の方からですね、説明を受けるとき私も一緒に立ち会わせていただいておりますけれども、先程、協定書のほうも確認いたしましたところ、費用負担というふうな書き方をしてありましたので、一応負担金という形で取らせていただいておりますが、そのときも県のほうから条例を制定してとかっていう話は一切あっておりませんでしたので、ちょっと改めまして県のほうには確認をさせていただいて、向こうの受け入れ体制がですね、どうなっているのかというのも確認をさせていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和8年度苓北町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第36号 令和8年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、議案第36号、令和8年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第36号、令和8年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は主に、収益的収入と資本的支出につきまして、増額補正を行うものです。

第2条、収益的収入及び支出の、収入について。

収入、科目、第1款水道事業収益の既決予定額を2億523万7,000円から、補正予定額990万円を増額し、2億1,513万7,000円とするものです。

続きまして第3条、資本的収入及び支出について。

支出、科目、第1款水道事業資本的支出の既決予定額6,069万1,000円から補正予定額990万を増額し、7,059万1,000円とするものです。

次に、第4条、他会計からの補助金についてですが、今回の補正に伴い、一般会計から補助を受ける金額4,218万を5,208万に改めるものです。

4ページから5ページは、今回の補正に伴う予算実施計画であります。

6ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

ページの末尾にありますように、資金期末残高を8,353万8,717円と予定したところです。

次の7ページから8ページは、令和8年度末の予定貸借対照表でございます。

年度末における資産合計及び負債資本合計は、いずれも１１億７,１０２万４,０７５円とするものです。

続きまして９ページをお願いします。

事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の、収入につきまして、款１水道事業収益、項２営業外収益、目５他会計補助金、水道事業繰入金は、志岐浄水場薬品注入制御盤の修繕に伴う一般会計からの繰入金９９０万円を増額するものです。

次に１０ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、支出につきまして、款１水道事業資本的支出、項１施設整備費、目１施設整備費、修繕費は先程の志岐浄水場薬品注入制御盤修繕に伴う修繕費９９０万円の増額であります。

以上で、令和８年度苓北町水道事業会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第３６号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、令和８年度苓北町水道事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１４ 議案第３７号 令和８年度苓北町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第１４、議案第３７号、令和８年度苓北町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第３７号、令和８年度苓北町下水道事業会計補正予算（第１号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入と資本的支出につきまして、増額補正を行うものです。

第2条、収益的収入及び支出について。

収入、科目、第1款下水道事業収益の既決予定額4億7,870万6,000円に、補正予定額250万円を増額し、4億8,120万6,000円とするものです。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出について。

支出、科目、第1款下水道事業資本的支出の既決予定額2億6,286万円に、補正予定額250万円を増額し、2億6,536万円とするものです。

次に第4条、他会計からの補助金についてですが、今回の補正に伴い一般会計から補助を受ける金額1億6,048万2,000円を、1億6,298万2,000円に改めるものであります。

次に第5条、利益剰余金の処分は、予算第11条に定めた未処理分利益剰余金7,698万円を7,925万2,000円に改めるものでございます。

次の4ページから5ページは、今回の補正に伴う予算実施計画書です。

6ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

ページの末尾にありますように、資金期末残高を3,158万9,432円と予定したところであります。

次の7ページから8ページは、令和8年度末の予定貸借対照表でございます。

年度末における資産合計及び負債・資本合計はいずれも44億1,532万9,397円とするものです。

続きまして、10ページをお願いします。

事項別明細書です。

収益的収入及び支出の、収入につきまして、款1下水道事業収益、項2、目5他会計補助金250万円の増額は、公共柵設置に伴う一般会計からの繰入金であります。

続きまして11ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、支出につきまして。

失礼しました、ページ番号が間違っておりました。事項別明細書、8ページをお願いいたします。もう一度説明をやり直させていただきます。

収益的収入及び支出の、収入につきまして、款1下水道事業収益、項2、目5他会計補助金250万円の増額は、公共柵設置に伴う一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、次のページの9ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、支出につきまして、款1下水道事業資本的支出、項1、目1施設整備費、修繕費250万円の増額は、先程の家屋等の新築に伴う公共柵設置費用であります。

以上で令和8年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、令和8年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、2時55分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

-----○-----

日程第15 報告第3号 専決処分の報告について

専決第5号 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の変更締結について

日程第16 報告第4号 専決処分の報告について

専決第6号 請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の変更締結について

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、報告第3号、専決処分の報告について。専決第5号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の変更締結について。

日程第16、報告第4号、専決処分の報告について。専決第6号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その2）〕の変更締結について。

この2件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

専決第5号と専決第6号を一括議題とします。

専決第5号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の変更締結について説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 報告第3号、第4号につきまして、専決処分の報告でございますけれども、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決の内容につきましては、土木管理課長から説明をいたさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） それでは私の方から内容をご説明させていただきますので、次の次のページをお開き願います。

専決第5号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）〕の変更締結について。

令和7年10月21日、議案第43号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。

令和8年4月6日。苓北町長、山崎秀典。

記。

1、工事名。

上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）。

2、契約の方法。

指名競争入札。

3、契約金額。

当初、1億6,002万8,000円。

変更、140万5,389円。

合計、1億6,143万3,389円。

4、契約の相手方。

熊本県天草郡苓北町坂瀬川1447番地1。

株式会社長濱興業。

代表取締役、長濱健司。

補足説明をさせていただきます。

その1全体の工事内容といたしましては、遊具及び遊具の敷地の造成でございますが、今回の変更項目は1点でございます。

お手元の上津深江広域避難地防災公園整備工事（その１）の図面をご覧ください。

赤色で記載しているのが変更点です。

変更理由につきましては、遊具等の敷地造成に当たり、現地の平地部及び法面部に雑草が繁茂しており、施工範囲の確保及び作業効率の向上のため除草作業が必要であったことから、除草工及びその処分費を追加したものであります。

除草工の面積は４，８７２平方メートル。処分量は５．８トンでございます。

次に、めくっていただきまして、１、２、３枚、３ページ後をご覧ください。

専決第６号、請負契約〔上津深江広域避難地防災公園整備工事（その２）〕の変更締結について。

令和７年１０月２１日、議案第４４号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。

令和８年４月６日。苓北町長、山崎秀典。

記。

１、工事名。

上津深江広域避難地防災公園整備工事（その２）。

２、契約の方法。

指名競争入札。

３、契約金額。

当初、１億１，７７０万円。

変更、４０９万３，８００円。

合計、１億２，１７９万３，８００円。

４、契約の相手方。

熊本県天草郡苓北町志岐２３４番地１。

株式会社レイジュウ。

代表取締役、植里幸太郎。

次のページの図面をご覧ください。

その２、全体としましての工事内容は、駐車場、トイレ、遊歩道、西側芝生広場及び給排水管の布設であります、今回の変更項目は４点でございます。

お手元の図面の、赤色で記載しておりますのが変更点です。

変更理由につきましては、まず１点目、伐採工の追加でございます。

これは図面の右上、伐採工とありますけれども、こちらになります。東遊歩道の整備に当たり、現地には雑木等が繁茂しており、施工範囲の確保及び作業効率の向上のため、伐採工が必要であったことから、伐採工及びその処分費を追加したものであります。追加した伐採工の面積は２２０．８平方メートル。処分量は３８トンで、工事費２１８万

7,000円の増額となります。

次に2点目、手摺設置工の追加でございます。

これも図面でいきますと、右上の遊歩道の部分になります。東遊歩道を新設するに当たり、利用者の安全確保、勾配部での歩行補助のため、手摺設置工を追加したものであります。手すりの延長は56メートルで、工事費143万5,800円の増額となります。

次に3点目、給水管の材料変更でございます。

これは図面の、実際の位置としましては右の真ん中付近になるんですけども、それをこう、文字でお示ししておりますのは、上の方に延長187.7メートル、この部分になります。給水管路の新設に当たり、地震の際の破損・漏水を防止し、断水リスクを低減して安定供給を確保するため、耐震性に優れた材質の管に変更したものであります。延長は187.7メートルで、当初設計のPE管からHPPE管に変更としたもので、工事費17万7,000円の増額となります。なおこのPE管といいますのはポリエチレン管のことでありまして、新しく変更しましたHPPE管については、同じポリエチレン管ではありますが、高性能・高密度の、耐震性に強いポリエチレン管に変更したものでございます。

次に4点目、西側芝生広場への給水管の設置でございます。

図面の左の中段あたりに記載をしております。西側芝生広場の芝生養生に必要な散水用水を確保するため、給水管設置工を追加するものであります。延長は103メートルで、工事費29万4,000円の増額となります。

以上で上津深江広域避難地防災公園整備工事（その1）、（その2）の変更内容についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 何点かお尋ねしますけれども、これもう専決処分ですので、もう実際工事は、例えばこの法面の4,872平米の分についてはもう終わってるんですかね。もし終わってなければ、これだけ工事にするのにですね、伐採しなければならなかったのかなという、ちょっと疑問視するところはあるんですよ。

それとこれをですね、今年の10月だったですかね、一応完成予定がですね。そして、今伐採して、また今度は引き渡しを受けるときに、またしなければならんんじゃないかなという気がするわけですよ。当然今からもうどんどんどんどん繁茂していくわけですので。恐らく1回切ってまた途中で1回しても、引き渡しのときはまた切らにやんと思うとですよ。そのときの費用はどんなになるのかっていうのが1つと、それ

とですね、予算の新年度、今年度の予算のときに、ラジコンの除草機を買う予定にされ
とったですよ。260万ぐらいやったかな、確か。それで、それを早く購入して、そ
れでその繁茂した雑草等を切るようにするならば、これだけの費用は要るのかなと思
し、今後またその当然その除草作業が出てくると思うとですけども、早めに購入すれば、
そしてこの機械でするならば、費用というのも相当削減できるんじゃないかなって気が
するんですけども、そこら辺のその計画はどうなってるんでしょうかという。

それと入り口のですね、国道から入って行って左上、いわゆる芝生広場の下、法面を
伐採してあつですよ。あそこが非常に今凸凹で、あれはあのままの工事で終わられる
んでしょうか。あのままで終わるんなら私はですね、そこを法面をきれいに整地され
るならば、今度購入されるこのラジコンの除草機で除草ができるんじゃないかなと思
うですよ。今までのまんまだったら恐らく無理と思うんですよ、かなり凸凹しとるから
ですね。そこら辺の工事はどんななっているのかなということ。

それと国道、国道の法面。町道の、いわゆる個人所有以外の法面ですね。この工事に
対して、ここはそのまんまの状態で置かれるのかどうか。せっかく上に立派な公園がで
きるわけですので、やはり景観もよくなるように、国道から見て、いわゆる国道側から
見ても景観がいいように、そして公園側からも見て景観がいいような整備で進められた
方がいいんじゃないかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） その1のですね、除草の面積につきましては、先程ご
説明をいたしましたように、4,872平米ということなんですけれども、こちらの方
が法面部と平地部を含んでおりまして、平地部につきましてはもちろん工事をする上で
そこに遊具等が設置されますので、伐採の必要があったものでございますし、法面につ
いては直接工事に影響するということではないんですけれども、完成後の利用される
方々への環境整備としましてですね、伐採を追加したところであります。

これはちなみに、この変更契約4月6日なんですけど、これ今現在は伐採は済んでお
ります。済んでます。で、今後につきましてはですね、法面も含めて平地もそうなんで
すけれども、やっぱこう草刈りの頻度といいますか、この作業の負担というのが非常に
大きくなってくることが予想されますので、先程おっしゃいましたラジコン草刈
り機をですね、導入するということで予算化をいただいているわけですけど、これが今も
う発注をされ、福祉保健課のほうで購入するんですけど、発注をしている状態でありま
して、6月中には納品されるということでもありますので、このラジコン草刈機も使いな
がら、今、ラジコン草刈機がない状態でも一度業者さんに、かなり雑草の背丈がですね、
最初高かったんで、そこは一旦業者さんに除草していただいたんですけども、その後
については職員の方で、草刈機でですね、今こう随時、少し伸びてきたら切る、少し伸

びてきたら切るというような形でやっておりまして、今お話をしたラジコン草刈機が入ってきましたら、そちらのほう活用して、今工事を発注してる業者さんにではなくて、私たち職員の方で除草することとしております。

次に入り口の左上のですね、斜面につきましては、今のところ整地をする予定はないんですけれども、景観上の部分も考えて、何か桜辺りをですね、植栽して、景観を良くしていこうとは考えているんですけれども、桜を植えるにしましても除草というのは必要になってくると思いますので、今ご意見をいただきました整地につきましても、ちょっと検討をしたいというふうに思います。

それから国道側の法面ということで、多分段々になってるところかなと思いますけれども、そちらも今のところ工事の中とかで、あれを伐採したり何か草が生えてこないようにしたりという計画は、現時点ではございませんけれども、国道から、今もう遊具の方もですね、組み上がってきてまして、国道の道路、車で通行される方からも遊具が見える状況ですが、そのすぐ下に当たりますので、ちょっとその辺りをどうしていくかというのもちょっと部会のほうで検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） なら、こん除草機はもう6月中に入るということで、あとはもう、それそうすつとこの除草の作業の費用というのは要らないと思うとですよ。そうすつと、今からするならばやはり公園のほら、遊びに来とらすときよりもやはり今から職員の方でされる予定であるならば、練習ちゅえばちょっと失礼かもしれませんが、やはり慣れていただいて、そして安全に仕事ができるというような形で進めて、10月の完成までですね、慣れていただければより効率的な、なんていうかな、作業ができるようになるんじゃないかなと思います。で、この除草はですね、今からもうどんどん草は伸びる一方ですよ。そして雨は降るし、何ですか、あそこは環境は非常に良いですね、もうどんどん伸びてくる一方だと思います。で、もう本当に芝生あたりもですね、芝もですね、もう1週間も今置いたらもう駄目ですよ。もうそのぐらいの頻度で刈らんと絶対きれいにはなりません。そして、入り口のところに桜を植えて云々の話があったですけれども、やはり途中にステップを作ってそこに桜を植えてですね。そしてあとは法面で、法面でされるならですね、その除草機が使われると思うとですよ。そういうふうな設計をされて、そしてやはりそのせつかく高い、この260万ばっか金出してですよ、買われるわけですので、これをフルに活用できるような、やはりその整地をされた方が、以後、これ永久的に管理していかなんけんですね。より管理ができると思うわけですよ。そこら辺はもうぜひそういうふうな形で進めていただければと思います。

それと国道側の法面ですけども、それとあのほら、あの、あそこ、賤の和田線ですかね。手前からの、病院の前ん、あいから上ってくつとは。あそこの法面あたりはもうそ

のまんまですかね。あそこの方、あそこぐらいから全て公園の入り口のところまでぴしっと法面については整備をされると。公園は立派になった。そうすると国道の法面、下から見ても立派な公園が見える、そしてやはりよそから来て、苓北以外からみえられた方にもすぐ気づかれる。で、環境整備が非常にこの、整えるんじゃないかなという気がするわけですけどですね、そこら辺はぜひそういうような形で進められないものかなと。

ただ、国道面は県の管轄ですので、色々あるかと思いますが、そこら辺は県とよく話をされてですね、やはり環境整備に努められるようにしたらどうかと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今おっしゃいましたように国道のですね、法面が雑草が繁茂しているわけですが、公園の部分の町の土地、それから確かに国道際には、国道敷というか、国の土地、県が管理してる土地ありますし、中にはですね、ちょっと私も地籍をもう1回確認しないと、個人の土地とかもですね、含まれてると思いますので、そこらあたりもご相談ちゅうかお話をしながら、下からの見上げたときの景観ですかね、その辺りもちょっとできるだけ向上していけるように計画をしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ぜひそういうふうな形で進めていただきたいと思いますし、そしてやはりこの除草機あたりも有効活用されて、そして今後経費はですね、できるだけかからないように、そうずっと、くどいようですが、やはり引き渡し時あたりについてはぴしっとして、もう引き渡しを受けたらばすぐ公園が、なんですかね、一般に開放できる、問題なく開放できるというような形で進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） その1工事で平地の除草がありますよね。これは当初の設計の中で当然ここアスファルト舗装か何かをやる予定じゃなかったかと思いますが、あの浸透する。そういうときは、そういう整地費とかは見えてなかったのかどうか。

それと手すり設置ですね。その2工事。私も今現在、上るところにセメントで遊歩道を作りましたが、非常に危ないなというふうに思っていましたけど、今日見たらあそこに手すりをつけると。中央にするのか、両サイドするのかではありますけれども、そういう安全面は配慮されてるなというので、一安心はしたところですが、今、小屋スレートがありますよね、国道沿いに。物置小屋が。今あれを見とったら売り物件というふうに小屋に書いてありますけれども、あれは町に買ってくれないかなあという

ふうな、地主さんの要望を込めて売り物件って書いてあるのかがよく分かんないんですけども、それは皆さん通るときに気がつかれませんでしたか。あの物置小屋。

もしかしたら今回、ぜひ町の方に購入をしていただきたいというような意向がお持ちなのか、できれば先程錦戸議員がおっしゃったけれども、あの一帯をもう公園化するのであれば、もし地権者との合意ができればですね、物置小屋を持ってる方が全体の土地所有者であるならば、できるだけ町の協力のもと、高くじゃなくても、売ってもらえれば税金対策にも十分寄与しますからですね、公共施設だから。そういう面での検討ができないものかなあと。そうすると、ちょうど中央部分だけ木がぼさぼさなっとし、あそこの小屋の部分がもし購入できれば、駐車場とか休憩所にもなれるしなとは思いますが、できればそのような検討ができないものかと。

それとあと芝生広場ですね、今度広く芝を張って、いろんな遊びができるような場所を作りますけれども、確かに今木を切ってしまわれたので、今の状況は、ああこういうふうになってたんだなというふうに思います。ただ、また放っておくと雑木が2、3年でまた生えてくるんじゃないかと。暖竹も前は結構ありましたけれども、だからやっぱ根っこをもう1回取ってしまって、できれば張り芝工あたりでやっぱりその景観をよくするというふうな観点で、桜できれいにするのもありますから、それを検討はしてるということでもありますけれども、できれば私もあの芝生広場の下のところはですね、整地はきちんと、ただ切るだけじゃなくて。今しかできないと思います。やっぱりこの、で、また予算は結構繰り越してありますでしょ、これ。この全体工事の中では。3,000万ぐらい多分予算を繰り越して、してあるんじゃないかと思います。ですからやっぱり本当に必要なものについてはもう1回考えていただいてですね、有効な予算を使っただいて、わあさすが山崎町長てみんな喜ばれるようなことをですね、ぜひしていただきたいなと。

無駄なことはしちやならんですけれども、ただやっぱり20年先を見越したときにですね、やっぱりあそこが一番またメインになるじゃないですか、国道から見て。ですから今、うちの、今日通ったら遊具が国道から見えた、ようやく遊園地ができるんだなというふうなことでですね、見ていただいて、やっぱり期待してる方は多いです。うちも熊本にいる孫が来たときはぜひ連れていきたいと。

あと1点、あの、今非常に夏が暑い状態で、そのためにやっぱりみんなから言われるのは日陰ですね。木じゃなくても、人工的に日陰ができるようなことも検討していただければ、やっぱり炎天下にじいさんばあさんが孫を連れて行ったときに、やっぱりとても日傘だけじゃもちこなさんというようなことで、水をふーとこう出すとかですね、というようなこともやっぱり夏場対策もできればこの際、まだ工期は残ってますよね、これ。工事の工期はもう早く終わるかもしれませんが、当然今。でもやっぱりそこら辺

もう1回、せっかく予算もつけてますから検討していただいてですね、より良いものをぜひ作っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

さっきの1点だけ。民有地の件、どのような考えが今あるのか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 防災公園に限らず、雑草の対応というのは、町道も町有地も含めまして、大変苦慮しているところではありますけれども、国道から見たときの法面ですね、議員がおっしゃいました何か小屋ですかね、それはちょっと私の方が把握をできてないので、ちょっと今度見てみたいと思うんですけれども、その小屋をどうするかちゅうところはちょっとまだ今何ともあれですけど、国道から防災公園の間、法面につきましては、先程も言いましたように国道があったり町有地があったり民地があったりということですけども、その中でも全体的に見て公園としてのですね、景観がよい景観となりますように、ラジコン草刈機の活用も含めて、それから日除けの話もされましたけども、そちらの方は日除けのスペース、何ていうんですかね、屋根があって日除けとなるスペースが一応3か所設けてはあるんですけれども、炎天下の中でそれで十分なのかと、噴霧状のですね、水、それは今のところ計画はないですけども、そういった真夏の暑さ対策も含めまして、除草対策含めまして、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひ、もう多分二度とこのような公園整備はできないんじゃないかと思いますので、やっぱりまあ町長も十分、肝煎りの公園整備ですから、やっぱりみんなからすごいと言われるような公園をぜひ目指していただければと思います。

それとあの、さっきのラジコンの除草機ですね。当初予算のときは、購入してここに置くというような話をされてましたけれども、やっぱり200万超えるような、250万ぐらいしてるんじゃないと？もっと安く買えた？

いやいやいや、やっぱりそれでもやっぱり非常に、最近盗難がですね、あちこちで起こっています。やっぱりこういう新品で、いやみんな欲しいなというふうな方が、誰もここにいませんのでですね、これ多分どのぐらいの大きさか分かりませんが、役場のトラックに乗せられるようなものであるならば、できればやっぱここの敷地とか、やっぱ管理が行き届くところで置いて、単にここだけじゃなくて、やっぱりラジコンですね、公園とか運動広場とかほかにもいっぱいありますから、その辺りもやっぱりできるようなことですね、やっぱり非常にこのラジコンでする分については、人がこう肩掛け式よりもめちゃくちゃ速いし、除草した草もですね、これでやればそのまま置いといても1週間ぐらいで枯れてしまって、そのまま草置しとってもいいんじゃないかなというふうなぐらい、こう小さくチップ化するんじゃないかと思われますので、その活

用についてもですね、単にここだけじゃなくて公園とかも含めてですね、幅広く使うような形での検討をぜひお願いいたしたいと思います。やっぱりいいものはフルに活用して、安く、単価を下げていくという形も必要かと思いますので、是非そちらのほうも検討をお願いいたしたいと思います。以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） はい、ほかに。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まずはその1からですが、何か今あの、町の説明の中ではこの除草面積、除草作業がなんか施設の作業するに当たってちょっと邪魔にもなるから除草するんだというふうな話もされましたが、そういうことなんでしょうか。私はですね、この、これは、この赤線でラインで囲まれた部分は当然工事区域の中に入っているわけですので、何でこん変更は、変更工事をしなければならないのかという気がします。

ほいからこの赤線の中でですね、左角に小さく三角形が入っています。ほいでこれは、この土地の所有は町なのか誰なのか。ここやっぱこういう部分ば、こういう部分をぴしっとしとらんから、してないから、こういう追加作業に、追加設計で持ってこなければならないというふうなことになるんじゃないかと思います。

ほいから今、日陰の話が出ていますが、ここは本当、本当はちゅうか、当初はヘリコプターの緊急避難地だったでしょ。ですね。そこに日陰のなるようなものを作れば、ヘリコプターの降りたり上がったりするのに邪魔になる。そのことも考えるべきではないかと思います。

それからその2ですが、その2のこの一番東側の手摺設置工、L＝56メートル、これは勾配はどのくらいだったのか。

それから、これも先程のその1と似たような質問ですが、当初からこれはぴしっと設計に入っていたのかどうか。そのときの勾配もどうなのか。

ほで、今現在、私は今日ちょっと上ってきましたけども、あれ階段状にするということとはできなかったのかということです。

ほいからこのHP管φ50、これはこの何もなかった分に新たに187メートル、187.7メートル、この赤ラインのとおり入れるのか。それから西側芝生広場用給水管φ13、103メートル、これはこの芝、左側の芝生広場のためだけにこの配管するのかどうかですね。非常にこう無駄な感じじゃないかと思うわけですよ。ほいけん、ここにきは途中に給水栓を作って、そこからビニールパイプ、ビニールホースでその芝生公園の水を処理する、対処する、そういうことはできなかったのか。もちょっとやはり先程も言いましたけども、公金、公の金ですので、慎重に慎重に物事を考えていくべきだろうと。あんまりにもずさんで、安易な考え方だと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） その1の除草につきましては、実際工事に入る前もですね、避難地として管理をされておりましたので、除草作業というのは行っておったんですけれども、ちょうどこの工事を発注して工事に入られる際、業者さんが入られる際にですね、ちょうどタイミングといいますか、かなり背丈の高い状態まで草が伸びておりまして、工事費の中にですね、除草であるとか特に今は処分まできちっとしなければならぬ状況でありますので、それが見てなかったということで、今回追加をさせていただきます。

それから、ヘリポートについてはですね、この遊具が座るこの広いメインの広場ではなくて、道を挟んで駐車場がですね、あるんですけれども、この駐車場を有事の際ちゅうか、何か災害とかそういうヘリがですね、ドクターヘリ等が降りる必要性が出てきたときのヘリポート用ということで、ここには支障となるものはございませんので、そこを想定をしております。

手すりについてはですね、公園とか遊歩道とかに対しての手すりの設置っていうのが、法的には明記されてないというか、義務はないということであつたことから、ちょっと上げてなかったんですけれども、やはり工事が進んでいく中で、勾配がちょっと今手元でですね、正確な勾配がお示しできませんけれども、きついところでは10%とかですね、その辺りの勾配になるかというところで、公園完成後に通行される方の利便性を考えまして、今回手すりの追加ということで、一応階段のところには必ず、急なところが、勾配の急なところが階段になって、比較的緩いところがスロープになっていますので、まず少なくとも階段のところには手すりを両サイドに設置をして、スロープのところは、特に勾配の急なところに、これも両サイドにつける予定であります。それから給水管ですけれども、この、その2の187.7メートルの分については元から、当初設計から同じ50ミリのですね、管が入っていたんですけれども、先程もご説明したように、管が防災公園ということでもありまして、水道環境課等からの助言もあり、やはり耐震性に強い管にした方が、何かあつたときの防災公園ですので、その辺りの観点から、高強度のポリエチレン管に管の材質をですね、変える、延長は変わりません。材質を変えるものであります。

それから、西側芝生広場に新たに設ける13ミリの給水管103メートルにつきましては、これは当初はなかったものなんですけれども、西側芝生広場の芝生がですね、先程から除草の話、それから夏場の炎天下の話もありますけれども、こちらの方も芝生広場で快適に過ごしていただくためにも、やはりしっかりと芝生の管理をすべきだということで新たに、ちょうど道路のですね、車道があつて歩道、歩道の外に未舗装のスペースがありましたので、そこに103メートル分、芝生の養生のためだけではなく、散水栓用として給水管を敷設させていただくものであります。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まずその1ですが、このヘリポートはこの東側の駐車場ですか、西側の駐車場ですか、を予定しているということです。ということであれば、ここにはヘリコプターの発着のマーク、Hとかそういうことになるかと思いますが、そういうものは設置する予定があるのかどうか。

それからこの除草面積、この除草は、こん芝生のとこ、今言うたこの芝生のところも一緒だと思いますが、この敷地全体的にやっぱ草が植わってくるかと思います。ほいで、その場合にその除草の管理は誰がするのか。こん、今日、今度は今日上がってるこん4,872平米、この分を本来ならば管理者が除草すべきで、工事に追加変更するのはちょっと不適切だというふうに思います。

ほいからその2ですが、その2の西側芝生広場給水管、こん西側芝生は今の説明では何かまあ娯楽ではありませんけども、そういう部分、そういう分野で使うんだというふうな話だったと思いますが、そういうことなのか。

それからこの階段手すり、ここはもうちょっと勾配はどのぐらいあるのか、この手すり、何か階段じゃない部分ですね、もうかなり急です。急でした。実際今日歩いてきましたけども、これはこれから先、高齢者が増えていく中で、この広場に孫さんとお年寄りがみえられた場合の安全性を確保すべきだろうというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） ヘリポート、緊急時にはヘリポートに使用することを想定してると申し上げました、この駐車場につきましては、この工事の中でですね、ヘリポートのこのHのマークあたりの表示を書く計画はございません。

それから除草業務ですね、先程から確かに防災公園に限らず特に夏場の雑草の処理というのがですね、非常に課題となるわけですが、工事が竣工するまではですね、私たち土木管理課の方で、先程も申しましたラジコン草刈機も活用しながら、ラジコン草刈機が使えないところは通常の肩掛け式のですね、草刈機あたりで職員で除草作業を行っていきたい。それから工事が完成しました後にはですね、福祉保健課の管理ということで、そちらのほうで同様に除草作業を行っていくということになります。

それから西側芝生広場については、ここには遊具でありますとか、そういった構造物というかですね、それを設置する計画にはなっておりませんで、芝生を張った、文字どおりの芝生広場になるということで、逆に用途を指定せずにですね、自由にお使いいただけるという部分もあるかというふうに考えております。

手すりにつきましては、元々の現地の地盤をですね、大きく変えないで遊歩道が入れてあるもんですから、議員がご指摘されますように、勾配がきつい状態があるというところ

ころを認識しまして、今回の変更の方ですね、手すりの設置をして、できるだけお年寄りも、それから幼児の方もですね、楽に昇り降りができるようにということで計画しております。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

○5番（浜口雅英君） いや、これは？こん三角んちょっと入っとなつやという。

○土木管理課長（松井徹也君） すみませんもう一度、三角のこの図面でいくと中ほどですかね。真ん中の。この法面の端っこというか。

○5番（浜口雅英君） 工事ばすっとはあんたたちやろもん。

○土木管理課長（松井徹也君） この赤で示しておりますところはこの三角形のところも全部含めまして、町有地になっておりますので。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 町有地じゃなかろうもんなこら。

○議長（野崎幸洋君） もう一度、その三角って言われる部分を示してもらって。

○5番（浜口雅英君） 説明？ここ。ここちゅうたつちや分からんて、なんのあつて、工事ば1億も2億も3億もかけて工事をしようというもんがそん、そがんと、境界が分からんてどういうことや。

○議長（野崎幸洋君） だから質問は、三角をどこを指しているんですかって。

○5番（浜口雅英君） ほいけん、そんくらいぐらいは言えぶんかつどもんちゅうこつやっかな、標準語で言え。

ほいから併せてな、お尋ね、再度お尋ねしますが、そん、ヘリポートに考えとつこ、そこは何も表示は今んとこ考えていないということばってん、それでもし何かあったときは、ここをヘリポートに使いますて言うともおかしかつじやなかですか。こいはたまたま防災公園整備事業工事になつていばってん、本当はヘリポートやったでしようが。ですね。いきさつはご存じありませんか。ご存じありませんか。ええと、いきさつが分かる人はおられますか。

○9番（高戸幸雄君） はい。

○町長（山崎秀典君） 待ってください、まだ質問ば・・・。

○5番（浜口雅英君） うんにやもう、そつで回答が出ればよかいばってんが。まあそういうことやけん、ほいでこん三角ん道も分からんですか。分かつた？分かつたな？

そいから併せて、ここまで上ってくる道、ここまで上がってくる道、これは私道なのか町道なのか、併せてお尋ねします。もっと聞きたかつたばってん忘れた。

○議長（野崎幸洋君） 課長、さっきの三角部分分かりましたか。分からんだつたらもう、1回暫時休憩とつて、その部分をはつきり聞いてから答弁してください。

○土木管理課長（松井徹也君） この三角の部分の土地については、このちょうど、右

左で言うと真ん中の一番下の方のこの三角形であると思いますが、こちらの土地の所有についてはですね、ちょっと今この場では分かりませんので、ちょっと調べて。

○5番（浜口雅英君） そがん分かって言わんでくれんきゃあ。

○土木管理課長（松井徹也君） 今ちょっと地籍が見れましたので、この三角の土地も町有地となっております。

それからヘリポートの表示につきましては、防災担当の総務課、それから公園が完成後ですね、福祉保健課ともちょっと協議をして検討したいと思います。

それから町道については、今現在はこの町有地であり、公衆用道路であるということで、町道ではありませんので、これは防災公園が竣工しましてから町道に認定をしたいと考えておりますので、そのときにはまたその手続きをとらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 今4回目になります。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） まずあの、その1の関係なんですけれども、除草面積が5,000平米ばっかありますね。これはもう出来上がってからまた2回目にすつとですか。1回目見てなかったちゅうこつですか。そら請負でするので、現場ば見てからとるわけやけん、もし藪ば払ってもろたですたいちゅうとなら見られんですよ、設計には。

ほいで2回目も、また2回目、1回目きれいに仕上がったつば、あん草刈りすつとにまた見たちゅ、これも見れんですよ。竣工検査済んどれば見れますけど。竣工検査まで業者が管理せんばんとですから。そうじゃなかですかね。私はそう思います。手戻りつて言うんですよ。小さな工事全部そうですよ。小さな工事は手戻りで業者がしよるばって、大きな工事はあん、また新たに見てやるちゅことは言えんとじゃなかかなと私は思います。これ当時ここがもうきれいに仕上がつとつとですかね。もう仕上がったつばもう一回切るちゅうこつですかね。それとも仕上がる前に草刈りが行つたばってん見とらんやったけん業者に切らせたつですたいちゅうて言うんですかね。

入札前は必ず現場確認して業者とるわけですから、そこら辺も確保して、それで請け負けちゅて言うごたつですから業者は。請負じゃなくて、請け負けやつか私たちはつて言う。常にそう我々には言うてきよらしたですね。まあそれが1点。ここは、当初見てあったのか、あるいは見てなかったのか。見てなかったならば、当初の請負、発注のときの現場説明はどうなつとつたのか。これふとかです、ふとか工事、ふとかあれですよ。あの、責任問題としてふとかつですよ。

それから2番目ですね。まずこのあの大きな管が、グラウンドの真ん中を通つとつてすね。50のパイプが。通常はグラウンドの真ん中は、普通はパイプは通さんとかじゃなかですかね。やはり両脇どっちか通すとが本当じゃなかですかね。それからしきりに耐震、耐震が云々とかどうのこうの言うばってん、何メートル何センチ埋まるか分かりま

せんけれども、V Pでも、んね、あの普通の水道管でも、ビニールパイプでも、塩ビのパイプでも強かです、入れとけば。さっちがHP・・・HPかな水道課長。使わんでも。私はそう思います。ほいでここんパイプの、50のパイプばですよ、つんきぐる、打ち切れるぐらいの地震のけば、そうなもんですよ。それよりも、そういったことをおっしゃったならば、小さかパイプを強かパイプにせんばんとですたい。小さかパイプ。大きなパイプは切れんので、小さかパイプは切れますので。私はそう思います。

それから西側広場公園までの13ミリのパイプですね。これでもつのかどうか。水量がですよ。13ミリのパイプ、一番小さかパイプですね。もしここに何か色々あの、芝生、あの芝生ばびしゃっと植えたり、あるいはあの何かな、桜植えたりどうのこうの。私は桜よりも、いつも言うように椿を植えた方がよかと思いますけど、椿は町花ですので、町木ですので、町花・町木ですのでね。そう思いますけれども、13ミリで、ここにもし何か水飲み場とか何かすつときに間に合うかなと。そして13ミリはV Pば作ってあると思いますが、なぜ大きな、大きなパイプを強度のあるまま使うてから、こまなかパイプは強度のなかいば使つとる。折るつと強度、こまなかいが折るつですよ、すぐ。まあそこら辺も併せて聞きます。

そしてこの矢印の、こん、あれは何なのか。勾配なのか。何か分からんですけれどもですね。できればこのパイプは外側に回したほうがよかと思います。グラウンドの真ん中をあの本管が通つとって、あの、学校の、学校のあたりもですよ。そして、もしその本管がやられた・・・グラウンドなんか全部掘り起こさんばんです。まあそういうことでございますので、どうなってるのかどうか。

それからあの、こら西の方かな、北か、東か。東の方の伐採工が220.8ですかね。こら当初見てなかったつですか、ここは。こういった施設すつとなら当然伐採費ば見とかにやいかんとじゃなかでしょう。当然見るべきでしょう。なぜ見てなかったのか。こら請負になかったつですばいてそのまま建てていっちょいとつたつちや業者よかつですよ。見てなからんば。なぜ見てなかったのか、いるなら見んばんですよ、こころ辺は。通路の上ですので。私はそう思います。そこら辺ですね。西側の芝生の関係で、13ミリはどういう事情で13ミリのパイプに普通のV Pで使うてあったのか。そして中のパイプは深さがどんくらいぐらい入るつとか。で、耐震でその例えばあのHPとか、VHか。パイプを使わんばならんとか、ここに何かH P P E管ていうてありますけれども、通常、あの青みがかったパイプでしよ。水道課長、そうでしょう。青みがかったパイプでしよ。

○議長（野崎幸洋君） 質問まとめてから答弁しますから。

○4番（松本良人君） ほで、なぜそういうことになったのか、お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 西側芝生広場への。

○4番（松本良人君） もうちょっとこう立てて言うてくれんか。

○土木管理課長（松井徹也君） 西側芝生広場への給水管につきましては、13ミリということで小さい口径ではありますが、この西側芝生広場に給水管を引く目的としましては、芝生の養生、要するにスプリンクラーあたりですね、芝生に水を撒くことのみを現在想定しておりますので、13ミリで口径的には足りるというふうに判断しております。

それから、メインの広場の真ん中ほどですね、入れております給水管50ミリの部分については、深さが90センチ。90センチ、深さがですね。90センチのところに埋設をしております、一応これは先程も申しましたが、深さは90センチということである程度取れてると思うんですが、防災公園という意味での、より、ほかの防災公園以外ですね、被害がもしほかの箇所で断水等があったとしても、この防災公園の給水については断水をしないような、より強度の高いものをということで、水道環境課のほうとも協議をしまして、一応H P P E管、高性能の硬性の高密度ポリエチレン管ということにさせていただいております。

それから東遊歩道の伐採ですけれども、これは確かに遊歩道を作るに当たっては、現地は最初から雑木等が生えておりましたので、これは設計の中で伐採が漏れていた、計上漏れであったということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 水道管なんですけども、従来ですと、昔で使ってた管で言いますと、V U管、灰色のやつですね。で、平成入りまして、昭和の終わりぐらいからH I V Pという、ちょっと黒っぽい管を使っております。で、平成24年ぐらいから耐震管、ここで使っていますH P P E管を水道工事、敷設替え辺りをするときは、もう常に今はそのH P P E管を使っております。

○4番（松本良人君） H I じゃなくて。

○水道環境課長（時田健一君） はい。耐震型ですので、地震が起きたときに、一番どこが壊れやすいかというと、やっぱり継ぎ手部分が壊れやすいですね。で、そこら辺に、耐震に特化したのがこのH P P E管で、非常に耐震性は優れたものになっております。

○4番（松本良人君） もう1つ。

○議長（野崎幸洋君） もう1つは？

○4番（松本良人君） 除草、除草面積。

○議長（野崎幸洋君） 除草面積。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 除草面積につきましては、この工事をですね、発注を

去年の10月にしたわけですが、それから準備工等ありまして、実際に現場に着手するとなりましたときに、先程も申し上げましたが、人間の背丈とまではありませんけれども、かなり丈の高い状態まで草が伸びておりまして、そういったものの除草であるとか、特に処分あたりをですね、もともと当初設計では見ておりませんでしたので、それをこの今回の変更で追加して、除草を予算的にも、この工事の中の予算的にも入れたということで、それはその後はですね、私たちも工事の支障とならないように、また完成後の維持管理も見据えまして、職員の方で随時草刈り、全体的な除草作業を行っておりまして、6月中に納品予定のラジコン草刈機が入りましたらそちらのほうも活用しながら、職員の方で今後の除草作業を行っていきたいというふうに思います。

○4番（松本良人君） 矢印は？

○議長（野崎幸洋君） なんですか？

○4番（松本良人君） 矢印は。

○土木管理課長（松井徹也君） この矢印はですね、水の勾配、この矢印の入っとる線が一番高くて、そこから両サイドに勾配がついているという表示でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、防災公園でですね、あのパイプの変更ですよ。そこら辺分かつとつとなら当初からそういったとばせんばんでしょ。私は先程言いました。普通のもでも結構だと思います。

それから、耐震で云々の言わすとならば、真ん中でのうしてできれば後段方ば通さんばんでしょうもん。普通の常識に考えて。こっちはあつて、盛土でしょう、こっちは。いくらか。盛土でしょう。そしてせっかく言うとならば、13ミリよりも16ミリを入れとったほうがようはなかろうかって、水道屋さんたちは・・・とですかね。価格としてもそう変わらんとと思いますよ。しかし水量は相当ずつですよ。違うですよ。今後はこれだけの面積がですね、何平米あつとですかね。かなりこう、あん上の方だけでも5畝ぐらいあつですね、500平米くらいあつですから、でね、そして下の方も管理をするってなれば、今後は相当水が要りますよ。ほいで当然ここ芝生ですので、子どもたちが・・・水飲み場を作ったなんかせんばんですよ。こん見てなかばってん。今後はですよ。そういったことは考えられんやっただんでしょうかね。

○議長（野崎幸洋君） まだありますか。

○4番（松本良人君） この、それとですね、この除草を入札してからなごう施工せんじゃったけん、丈の高う、高なつた、これ言い訳でけんでしょう。もう入札したつと一緒に業者が管理せんばんとですけん。入札してその中で事故起きたとか全部業者が持たんばんとですから。そこら辺は、管理は、あの、お考えはなかったですか。入札後はですね、その現場はですね、全部請負業者が持つべきなんですよ。それを今職員が行っ

て、あん、払ろたなんだしよっちゅ、まだ工作中ならばそういったことは違法ですよ。何もならん。自慢にも何もならんですよ。もしそこでですよ、何かの事故起きた時はどっちが持つですか。職員は年休としてそのボランティアで行きよっとですか。草刈りに。一旦発注したならばそこは業者持ちですよ全部。そこら辺の。

それとその、あの、このもう1回ですね、この中央を走ってる埋管、埋管をしてあるのは、本来ならばこう、後段の方を通して、あの、後段っちゅか土羽の方を通してですね、そして畔のあの法面のあの埋立てのほうに行くとなら、そこから小さいパイプを持っていくと、そういったことにしなければ防災の意味はないと思いますよ。それでそこら辺を。なん。

○議長（野崎幸洋君） いや同じこと繰り返しよらすけん、まとめてください。

○4番（松本良人君） 私は何回も言わんば分からんから何回も言いよっとですよ。それでそこら辺を、あの、どう考えてされたのか。お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 給水管の埋設ですけれども、議員がおっしゃいますように、中央に入れずに端を通すべきじゃないかという、どこを通すかということがあると思いますが、私たちとしては一応深さをですね、90センチ、深いところに埋めているということと、先程の耐震性の高い管を入れている。あとは、ここは基本的にはですね、車両の進入を禁止、何かあったときには入れはするんですけども、原則的には禁止としておりますので、一応この中央で埋設をする、するというか、しているところであります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

○4番（松本良人君） 13ミリのどうのこうの、16ミリに変えたほうがようはなかかちゅ、そこら辺は。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○4番（松本良人君） 全部聞いたとは言ってくれろ。

○土木管理課長（松井徹也君） その西側芝生広場への給水の13ミリをもう少し大きくしたらどうかということですけども、これは専決処分の報告ということで、もう変更契約の後に管はもう埋設をしておりますて、ちょっと今から大きなものにすることができません。

○4番（松本良人君） 除草面積、除草をこん発注後に草ん高うなっとったけん切ったこれ、設計したとも聞いたっじゃかったきやあ。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○4番（松本良人君） 二重に設計・・・。

○土木管理課長（松井徹也君） 除草につきましてはですね、除草そのものもあるんで

すけども、今はもう適切な処分ということが言われておりまして、処分場にですね、有料で処分する形になりますので、この1回目の除草については業者さんにしてもらった分は設計の中で見ておりまして、その後は工事費が増とらないためにも、職員の方で除草をして、こまめに刈ることで運び出し等がなくなりますので、そういう形で除草を行っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

3回目。

○4番（松本良人君） もう何回も言いよっですけれども、この除草作業の4,800平米、これは全く常識外れですよ。本来ならば、発注した後は自分たちがかかってぴしゃっと払わんば、払わんとですか。常に払たりなんかしてからせんばんとですたい。そして上手な業者さんたちは、ここはあの、仕上げてあつとか、ここはあの、この法面は見てなかつか見てあつとか分かりませんけれども、ここも法面もですね、整正なんか見てあつとならば、そこら辺もぴしゃつとですね、業者がせんばんとですよ。お金ばかりして、かけてあつとなら。

そしてグラウンド内に施設する、芝生をする、あるいはグラウンドの整備をする、そしてその後に草ん植わったけんまた切らんまん、切ったそらまた見んまん、そういったこつはなかですよ。ここは何回も言うようすけれども、発注後は、発注後は、竣工検査で引き受けるまでは業者の責任ですよ。分かりますか、言うのが。私今これ2回目言うんですよ。発注した後の、色んなあん何か伐採とか草刈りとか、またおわってきたけん切つとばもう1回見てくれろ、そら見られんとですよ、よっぽどんこつじゃなからんば、手戻りは見られませんか。台風とかなんかでやられたとか、自然災害とかなんかでやられたときは見られると思いますが、普通何もなかとに、草ん植わつとったけんもう1回切ったけんそん分なくれろてそういうことできんですよ。

○議長（野崎幸洋君） その点の考え方を。

○4番（松本良人君） それでそこら辺の質問、回答をもう少し明確に。間違うとったなら間違うとったけん、しよんなかけん見てくださいとか、ああ言ったこう言ったで言うんじゃなくて。そういったこと、けじめをはっきりつけてください。

○議長（野崎幸洋君） 今の答弁を。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この、その1の除草の、この4,872平米につきましては、この平地部については工事の施工範囲ということではありますが、この法面は工事の施工範囲外の部分を防災公園竣工後の景観といいますか、管理上の意味で、追加で刈ってもらった、そういう意味合いでもありますので、今回の変更で工事費を増額させていただきます。

発注後は、全て除草作業はですね、施工範囲内は業者が、受注された業者さんがやるべきではないかということですが、それは今一度、発注したときの仕様書等をですね、確認をして、またお伝えをしたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第3号、報告第4号を終わります。

-----○-----

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（野崎幸洋君） 日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご提案を申し上げます。

このことにつきましては、前任の齋藤高子氏が任期途中の令和8年3月31日をもって退任をされたことに伴い、次の方を人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。記。

氏名、荒木広之（新任）。

生年月日、昭和33年9月9日。

住所、苓北町志岐1756番地5。

任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間でございますが、任期につきましては、国の方からまた委嘱等がございますので、今の状況では10月1日からの任期ということでお聞きをいたしております。

なお、荒木広之氏の略歴につきましては、次のページに掲載をしておりますので、ご承認、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 経歴の中でですね、令和4年4月から苓北町社会福祉協議会会長、現在に至るになっています。ほいでこの件については、田嶋町長のときでしたかね、そん、ほかの、他の自治体では、この社会福祉協議会会長と町長が一緒になってやるっちゅうのはなくて、それぞれ町長は町長でしている。ほいから協議会長は協議会長でし

ている。そういう自治体がかなりあったので、個々に分けるべきではないかという話を
して、検討するということになっていたんですが、もうかなり年数が経っていますが、
検討してあるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 社会福祉協議会の会長職の件につきましては、今、浜口議員お
っしゃったように、以前にも浜口議員からそういうご質問がございました。

現状におきましては、当時は町長と社会福祉協議会の会長職は別のものですね、そ
れぞれ担っていたわけですがけれども、最近、現在の状況を見ますと、各自治体の状況で
いきますと、各市町の首長が社会福祉協議会の会長もですね、兼任をしております。そ
の点につきましては、町が社会福祉協議会に対して補助金を支払っている状況の中で、
補助金の関係でですね、町長職と会長職が一緒でいいのかどうかというようなことが判
断がありましたけれども、調べてみますと、本来ならばですね、別々がよいということ
ではありますけれども、特段首長と会長が兼務をしていても問題はないといえますか、そ
ういう法令上の文言等がございました。

そういったところで今期まではですね、今荒木会長が会長されておりますけれども、6
月末で理事を退職される予定になっているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、もうちょっとお尋ねをいたしますけれども、この社協長
の今、会長、現在会長ですね、会長さんですけども、人権擁護委員の仕事もですね、
主に社協の関係する人権に関することとか、弱者に関することとかいっぱいあって、本
来ならば会長さんあたりが相談に乗らんば立場じゃなかかなと思うとですね。そこら
辺、まあ6月に交代なさればもうそこまでいいかなと思いますけれども、もしそうで
なかったならば、そこら辺はどうなるのかなと思います。私は本質的に考えると、人
権擁護委員と社会福祉協議会の会長さんは別々になつとが本来の、仕事から言えばです
よ、仕事から言えば、まあ同じようなものですから、あの、本当は分けたほうがよかつ
じやなかろうかなと思いますけれども、合体してもよかつですかね。よければもう人物
的とか・・・問題なかつですけどもね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程浜口議員の質問にお答えしましたけれども、今期をもって
今の社会福祉協議会の荒木会長は理事を退任されるということでございまして、その後
におきまして、法務省からの任期の発令でですね、10月1日から人権擁護委員を任命
されるということでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。この採決は会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

閉めたら入れませんよ。

暫時休憩です。

-----○-----

休憩 午後4時10分

再開 午後4時11分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 再開いたします。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員数は9人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、1番、田嶋健司君、2番、山口利生君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田嶋健司君、山口利生君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（野崎幸洋君） 諮問第1号の投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成9票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、荒木広之君を適正とする答申をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

—————○—————

日程第18 陳情第3号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、陳情第3号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

陳情第3号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略、陳情書の朗読及び質疑も省略することとなります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第3号を採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書は、採択することに決定しました。

お諮りします。只今採択されました陳情第3号の意見書の提出については、本日の日程に追加し、提出者を定め、追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで、追加日程のため休憩といたします。4時30分まで休憩とします。

—————○—————

休憩 午後４時１７分

再開 午後４時３０分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） それでは皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これから追加日程についてを議題とします。

—————○—————

追加日程第１ 発委第２号 残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第１、発委第２号、残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教厚生常任委員長、倉田明君。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） それではお疲れでございますが、報告をさせていただきます。

発委第２号。令和８年６月５日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、総務文教厚生常任委員会委員長、倉田明。

残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書（案）。

水俣病は、不知火海沿岸地域住民に塗炭の苦しみを与えました。それは、健康被害だけではなく、差別や偏見など地域住民の分断と混乱をもたらしました。

水俣病も今年５月１日で公式確認から７０年の歳月を経過しました。しかし、いまだに救済を求める人たちが後をたたないのが現状にあります。

これは、住民のいのちと健康を守るべき行政にとって憂慮すべき事態であり、被害者たちが生存しているうちに解決しなければならない重要な課題であると考えます。

国は、そのリーダーシップを発揮し、１日も早く、残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題を解決していただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年６月。苓北町議会議長、野崎幸洋。

衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。環境大臣様。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発委第2号を採決します。本件は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号、残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出については、可決することに決定しました。

お諮りします。

只今議決された発委第2号について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第19 陳情等文書表について

○議長（野崎幸洋君） 日程第19、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議までに受理した陳情等は先にお配りした1件となります。

令和8年陳情第2号、mRNAワクチン接種事業中止の意見書提出を求める陳情書については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定いたしましたので、お手元に配付しております。

—————○—————

日程第20 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第20、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 1 議員派遣の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第 2 1、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。なお、議員派遣に変更がある場合には、議長に一任とさせていただきます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 3 回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 4 時 3 4 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員